

フィリピン国
内国歳入庁 (Bureau of Internal Revenue)

フィリピン国 税務行政能力強化にかかる 情報収集・確認調査

ファイナルレポート

2021年10月

独立行政法人
国際協力機構 (JICA)

株式会社パクサ

フピ事
JR
21-002

略語表

略称	総称	和訳
AAT	Automated Auditing Tools	自動監査ツール
ADB	Asian Development Bank	アジア開発銀行
AEOI	Automatic Exchange of Information	自動的情報交換
AOA	Authorized OECD Approach	OECD 承認アプローチ
APA	Advance Pricing Agreement	事前確認制度
BEPS	Base Erosion and Profit shifting	税源浸食と利益移転
BIR	Bureau of Internal Revenue	内国歳入庁
BOC	Bureau of Customs	関税局
CbCR	Country-by-Country Reporting	国別報告書
BLGF	Bureau of Local Government Finance	地方財政局
CFA	Committee on Fiscal Affairs	財政委員会
CREATE	Corporate Recovery and Tax Incentives for Enterprises Act	企業復興税優遇法
CRS	Common Reporting Standard	共通報告基準
DBCC	Development Budget Coordination Committee	開発予算調整委員会
DMCs	Developing Member Countries	開発途上加盟国
DOF	Department of Finance	財務省
DRM	Domestic Resource Mobilization	国内資源動員
DSAs	Data Sharing Agreements	データ共有合意
DTAs	Double Taxation Agreements	二か国間条約
DX	Digital Transformation	デジタルトランスフォーメーション
eFPS	Electronic Filing and Payment System	電子申告・納税システム
EOI	Exchange of Information	情報交換
EOIR	Exchange of Information on Request	要請に基づく情報交換
eReg	eRegistration	電子登録
eTIS	electronic Tax Information System	電子税情報システム
FATCA	Foreign Account Tax Compliance Act	外国口座税務コンプライアンス法
FDI	Foreign Direct Investment	外国直接投資
FHTP	Forum on Harmful Tax Practices	有害税制フォーラム
FPI	Facilitating Public Investment	公共投資の促進
GAAR	General Anti-Avoidance Rules	一般的否認規定
GDP	Gross Domestic Product	国内総生産
HRDS	Human Resource Development Services	人材開発業務部
ICT	Information and Communication Technology	情報通信技術
IMF	International Monetary Fund	国際通貨基金

略称	総称	和訳
IP	Intellectual Property	知的財産
IRIS	Internal Revenue Integrated System	内国歳入総合システム
ITAD	International Tax Affairs Division	国際業務課
ITP TWG	International Tax Policy Technical Working Group	国際税務政策テクニカルワーキンググループ
JETRO	Japan External Trade Organization	日本貿易振興機構
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
LOB	Limitation-on-benefits	特典制限条項
LTS	Large Taxpayer Service	大規模納税者業務部
MAC	Multilateral Convention on Mutual Administrative Assistance in Tax Matters	税務行政執行共助条約
MAP	Mutual Agreement Procedure	相互協議
MCAA	Multilateral Competent Authority Agreement	当局多国間合意
MLI	Multilateral Convention to Implement Tax Treaty Related Measures to Prevent BEPS	BEPS 防止措置実施条約
MNEs	multinational enterprises	多国籍企業
MTRS	Mid-term Revenue Strategy	中期歳入戦略
NIRC	National Internal Revenue Code	内国歳入法
NO	National Office	本庁
NTA	National Tax Agency, Japan	国税庁
NTC	National Training Center	税務研修センター
OECD	Organisation for Economic Co-operation and Development	経済協力開発機構
PE	Permanent Establishment	恒久的施設
PPT	Principal Purpose Test	主要目的テスト
PROTECT	Professional Team for E-Commerce Taxation	電子商取引専門調査チーム
PTA	Philippine Tax Academy	フィリピン税務アカデミー
RAMOs	Revenue Audit Memorandum Orders	税務調査命令
RAOs	Revenue Administrative Orders	税務行政命令
RATE	Run After Tax Evaders	脱税者を追え！
RDAOs	Revenue Delegation Authority Orders	税務権限委任命令
RDOs	Revenue District Offices	税務署
RMCs	Revenue Memorandum Circulars	税務通達
RMOs	Revenue Memorandum Orders	税務命令
RMRs	Revenue Memorandum Rulings	税務解釈通達
ROs	Regional Offices	国税局
ROHQ	Regional Operating Headquarters	地域運営本部
RRs	Revenue Regulations	税務規則
SPMS	Strategic Performance Management System	戦略的業務管理システム
TA	Technical Assistance	技術支援
TDD	Training Delivery Division	研修実施課

略称	総称	和訳
TIEAs	Tax Information Exchange Agreement	租税情報交換協定
TIN	Taxpayer Identification Number	納税者番号
TMD	Training Management Division	研修管理課
TNA	Training Needs Analysis	研修ニーズ分析
ToR	Terms of Reference	規約
TP	Transfer Pricing	移転価格
USAID	United States Agency for International Development	米国国際開発庁
VAT	Value Added Tax	付加価値税
WB	World Bank	世界銀行

目 次

要 約	1
1. 調査概要	5
1-1 調査の背景	5
(1) 社会経済状況及び課題	5
(2) 税務行政における課題	8
1-2 調査の目的	9
1-3 調査項目	9
1-4 調査団員	9
1-5 調査計画	10
2. 調査方針	11
2-1 法令	11
2-2 税務行政	11
2-3 人的資源開発	12
2-4 二国間ドナー及び国際機関の活動	12
3. 調査結果	13
3-1 法令	13
(1) 法令の構成	13
(2) 新規規則等の策定	13
3-2 税務行政	15
(1) 組織と BIR の実績	15
(2) BEPS ミニマムスタンダード：法体系と執行	21
(4) デジタル経済への課税：方針と現状	32
(5) 情報交換と共通報告基準	35
(6) 調査で得られた追加情報	38
3-3 人的資源開発	41
(1) 人的資源開発に関する政策及び計画	41
(2) 組織概要	42
(3) BIR による人材資源開発イニシアティブの現況	45
(4) BEPS イニシアティブ	48

(5) BEPS 分野に対する開発パートナーによる支援	55
(6) 明らかになった課題	56
3-4 二国間ドナー及び国際機関の活動	57
(1) 米国	57
(2) 韓国国際協力団 (KOICA)	59
(3) アジア開発銀行 (ADB)	59
(4) 経済協力開発機構 (OECD)	64
(5) 国際通貨基金 (IMF)	65
(6) 世界銀行 (WB)	66
4. 更なる発展に向けたオプションと提言	67
4-1 法令	67
4-2 税務行政	67
4-3 人的資源開発／研修	70
4-4 二国間ドナー及び国際機関の活動	71
4-5 TP 基礎研修の実施オプション	72

要約

要 約

フィリピン政府は、国家の経済成長を確保するための優先課題として外国からの直接投資を促進しており、また歳入基礎を強化する必要がある。そのため、新規法律の枠組みの導入、既存法の改正、行政能力の向上により急速に変化しつつある社会経済情勢への対応が求められている。また、国際基準に則した公平な課税の実現が多くの投資を確保し続ける鍵でもある。

国税を執行するフィリピン内国歳入庁は、政府の目標達成のため以下の分野に関する行政能力を強化する必要がある。

	分野	国際社会の状況	フィリピン	
			現状・課題	提案
1	法律・規則	—	財務省が税法改正を行い議会が承認し、内国歳入庁は財務大臣又は内国歳入庁長官によって署名される歳入規則を準備することになっているが、いくつかの事項は保留となっている。関係機関のコミュニケーションは円滑でなく、改正等に係る進捗状況が十分共有されていない。	<ul style="list-style-type: none"> 必要な法律等のスムーズな導入を目指し、関係機関のハイレベルと実務レベルで親密なチャンネルを確立することによりコミュニケーションを向上する必要がある。
2	BEPS 行動計画 5 : 有害税制への対抗	もし国がこれに関する税務ルーリングを発行した場合は、税務当局は自発的に情報交換をしなければならない。2020年7月までに約 30,000 件の自発的情報交換が行われた。	ドラフトされた「税務規則：ルーリングのための自発的情報交換」は、2021年6月に財務省に提出された。該当する優遇税制は特定され、法律改正により排除されている。ピアレビューでの提言のとおり、情報交換の対象となるルーリングはタイムリーに特定・対処される必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ドラフトされた税務規則は財務大臣によって承認されなければならない。 提言に従い、ルーリングの情報交換フォローアップの仕組みを確実なものとするべきである。 例) 国際業務課による定期的な指導の実施、税務相談や調査で把握されるルーリングの可能性のあるケースを国際業務課に引き継ぐ。
3	BEPS 行動計画 6 : 租税条約の濫用防止	2021年7月までに 95 か国・地域が BEPS 防止措置実施条約に署名し、1,700 以上の二国間条約をカバーしている。	現在の税法は一般的否認規定を含んでいない。大部分のフィリピンの租税条約は BEPS ミニマムスタンダードの基準を満たしていない。財務省が決断する BEPS 防止措置実施条約の批准の兆候が見られないが、導入に向けた行政上の準備を進める必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> 法律的枠組みの整備が必要。一般的否認規定のドラフト、財務省は租税条約のアップデートや BEPS 防止措置実施条約の署名に向け ADB との協調を継続すべき。 「対象租税条約」をドラフトし、スムーズな BEPS 防止措置実施条約の導入に備えるべき。
4	BEPS 行動計画 13 : 多国籍企業の企業情報の文	90 か国・地域が提出義務に係る法整備を終えている。国別報告書の交換は (1) 税	国別報告書は導入されていない。フィリピンは、(1) を批准しておらず、当局多国間合意に署名していない。特定の納	<ul style="list-style-type: none"> 税務行政執行共助条約、当局多国間合意、そして国内法整備を進める必要がある。

	分野	国際社会の状況	フィリピン	
			現状・課題	提案
	書化 (CbCR)	務行政執行共助条約、(2) 二か国間租税条約又は(3) 租税情報交換協定による。	税者はフォーム 1709 と他の移転価格文書を内国歳入庁に提出しなければならない。文書作成・提出に関する FAQ は準備されている。	<ul style="list-style-type: none"> 国別報告書、フォーム 1709 やその他の文書を活用し、移転価格を含む国際課税のリスクアセスメントを行うチームを設置する必要がある。
5	BEPS 行動計画 14 : 相互協議の効果的实施 (MAP)	2019 年に 2,821 件の相互協議が終了し、5,955 件の協議事案が繰り越された。一件当たりの事案処理に 30.5 か月が費やされた。	フィリピンの租税条約には相互協議が含まれている。内国歳入庁は、相互協議ガイドラインがないにもかかわらず 2013 年以降 10 件の相互協議事案に関与した。内国歳入庁は現在、相互協議ガイドラインのドラフトと事前確認ガイドラインの改訂を行っている。相互協議/事前確認専任チームは存在しない。	<ul style="list-style-type: none"> 担当のチームを設置する。 職員は、移転価格、相互協議、事前確認の執行手続きについて訓練されなければならない。 相互協議と事前確認を担当する職員は移転価格調査の経験を有するべきである。
6	移転価格税制	BEPS に基づく全世界的協力が急速に進んでいる。	移転価格調査ガイドラインは 2019 年に発行された。移転価格調査はかつて実施されたことがない。移転価格調査専任チームは存在しない。ベンチマーク分析のためのソフトウェア予算がない。	<ul style="list-style-type: none"> 移転価格調査専任チームの創設 移転価格調査チームをサポートする審査担当チームの設置。 系統的な移転価格研修の組み立て。
7	デジタル経済への課税	いくつかの国で、一方的な課税や付加価値税の賦課の動きがある。2021 年中旬に、参加国間合意に達する見込み。	議案 No. 7425 が 2020 年 8 月に下院に提出された。議案は 2021 年 9 月 23 日に上院に送付された。	<ul style="list-style-type: none"> 議案審議状況をフォローアップすると共に、導入に備えた関連規則等の準備をする。 BIR 内に電子商取引をモニターし分析するための専任部署を創設する。
8	情報交換と共通報告基準 (CRS)	100 以上の税務当局が税務行政執行共助条約、共通報告基準当局多国間合意、自動的情報交換又は、租税情報交換協定に基づく共通報告基準の交換を約束している。税務行政執行共助条約の調整機関は税務行政執行共助条約の批准を目指す国を会議のオブザーバーとして受け入れている。	共通報告基準は導入されていない。フィリピンは共通報告基準に基づく自動的情報交換をするいかなるメカニズムも有していない。内国歳入庁は 2018 年に財務省に対して租税情報交換協定の署名方法について提案したが、その回答は得られていない。銀行秘密法は内国歳入庁が自動的情報交換のために金融情報入手することを妨げている。	<ul style="list-style-type: none"> 法的枠組の整備が必要。 自動的情報交換による金融情報入手に向け、マネーロンダリング防止法の活用を検討する価値がある。 フィリピンは条件を満たしていることから、税務行政進行共助条約調整機関の会議にオブザーバー参加し、議会に報告する。 情報交換専任チームを創設する。

	分野	国際社会の状況	フィリピン	
			現状・課題	提案
9	税務行政の更なる向上に向けて	-	<p>法律・規則：規則等の変更があるとその変更に合わせて納税者に与えられた期間は短い。 納税者は統一的な税法適用とコンプライアンス向上を要望している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 法令改正に適応できるように、納税者により時間を与える。 1) 職員研修の実施、2) 職員の仕事に必要で十分な資料物品の提供、及び3) 内国歳入庁内で公式解釈を得るために指揮系統を完全に機能させる。
			<p>付加価値税還付： 納税者は付加価値税の還付が公平に迅速に処理されることを要求している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 目標期間内に還付処理が出来ない場合は、タイムリーにフィードバックする仕組みを導入する。 特に還付対象外の事例など、より多くの FAQ を提供する。
			<p>税務調査： 納税者は調査に伴う高いコンプライアンスコストに苦情を呈し、調査官が法律に従うことを求めている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 根拠に基づいた調査結果の提示を確実なものとする。 推計課税は、事実が認められたものの納税者の協力が得られない場合に限り認められる。 組織的能力向上に向け、地方局や税務署の調査官に対して LTS における OJT を導入し、LTS や選ばれた調査官が担当地域の他のオフィスの調査案件をアドホックに支援する。
10	BEPS 研修	-	<p>BEPS 研修を含む BIR の研修構築マトリックス (Curriculum Building Matrix) を作成し、様々な研修機会を利用している。TP 調査は未だ実施されていないが、HRDS は今後、TP 基礎研修の開発を計画。 BEPS、特に TP 問題に関する知識と専門性は不十分。</p>	<ul style="list-style-type: none"> TP 基礎研修を早期に実施すべき。 BEPS に関するより深くより専門的な知識の習得が必要。 研修や実務を通じた継続的な知識・ノウハウの蓄積を確保するため、人材育成の仕組みを構築すべき。
11	e-Learning (ICT インフラストラクチャー)	-	<p>BIR は、2020 年から PTA/iLean プラットフォームを使ってオンライン研修を実施している。BIR は、2020 年半ばに e-Learning プラットフォームを開発し、パイロットプラットフォームとして使用している。システム容量は十分ではない。e-Learning システムの運用や研修教材の開発に関する知識やスキルが不十分。</p>	<ul style="list-style-type: none"> BIR の e-Learning プラットフォームの機能を強化するために必要な予算を確保すること。 既存のシステムを改善する方法を検討する。 評価、教材作成基準の最適化、他の可能なツールの検討、学習機会の模索を行う。

	分野	国際社会の状況	フィリピン	
			現状・課題	提案
12	ドナーの活動	—	<p>BIR の戦略計画に基づき、複数のドナーが支援を行っている。ADB は DOF 向けの法整備を中心とした TA を実施中。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • BIR：開発パートナー間の協力・連携の可能性を見出すためにドナー間の調整が必要。 • JICA：将来的に BIR に技術支援を行う際に、まず日本で利用可能なリソースや専門性を評価し、その後、積極的なドナーとの将来的な協力の可能性を探るべき。 • すべての開発パートナーは、アジア太平洋税務ハブで行われている BEPS 関連のイニシアティブに積極的に参加し、協力する必要がある。
13	TP 研修提案	—	<p>提言</p> <ul style="list-style-type: none"> • TP 基礎研修モジュールは、以下の内容に沿うことが望ましい。 <ol style="list-style-type: none"> 1) OECD が推進する BEPS の基本原則 2) フィリピンの MAP や APA の TP 調査、手続関連法令 3) TP ガイドラインや TP 調査ガイドライン等の重要文書 • 音声教材などの追加ツールの追加を検討すべき <ol style="list-style-type: none"> 1) 多忙なスケジュールの中で隙間時間に学習するため 2) デバイスを開いて教材を読む十分な時間がない人のため • 今後の研修実施管理に関する BIR の構想を実現し、継続すべき。 • 提案した 3 つの選択肢（①マスアプローチ、②フィルタリングアプローチ、③TOT アプローチ）の長所と短所を理解した上で、BIR は今後の TP に関する研修をどのような形で実施するかを決定すべき。 	

1. 調査概要

1. 調査概要

1-1 調査の背景

(1) 社会経済状況及び課題

課題

- (1) 高い経済成長を維持し、更にけん引していくための歳入基盤強化
- (2) 税制改革の進捗に合わせた制度面・執行面における対応
- (3) 国際基準に即した税務執行による公平な課税の実現

[経済]

フィリピンでは、ドゥテルテ大統領の就任以降、個人消費、貿易と製造やサービスを含む外国投資の誘致やマクロ経済の安定化、税制改革、市場の自由化やインフラ整備政策を中心とした積極的な公共投資が行われている¹。その結果、経済は年々回復傾向にあり、2010年から2019年のGDP平均成長率は6.4パーセントと長期にわたり底堅い成長を見せている。しかし、新型コロナウイルス感染症の観戦拡大及び感染封じ込めのために実施された継続的かつ厳格な国境封鎖措置により、フィリピンのGDPは2020年に推定9.5パーセント以上まで縮小し²、2021年の第1四半期のフィリピンのGDPは4.2%の減少を記録した³。これは主に、建設、不動産、その他のサービス部門に起因している。第2四半期には、製造業（23.3%）、卸売業と小売業、及び二輪車修理（5.4%）部門が巻き返しを見せ、GDPは11.8パーセントまで増加している⁴。

国内のインフレ率は2021年1月のインフレ率は4.2と年明けから増加を続けており、このインフレ率の上昇は、食品とノンアルコール飲料の年間増加率が2020年12月の4.8%から1月の6.2パーセントに引き上げられたことに起因している⁵。その後もインフレ率は3か月（2021年3月～5月）連続で4.5パーセントにとどまっていたが、最終的には2021年6月に4.1パーセントまで低下した⁶。国内の失業状況（失業率）は、2020年4月の17.6パーセントからの回復後、2021年2月に新型コロナウイルス感染症の蔓延拡大による仕事の中断やロックダウンによりわずかに悪化した⁷。2021年1月から2月には、8.7パーセントから8.8パーセントに上昇したが⁸、主に行政活動部門の雇用者数の増加により、2021年6月の失業率は7.7パーセントまで持ち直した⁹。

¹ ドゥテルテ大統領は就任後、前政権のマクロ経済運営方針の踏襲を決め、「10-Point Socioeconomic Agenda」（2016年6月）、「2040年までの長期計画」（2016年10月）、「中期計画（2017-2022）」（2017年2月）、「投資優先計画」（2017年2月）、「ビルド！ビルド！ビルド！」（2017年4月）などを制定し、国内経済の活性化に積極的に取り組んでいる。

² [SantanderTrade, Philippines \(The\): Economic and Political Outline](#)

³ [PSA, GDP declines by -4.23 percent in the first quarter of 2021](#)

⁴ [PSA, GDP posted double digit growth of 11.8 percent in the second quarter of 2021](#)

⁵ [PSA, Summary Inflation Report Consumer Price Index \(2012=100\): January 2021](#)

⁶ [PSA, Summary Inflation Report Consumer Price Index \(2012=100\): June 2021](#)

⁷ [CNN Philippines, Unemployment worsens with 4.2 million jobless in February - PSA](#)

⁸ [PSA, Employment Situation in February 2021](#)

⁹ [PSA, Unemployment situation, June 2021](#)

[投資]

消費市場の拡大や購買力の増加に加え、豊富な労働力確保への期待から、近年フィリピンへの投資に注目が集まっている。投資金額は2017年に一度減少したものの、2018年までに回復し、2019年には2018年の2.1倍に増加している。2020年には新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、投資額は2019年に比べて11パーセント減少しているが、2019年の最高記録に次ぐ記録となった¹⁰。世界銀行が発行した「*Doing Business 2020*」レポートでは、フィリピン経済は、11指標中次の3指標（1）国内での起業、2）建設許可の処理、3）マイノリティ投資家の保護）で高い評価を得ている。これにより、フィリピンの地位は190カ国中124位から95位に引き上げられた。また、2020年に国際協力銀行（JBIC）が実施した調査では、フィリピンは今後3年間のビジネスが有望視され7位にランクインしている。フィリピンは日本のメーカーの間で根強い人気があり、リスク分散のための国の一つとして選出されている。同調査で、フィリピンへの着実に増加する外国直接投資と人材の質への高い評価が示された¹¹。

2021年5月には、S&Pグローバルレーティングにおいて、フィリピンの格付けが「BBB+」（投資適格）と評価され、安定した見通しが示された。S&Pは、政府が過去数十年にわたって効果的な財政政策を制定し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が封じ込めによる国家経済の回復の見通しを示唆した¹²。このほか、フィッチレーティングスにおいても、2021年1月に「BBB」が付けられ、GDPも2021年末までに6.9パーセントまで拡大すると予測している。フィッチの予測には、企業の回復や財政的インセンティブの合理化を含む企業に対する税制上の企業復興税優遇法（Corporate Recovery and Tax Incentives for Enterprises Act）（以下、「CREATE」という）の影響も考慮されている¹³。しかしながら、2021年7月、フィッチは見通しを安定的からネガティブ（弱含み）に修正し、感染症の拡大や政策決定の余波によってもたらされたフィリピンの信用に対するリスクの高まりを強調した¹⁴。2020年7月のムーディーズインベスターズサービスの最新レポートによると、安定した見通しの「Baa2」信用格付けが割り当てられ、公的債務の増加に対する緩衝を提供した政府の財政状態も強調された¹⁵。さらに、日本格付研究所（JCRA）は、感染症拡大の中での国内の回復力を認め、2020年6月の最新レポートにおいて、その格付けを「BBB+」から「A-」に更新した¹⁶。

¹⁰ アジア経済ニュース（2021年1月21日付）（<https://www.nna.jp/news/show/2138991>）同国への日系企業の参入状況は、毎年新規参入は見られる一方で、税制改革（パッケージ2）の対象でもある法人所得税の引き下げに伴う経済特区での優遇税制や既存の投資インセンティブを合理化計画により、日系企業が多く入居する特区等では投資額が次第に減少傾向にある（出所：JETRO、世界貿易投資動向シリーズ／フィリピン（2019））。

¹¹ [Tokyo Philembassy, Philippines is 7th most promising county over the mid term for Japanese companies](#)

¹² [BusinessWorld, S&P affirms Philippines' BBB+ rating](#)

¹³ [FitchRatings, Fitch affirms Philippines at 'BBB'; Outlook stable](#)

¹⁴ [FitchRatings, Fitch revises Philippines' Outlook to Negative: Affirms at 'BBB'](#)

¹⁵ [Moody's, Moodys affirms the Philippines Baa2 ratings; maintains stable outlook](#)

¹⁶ [Tokyo Philembassy, Japan Credit Rating Agency upgrades Philippines' rating to A-](#)

[財政]

税収は国の歳入の主要な源である。国家税収は、GDPの増加に伴い年々増加しているものの、GDPに対する税収は13~14パーセントにとどまっており、アジアの他の近隣諸国と、更なる徴税強化が求められている¹⁷。フィリピン国内で税務執行を司っているのは、内国歳入庁（Bureau of Internal Revenue）（以下、「BIR」という）及び関税局（Bureau of Customs）（以下、「BOC」という）であり、両機関とも財務省（Department of Finance）（以下、「DOF」という）に属している。租税収入のうちBIRが78パーセント、残りはBOCや他の政府機関が徴収している。BIRの徴税額は、2019年に初めて2兆ペソの大台を達成し、前年比11.4パーセントの増加を達成した¹⁸。2020年、開発予算調整委員会（Development Budget Coordination Committee）（以下、「DBCC」という）は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済活動の低迷の経済状況を反映するために、5月に2回、7月に1回、徴税目標を下方修正したが、最終的にはDBCCの修正目標を12.68パーセント（目標を2,138億4,000万ペソ）上回る1兆8000億兆ペソの徴収に成功したとの報告が挙げられている¹⁹。

BIRは、2021年に2兆800億ペソの徴収という目標（以前の目標収集から7.23%増）をかかげ、同目標の下、税務コンプライアンスの改善、予算管理システムの強化、スタッフの採用と昇進のスピードアップ、コンピュータ化の取り組みの拡大、拡大の取り組みその執行活動を実施している。2020年にBIR長官から財務大臣に提出された報告書では、BIRによる徴税強化に向けた取り組みとして、「南京錠作戦（*Oplan Kandado*）」と「脱税者を追え！（*Run After Tax Evaders*）」（以下、「RATE」という）が紹介されている²⁰。南京錠作戦は、規制要件への違反に関するBIRによる行政処分の強化を目指すものであり、未登録の企業を一時的に閉鎖して、未納の税金処理を強制するものである²¹。2020年には、税法違反のために209以上の事業所が閉鎖され、同プログラムを通じて、合計678.7百ペソの税収があったとの報告がある。RATEプログラムを通じBIRでは、自主的な税コンプライアンスと国家の税制に対する国民の信頼を高めていくために、改正内国歳入法（National Internal Revenue Code）（以下、「NIRC」という）の規定に違反する事業体を調査し、刑事事案として起訴している²²。このプログラムを通じて、BIRは24件の訴訟を税控訴裁判所に起こし（推定未納税額は7億5,375万ペソ）、157件の訴訟を司法省に提出した（未納総額は74.5億ペソ）。

BIRは、今年1月から6月にかけて合計1兆3400億ペソを徴収することに成功した。こうした高いパフォーマンスは、感染症拡大前のデジタル化プログラムに起因するものである。新型コロナウイルス感染症によるロックダウン中にもかかわらず、BIRの徴収活動を継続することができたのは、包括的なデジタル化プログラムの実施により、BIRは電子的な方法で所得税を徴収することができたからである。2020年には、徴収の86パーセントが電子決済方法を介して行われ、提出された納税申告

¹⁷ IMF Government Finance Statistics

¹⁸ [BIR Collection Statistics - Bureau of Internal Revenue](#)

¹⁹ [BIR, BOC overshoot DBCC revenue targets in 2020 | Philippine News Agency \(pna.gov.ph\)](#)

²⁰ [PNA, BIR Intensifies enforcement activities to boost tax collection, Rappler, Can I avoid a BIR Audit](#)

²¹ [Inquirer, BIR's 'Oplan Kandado' yields P547.9M](#)

²² [ManilaTimes, Tax Filing and Rate](#)

書の約 94 パーセントがオンラインで提出されている。また、BIR では、納税者登録情報の登録と更新をエンド・ツー・エンドで行うオンライン登録・更新システムの導入も予定している²³。

(2) 税務行政における課題

こうした状況下、高い経済成長を維持するために不可欠な国外からの投資促進を目的とした税制改革や、国際的な税執行における潮流に足並みを揃えていくことが喫緊の課題となっており、フィリピンは BIR を中心として、大きく分けて以下の 3 分野へ注力する形で税務執行基盤整備を進めている。

- a) OECD が中心となり 2013 年に発足した税源浸食と利益移転 (Base Erosion and Profit Shifting) (以下、「BEPS」という) プロジェクトのミニマムスタンダードへの国内対応
- b) 国内外投資企業の公平な課税を実現するための移転価格税制 (Transfer Pricing) (以下、「TP」という) への対応
- c) BEPS 行動計画 1 にも含まれ、近年 OECD 加盟国を中心に議論が盛んなデジタル課税に向けた準備

その中でも、移転価格税制については段階的に法整備が進められ、2013 年 1 月に制定された TP ガイドラインから 6 年余りを経て 2019 年には移転価格調査ガイドラインが制定され、一部文書化が義務付けられた。しかし、現在までに調査が実施された形跡はない。また、2014 年 9 月に事前確認 (Advance Pricing Agreement) (以下、「APA」という) のガイドラインの草案が公表されたが、相互協議 (Mutual Agreement Procedure) (以下、「MAP」という) のガイドラインを含め表立った導入に関する動きも見られないなど、運用面において課題が認められる。

一方で、人材育成に関してはある一定の動きが見られる。BIR は 2020 年 2 月、国際協力機構 (Japan International Cooperation Agency) (以下、「JICA」という) の支援の下、BEPS セミナーを開催し、同セミナーをベースに独自に企画した BEPS 導入研修 (パイロット研修) を実施・展開している。BIR では、パイロット活動の実施期間終了後に同研修の改良を計画しており、同時に、上級コースの構築を企図している。

BIR は当該研修を含む人材育成に関し、フィリピン特有の地理的状況や特に現在の新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響に鑑み、効果的な人材育成の各種プログラムを実施するためのツールとして e-Learning の構築の可能性を模索しており、研修の一層の拡充が BIR における課題の一つとなっている。

²³ [Philstar, Changing its image through hardwork](#)

1-2 調査の目的

本調査では上記背景を踏まえ、フィリピンの税制、BIR の税務執行や人材育成の現状、他ドナーの支援動向について情報収集を行い、課題を洗い出すとともに、課題解決に向けた提案や今後の BIR に対する日本の支援の方向性と他ドナーとの連携の可能性について提言を行うことを目的とする。本調査における主要検討課題は下表のとおり。

1-3 調査項目

本調査で対象とする調査項目は以下のとおり。

調査の範囲と項目
(1) 税制
税制の全体像、税法・通達の体系、税制の企画立案と執行体制
(2) 税務行政
1) 税務行政全般
2) BEPS ミニマムスタンダードに向けた法的枠組と税務行政：法律構成と執行 1)有害税制への対抗、2)租税条約の濫用防止、3)国別報告書、4)紛争解決メカニズム
3) BIR の TP 課税実施の取組状況
4) デジタル経済に対する課税の現状と方針
5) 自動的情報交換 (AEOI) のための CRS の準備状況
6) 納税者の税務行政に対する課題と満足度
(3) 人的資源開発
1) BIR による TP 基礎研修の実施状況及び上級研修コースの開発状況
2) e-Learning やバーチャルでの研修システムの構築状況、新型コロナウイルス感染症の状況下での実施状況
(4) 二国間ドナー及び国際機関の活動
1) 他機関による支援実施状況

1-4 調査団員

本調査は以下の団員で構成される。

名前	担当分野	所属
(1) 今井 隆子	総括／税務行政	株式会社 パクサ
(2) 中村 祐美子	研修計画	合同会社 適材適所
(3) 堀江 知洋	国際課税 (移転価格：TP)	株式会社 パクサ
(4) 福田 隆	国際課税	KPMG 税理士法人

2. 調査方針

2. 調査方針

上記の調査項目に関する質的・量的データ及び情報を収集するために、BIR と調査チームの間で合意されたスケジュールと方針に基づきアンケート調査、インタビュー調査と資料等のレビューなどの手法を用いて、現地及びオンラインでの調査を実施する。

2-1 法令

[調査項目-1]

法令の構成、企画立案及び実行のための組織

- 法令の立案の段階から発布までをカバーする包括的調査を実施。調査では、BIR と DOF の立法に関する調整と連携の状況についても焦点をあてる
- 税務調査に関連する規則等の策定に従事する BIR の法務職員の執行能力レベルに注意を払う

2-2 税務行政

[調査項目-1]

現在の BIR 及び DOF の組織設定

- 組織構成全体、関連部署の機能及び職員配置をレビュー

[調査項目-2]

BEPS ミニマムスタンダードに対する法的枠組と税務行政の現状：法構成と実行 1) 有害税制への対抗、2) 租税条約の濫用防止、3) 国別報告書、4) 紛争解決メカニズム

- 立法と法令の運用から税務行政の全体像を理解する執行プロセスに至る分野の悉皆的な調査
- フィリピンの状況分析にマクロの視点を取り入れる。そのため、近隣諸国の実例も含めた BEPS プロジェクトに向けた世界的な動きに関する情報を収集し、分析する
- 日系企業を含めた民間セクターや他の開発パートナーからの意見を参考に、多角的視点での状況分析

[調査項目-3]

TP 課税導入に向けた BIR の現在の取組み

- 税務行政の全体像を理解するため、立法と法令の運用から実行プロセスの分野を悉皆的に調査
- TP 課税の現在の実施状況の把握とボトルネック特定のため、複数の関係者から情報収集を行う
- OECD/G20 の包括的枠組における定義と議論、ミニマムスタンダードに関するピアレビューについて説明。日本とフィリピンの取組み状況についてまとめる

[調査項目-4]

デジタル経済への課税の現状と方針

- 他の開発パートナーから提供される支援を含めた情勢を踏まえて、デジタル経済への課税の現状把握は優先課題

- 上記情報収集結果に基づき、政策立案及び税務行政の運営の両方の課題を特定

[調査項目-5]

AEOI のための CRS の準備状況

- 包括的枠組での定義と議論を説明。日本とフィリピンの取組みと現状をまとめる

[調査項目-6]

納税者の税務行政に関する課題と認識の視点

- フィリピンで外国関連納税者の意見を把握

2-3 人的資源開発

[調査項目-1]

BIR による TP 基礎研修の実施状況及び上級研修コースの開発状況

- BIR の TP に関する研修コンテンツ開発について、1) JICA の過去の取組み、2) 2021 年以降の TP に関する新研修コース設立に向けた BIR 自身の取組みを参考に、状況を十分に把握する
- 現状分析の際には、研修コンテンツの開発状況に加え、関連する研修の実施・運用状況についても文書調査や関係者へのインタビューなどを通じて幅広く調査する
- 既存の研修プログラムをアップグレードするための実行可能な提案を作成するために、TP 研修コースを設立した他国の教訓を参考にする

[調査項目-2]

e-Learning やバーチャルでの研修システムの構築状況、新型コロナウイルス感染症の状況下での実施状況

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大によってトレーニングシステムに変化があった場合、その詳細なレビューを行い、現状を把握する
- 調査で明らかになった問題点を、フィリピン特有の問題点と世界的な問題点に分けて明らかにし、e-Learning とバーチャルラーニングの効果を高めるための実行可能な提案を行う

2-4 二国間ドナー及び国際機関の活動

[調査項目-1]

他の開発パートナーが提供する支援の現状

- 今後の JICA の支援分野や方向性を検討するために、他の開発パートナーの支援分野や活動内容の背景や実績など、総合的な情報を収集する

3. 調査結果

3. 調査結果

3-1 法令

(1) 法令の構成

フィリピンでは、税法は国税と地方税をカバーしている。内国歳入法（共和国法第 8424 号（1997 年度改正税法））は BIR が業務執行を行う主な税法である。それは、1) BIR の組織と機能、2) 所得税、3) 相続税と贈与税、4) 付加価値税（Value Added Tax）（以下、「VAT」という）、5) その他百分率税、6) 特定の物品やサービスにかかる物品税、7) 文書印紙税、8) 救済、他。

内国歳入法の下には、行政発行がある。具体的には、税務規則（Revenue Regulations）（以下、「RRs」という）、税務命令（Revenue Memorandum Orders）（以下、「RMOs」という）、税務解釈通達（Revenue Memorandum Rulings）（以下、「RMRs」という）、税務通達（Revenue Memorandum Circulars）（以下、「RMCs」という）、税務権限委任命令（Revenue Delegation Authority Orders）（以下、「RDAOs」という）、税務行政命令（Revenue Administrative Orders）（以下、「RAOs」という）、BIR 規則や調査手続命令（Revenue Audit Memorandum Orders）（以下、「RAMOs」という）²⁴。BIR 長官は税法解釈の権限があり、財務大臣は適切な適用がされるよう監督している。また、フィリピンは現在までに 43 の租税条約を結んでいる。最初の日比租税条約は 1980 年に発効し、改正版は 2009 年に効力を発した。

(2) 新規規則等の策定

憲法の理念に従った方針を提供するために、大統領は特別な取り扱いが必要な際に共和国法に署名する。例) タックスアムネ스티²⁵。内国歳入法の改正手続きは、1) DOF が提案書を起草、2) 議会審議と採択、そして 3) 財務大臣が法案に署名する。

税法案策定は、DOF の戦略・経済・成果グループ（Strategy, Economics, and Results Group）が主導しており、DOF の歳入業務グループ（Revenue Operations Group）が BIR から提出される RR のレビューを実施するなど他の部署からのサポートを得つつプロジェクトチームとして行っている。戦略・経済・成果グループは 2 名の次官（Undersecretary）、2 名の次官補（Assistant Secretary）、7 名の課長（Director）及び 11 名の職員で構成されている。彼らは経験豊かで、そのうちの 45 パーセントは 10 年以上グループで働いており、経験 3 年以下の職員はいない。彼らは元 BIR 職員、上院出身者、その他経済関係の知識を有している者などバックグラウンドは多様である。DOF の組織図は別添-1、2 及び 3 のとおり。

DOF はパブリックオピニオンをインターネット、公聴会、そして書面にて受け付けている。BIR 職員は、彼らのテクニカルワーキンググループの会議に参加し、また行政上の経験や意見を提供するために公聴会に参加している。DOF 内で起草された法律や規則が承認されると、大統領による承認の

²⁴ Guide to Philippines Tax Law Research – BIR (bir.gov.ph)

²⁵ RA 11494 signed in September 2020 allows extension of statutory deadlines due to COVID-19.

ためのメモランダムが準備される。規則については、DOF が署名されたコピーを官報に掲載するため送付している。

その他の規則や発行文書については、BIR 法務業務部が長官によって承認されたワークプランに従って立案準備を主に行い、権限付与の手続きはその重要度に基づき決められている。移転価格関連ガイドラインについては、運営担当グループと大規模納税者を担当している部署が準備している。例えば、内国歳入法改正や枠組みを規定した RR は 3 名又はそれ以上で構成されるチームによって準備され、長官に提出され、そして財務大臣によって承認される。RMOs や RMCs などは BIR 長官によって署名される。

表 1 法律・規則に関する承認一覧

タイトル	目的	批准	例
憲法	課税権行使に限界を設定	大統領	
共和国法 (NIRL)	憲法の理念を遂行するための方針を与える	大統領	RA No. 8424 (“The Tax Reform Act of 1997”)
	BIR の組織と機能及び税条項	財務大臣 BIR 長官により提案	
租税条約	所得税二重課税の防止	大統領 ²⁶	
RRs	NIRL と関連法令に規定された執行規則を定義	財務大臣	TP guidelines No.2-2013,
		BIR 長官により提案	New form 1709 for TP transactions No. 19-2020
RMOs	BIR の行政の方針とガイドライン (調査を除く)	BIR 長官	BIR collection goal allocation (7-2021)
RMRs	NIRL の法的解釈	BIR 長官	(Not on the BIR website)
RMCs	BIR や他の省庁が発行した法規、判例等の解釈	BIR 長官	Guidelines in the filing of tax returns (4-2021)
RDAOs	BIR の特定の業務に関する権限移譲に関する命令	BIR 長官	Revenue delegation authority order (1-2020)
RAOs	BIR の恒久的な執行体制	BIR 長官	Function of offices of the deputy commissioners of BIR
		財務大臣が承認	
BIR 規則	納税者の特定の問い合わせに対する取り扱いの公的見解	BIR 長官	BIR Ruling NO. VAT-001-21
RAMOs	調査プログラムの指示とガイドライン	BIR 長官	TP audit guidelines No. 1-2019
		BIR 副長官などが準備	
RSO		BIR 長官	RSO No. 51-2021

(出所: BIR)

²⁶ 外務大臣が署名

(3) 国際税務政策テクニカルワーキンググループと自動的情報交換プロジェクトチーム

DOF は 2018 年 12 月、租税条約交渉テクニカルワーキンググループを国際税務政策テクニカルワーキンググループ (International Tax Policy Technical Working Group) (以下、「ITP TWG」という) に名称変更した。ITP TWG は国際税務に関する事項の主たる承認組織である。議長は、歳入業務グループの次官が務め、国際財務グループと国内財務グループの次官 2 名がメンバーとなっている。歳入業務グループは、ITP TWG の事務局となっている²⁷。

BIR の AEOI プロジェクトチームは、DOF の ITP TWG の議論の場に参加している。2021 年 2 月、AEOI に関する国内法、税務行政執行共助条約 (Multilateral Convention on Mutual Administrative Assistance in Tax Matters) (以下、「MAC」という)²⁸、全ての情報交換や共通報告基準についての国際合意を草案するために設置された。チームは法律関係を担当する法務担当次長、データの活用とモニタリングを担当する運営担当次長、IT ソリューション・データマッチング・データ保護を担当する情報システム担当次長の 3 名を長としている²⁹。他のメンバーも長官から任命されており、別添-4 にあるとおり。AEOI プロジェクトチームは DOF ITP TWG と密接に働いている。

3-2 税務行政

(1) 組織と BIR の実績

[組織編制と職員]

DOF の監督の下、BIR は関税を除く内国歳入法の範囲内で国税執行(国税や手数料の査定や徴収、租税裁判所の判断や他の裁判所命令に基づく強制執行)を行う権限を有している³⁰。BIR の本庁 (National Office) (以下、「NO」という) は長官直轄部署として、1) 企画マネジメント業務部 (Planning and Management Service)、2) 政策開発・執行業務部 (Project Management and Implementation Service) 及び、3) 大規模納税者業務部 (Large Taxpayer Services) (以下、「LTS」という) の 3 部署がある。また、職員実績評価業務部 (Performance Evaluation Division) が長官に直接報告している。それとは別に 4 名の次長が、1) 運営担当グループ (Operations Group)、2) 法務担当グループ (Legal Group)、3) 情報システム担当グループ (Information Systems Group)、そして 4) 総務・人事担当グループ (Resource Management Group) をそれぞれ担当している。

²⁷ DOF. Department Order No. 076.2018

²⁸ The Multilateral Convention on Mutual Administrative Assistance in Tax Matters (MAC) は “the Convention.” と呼ばれる。OECD. https://www.oecd.org/tax/exchange-of-tax-information/ENG_Convention_Flyer.pdf

²⁹ BIR. Revenue Special Order No. 51-2021

³⁰ Tax Code - BIR (bir.gov.ph)

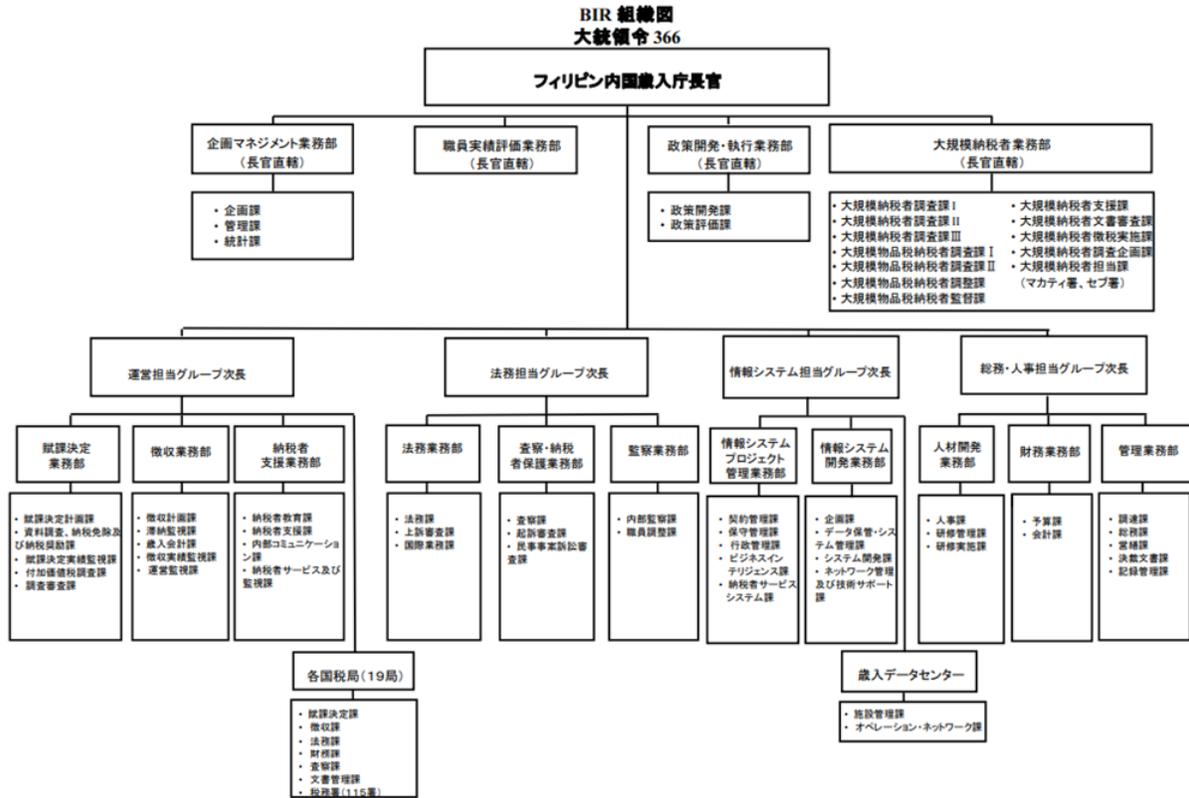


図 1 NO 組織図

(出所: BIR 及び国税庁)

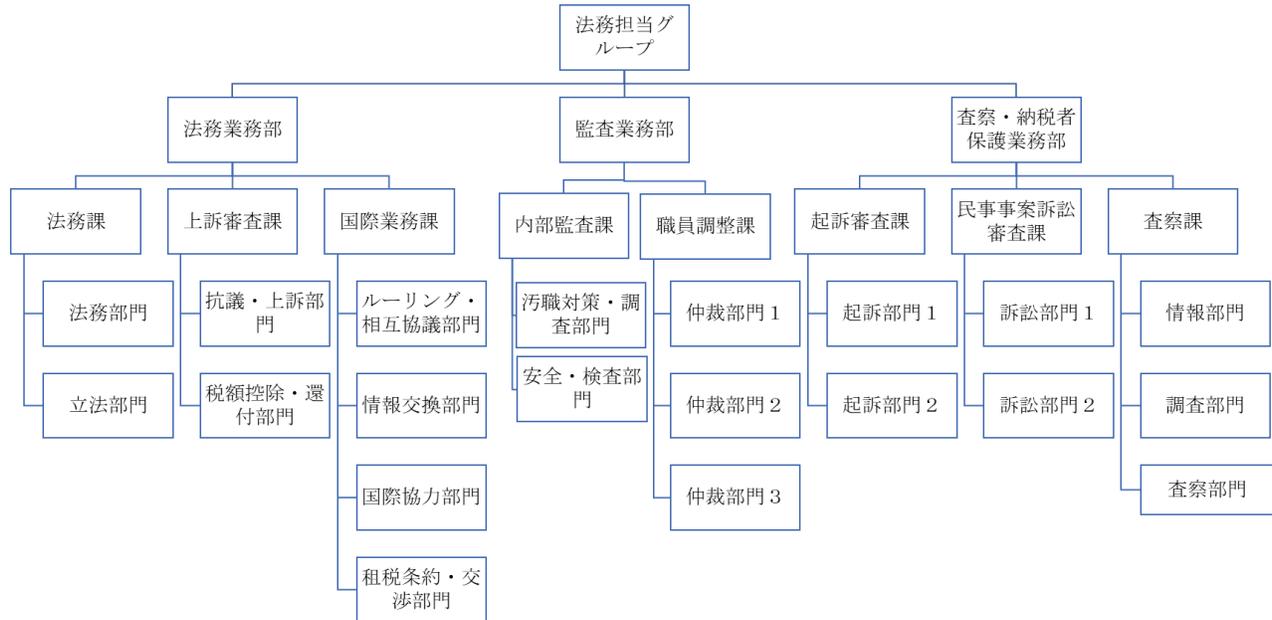


図 2 法務担当グループ組織図

(BIRHP の情報から抽出作成)

BIR NO の下には 22 の国税局 (Regional Offices) (以下、「ROs」という)、123 の税務署 (Revenue District Offices) (以下、「RDOs」という) 及び、NO データセンターと歳入データセンター (4)、そして税務研修センター (National Training Center) (以下、「NTC」という) がある。一般的な ROs の機能は管轄内の税務執行と NO の方針が正しく執行されることを確実にすることである。ROs は、1) 法務課、2) 賦課決定課、3) 徴収課、4) 財務課、5) 総務・人事課、6) 地方査察課及び、7) 文書管理課がある。法律関係、TP、情報交換 (Exchange of Information) (以下、「EOI」という)、調査、人事を担当する部署は別添-5 を参照。

RDOs はそれぞれの地域の納税者への対応、実地調査の実施、そして徴収を行っている。BIR は 2016 年以降、897 名の新規職員を採用し、1,170 名の職員を昇進させており、2020 年末の合計職員数は 13,135 名である³¹。

表 2 機能別職員数

グループ	本庁	地方	附属ユニット	合計
管理者グループ	169	446	2	617
調査グループ	328	3,540	1	3,869
調査グループ	200	3,099		3,299
文書処理グループ	76	452		528
物品税グループ	217			217
納税者支援グループ	77	479		556
コンプライアンスグループ		250		250
情報技術グループ	199	16		215
法務グループ	86	259	1	346
運営グループ	848	2,377	13	3,238
合計	2,200	10,918	17	13,135

(出所: BIR 年報 2020)

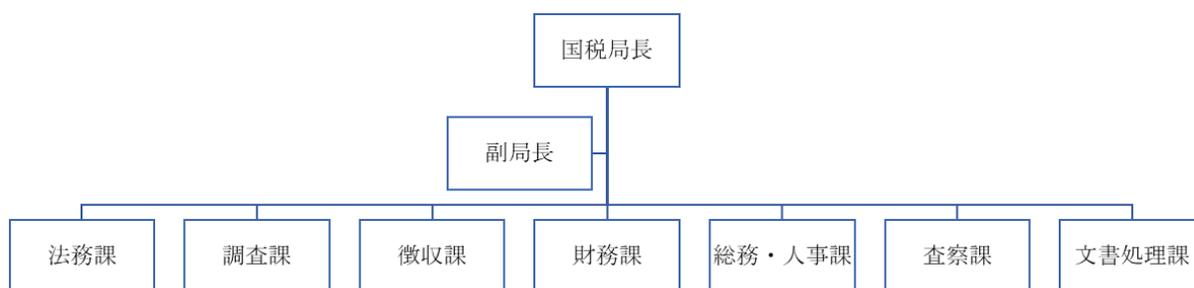


図 3 ROs の組織図

BIRHP の情報から抽出作成

³¹ DOF. "BIR reports 2020 accomplishments, 2021 goals." dof.gov.ph. <https://www.dof.gov.ph/bir-reports-2020-accomplishments-2021-goals/> (accessed Apr.20, 2021)

表 3 ROs の機能と部署

課	機能
法務課	確立された判例に基づく法的見解を準備・発行し、管轄地域内の徴税や法律違反者の罰則適用に影響を与える民事・刑事事案／訴訟を提起し、税金の誤納や違法な徴収に関する税額控除／還付処理を行い、法律問題への対処を行う
調査課	管轄地域内の署内調査報告書の最初の審査の実施、誤徴収や違法な徴収及び刑事訴追対象の脱税以外の全ての調査／査定に関する報告書の見直しをする
徴収課	地域の内国歳入税の徴収をモニターし、略式救済措置を通じた徴収を含む滞納税の徴収実施し、国内向け納税証明書の発行を行う
財務課	国税局の財務業務を管理し、所定の会計記録と帳簿を保管する
総務・人事課	一般的なサービスプログラムと地域の人事管理を監督し、地域の全ての資産と物品の調達、分配、保管、廃棄、モニターにより管理する
査察課	刑事事案の発覚、情報収集を行い、脱税事案の調査や再調査の提案をし、地域内の納税者の監視、脱税者の検挙を行う
文書処理課	管轄地域内の税務署等から受領する申告書と添付書類全ての一括処理を行う

(出所: BIR)

[税収と執行]

地域とオフィス毎の税収データでは、大規模納税者の貢献度合いの大きさと首都への集中が見てとれる。2020年に LTSは、BIRの税収全体の66.79パーセントを集め、その後にはマカティ市(5.32%)、南首都圏(South NCR: 5.27%)、東首都圏(East NCR: 3.64%)そしてケズン市(3.61%)と続いた。これらのオフィスはBIRの税収全体の82.07パーセントを占める徴収を行う首都圏にある。

表 4 地域別税収統計

	(百万ペソ)		2018		2019		2020		
総合計		1,962,642.51			2,186,419.10		1,956,283.75		
BIR業務		1,916,695.62			2,132,986.54		1,893,931.19		
首都圏 (NCR)		1,630,613.40		83.08%	1,805,223.75		1,605,599.45	82.07%	
	7A-Quezon City		142,795.72	7.45%		80,118.43	3.76%	68,385.30	3.61%
	7B-East NCR		—			75,679.16	3.55%	68,912.15	3.64%
	8A-Makati City		190,425.20	9.94%		111,317.59	5.22%	100,727.06	5.32%
	8B-South NCR		—			106,842.31	5.01%	99,810.92	5.27%
	LTS		1,294,920.60	67.56%		1,427,077.06	66.91%	1,264,916.74	66.79%
CORDILLERA ADMINISTRATIVE REGION (CAR)		5,202.10		0.27%	6,440.32		0.30%	5,269.27	0.28%
REGION I (LOCOS REGION)		12,477.28		0.65%	14,084.05		0.66%	12,806.95	0.68%
REGION II (CAGAYAN VALLEY)		8,283.24		0.43%	8,859.75		0.42%	8,331.99	0.44%
REGION III (CENTRAL LUZON)		40,104.49		2.09%	41,977.43		1.97%	40,860.56	2.16%
REGION IV-A (CALABARZON)		61,866.29		3.23%	71,927.88		3.37%	59,489.15	3.14%
MIMAROPA REGION		5,397.17		0.28%	6,581.81		0.31%	5,822.08	0.31%
REGION V (BICOL REGION)		7,700.24		0.40%	9,090.97		0.43%	8,981.26	0.47%
REGION VI (WESTERN VISAYAS)		9,443.75		0.49%	18,962.28		0.89%	17,633.36	0.93%
REGION VII (CENTRAL VISAYAS)		60,794.70		3.17%	69,400.25		3.25%	60,508.16	3.19%
REGION VIII (EASTERN VISAYAS)		6,222.31		0.32%	7,046.72		0.33%	6,814.00	0.36%
REGION IX (ZAMBOANGA PENINSULA)		4,725.34		0.25%	5,786.09		0.27%	5,556.73	0.29%
REGION X (NORTHERN MINDANAO)		9,214.48		0.48%	11,106.46		0.52%	10,444.16	0.55%
REGION XI (DAVAO REGION)		32,847.99		1.71%	37,618.48		1.76%	31,861.19	1.68%
REGION XII (SOCCSKSARGEN)		6,468.08		0.34%	6,757.15		0.32%	6,475.30	0.34%
REGION XIII (CARAGA)		4,302.73		0.22%	5,143.11		0.24%	4,890.98	0.26%
AUTONOMOUS REGION IN MUSLIM MINDANAO (ARMM)		1,723.16		0.09%	2,664.17		0.12%	2,586.58	0.14%
N.I.R. NEGROS ISLAND Region		9,308.88		0.49%					
BIR業務以外		45,784.93			53,259.13			62,070.94	
税外収入		161.96			173.44			281.62	

(出所: BIR)

2020年の税目別分析によると、BIRの最大の税収は53.44パーセントを占める所得税であり、VAT（17.99%）、物品税（15.14%）と続く。近年の税収増加は経済成長によるものだけでなく、BIR戦略ロードマップの図で示されるとおり、BIRの継続的な組織強化と事務手続きの効率化によるものでもある。

2020年8月、BIRは「BIRデジタルトランスフォーメーションロードマップ2020-2030」³²を発表しておりその中で、1) 国民第一主義の採用、2) 手続きの見地の設定及び、3) デジタル技術の積極的な利用、の方針に従いデジタルトランスフォーメーション（以下、「DX」という）を推進することを誓っている。多くのオンラインサービスとアプリ使用により、紙ベース以外の申告は著しく増加している。2020年には、21,481,994件の申告書が電子的に提出され、全税収の86パーセントが電子的決裁を通じて納められた³³。コンテンツ開発と申告納税制度を推進するツールは、BIRのウェブサイトの活用、ソーシャルメディアのプラットフォーム、刊行物及びキャンペーンである。納税相談は対面、書面、電話、インターネットを通じた「よくある質問」、チャットと電子メールで実施されている。質問事等がある納税者はNO納税者サポート課（Customer Assistance Division）（ホットライン：8538-3200か電子メール：contact_us@bir.gov.ph）に連絡することが出来る。各ROsとRDOsはそれぞれの電子メールアドレスと電話番号をBIRのウェブサイトに掲載している。

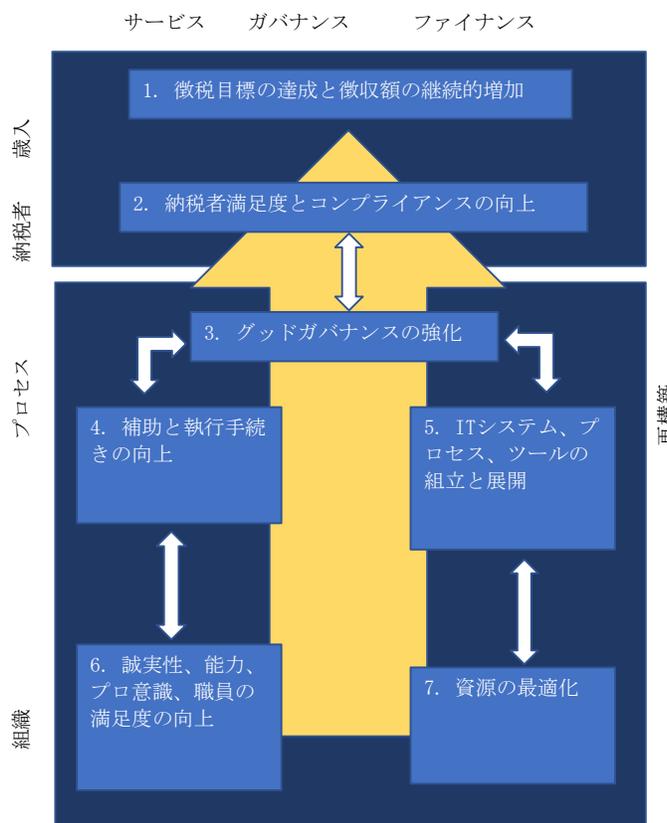


図 4 BIR 戦略ロードマップ

(出所: BIR 年報 2020)

³² RMO 27-2020

³³ Mayvalin U. Caaraballo, “BIR commits to digital transformation,” The Manila Times, Jan. 27, 2021, <https://www.manilatimes.net/2021/01/27/business/business-top/bir-commits-to-digital-transformation/833227/> (accessed Apr. 20, 2021).

納税者最前線サービスの質向上を目指し、BIR はそのサービスの納税者満足度を確認し測定するためにフィードバック調査を導入している。しかしながら、税務調査、徴収、VAT 還付などの他の主要業務機能はそこに含まれておらず、調査結果は一般に公表されていない。また、申告納税制度を推進するため、税務会計士などの第三者との協力体制は確立されていない。

BIR は悪質納税者に対処するプログラムを導入しており、納税者のコンプライアンスを向上するために税務調査や徴収を厳密に行っている。アクセス制御リストソフトが納税者基本情報の管理に使われており、また、納税者のリスク分析にも使われている。BIR における主なコンプライアンスプログラムとしては、「脱税者を追え！ (Run After Tax Evaders)」³⁴ と「南京錠作戦 (Oplan Kandado)」がある。また下表が示すように、税務調査や査察調査は、全国 123 か所にある RDOs や特定の ROs (VAT 調査係)、NO 査察課と LTS で実施されている。それとは別に納税者のコンプライアンスを向上するため、無申告者を見つけるために事業所を訪問するなど、課税ベースの拡大に取り組んでいる。これらの活動を通じ、BIR は毎年の徴税目標を達成している。

表 5 コンプライアンスプログラムの結果(2018-2020)

プログラム		2018		2019		2020	
		件数	税額 (百万ペソ)	件数	税額 (百万ペソ)	件数	税額 (百万ペソ)
RATE	司法省	197	15,020	309	19,077	157	7,447
	税控訴裁判所			38	4,940	25	754
南京錠作戦	事業所閉鎖	233	799	755	1,944	247	657
税務調査	実施オフィス (21オフィス)				24,067		16,206
	LTS				33,898		17,638
事業所訪問		211,037	352	197,115	244	62,635	69

(出所: DOF・BIR)

滞納税に関しては、BIR は ROs に未収入／滞納勘定の集中管理制度を導入している。調査官と徴収担当職員は滞納者に対処するために納税者情報を共有している。徴収活動には、滞納者を招いて納税アレンジを行う、督促状の送付、差し押さえや、民事・刑事裁判の申し立てが含まれている。BIR は第三者に情報提供依頼をすることにより、滞納者の固定資産の把握に努めている。2020 年中の滞納整理に係る合計徴収額は、54 億 8 千万ペソに上った³⁵。

VAT 還付は、税法第 112 条 (A) に従い直接輸出業者に関して NO にある VAT 調査課が手続きを行っている。RDOs と大規模納税者調査課は管轄下のその他の VAT 免税業者と税法 112 条 (B) に従い VAT 登録が取り消された納税者の苦情を処理している。手続きについては、2021 年 1 月 19 日より

³⁴ RATE は LTS、査察課 (法務グループ) 及び国税局で実施されている (RAO 第 1-2019 号)

³⁵ BIR. “Annual Report 2020,” p20 https://www.bir.gov.ph/images/bir_files/annual_reports/annual_report_2020/BIR/BIR2020.pdf

前の申請については RMC 第 47-2019 号と RMO 第 25-2019 号に記載されており、そして、2021 年 1 月 19 日以降については RMO 第 47-2020 号に記載されている。VAT 還付の実行期間は申請書が担当オフィスに提出された日から起算して 90 日とされている。100 ペソを徴収するために係る徴税コストは 0.49 ペソであり、前年比で 0.05 ペソ高くなった³⁶。

(2) BEPS ミニマムスタンダード:法体系と執行

経済協力開発機構 (Organisation for Economic Co-operation and Development) (以下、「OECD」という) は 2013 年、G20 財務大臣・中央銀行総裁会議の要請に基づき国際的租税回避に対処するために BEPS プロジェクトを開始した。加盟国は 15 のアクションプランに基づき、進捗状況とインパクトのモニタリングを共同して実施してきている。2015 年に、加盟国以外の税務当局が共に働くために OECD/G20 包括的枠組が設置され、翌年活動を開始した。

フィリピンは包括的枠組のメンバーではないが、近い将来参加するための準備を整えている。フィリピンは 4 項目のミニマムスタンダード (行動計画 5、6、13 及び 14) に関するピアレビューに参加しており、その導入が優先課題であると約束している。全ての参加国はそれぞれの国の導入状況をモニターするための規約 (Terms of Reference) (以下、「ToR」という) にあるとおりの合意基準に従うことを求められている。

1) 行動計画 5: 有害税制への対抗

[包括的枠組における定義と議論]

OECD の有害税制フォーラム (Forum on Harmful Tax Practices) (以下、「FHTP」という) は、ピアレビューによる透明性の向上と有害税制の排除を行うために設置された。BEPS 行動計画 5 の最初の報告書は 2014 年 9 月に発行され、1) 無形資産関連税制における実質的活動要件の定義手法の精緻化、2) 優遇税制に係るルーリングの自発的情報交換義務化による透明性向上、そして、3) ピアレビューのプログレスレポートの提供、という 3 項目が含まれた。³⁷ 2015 年のファイナルレポートでは、1) 優遇税制に関するルーリング、2) ユニラテラルの APA、その他移転価格に関するユニラテラルなルーリング、3) 課税対象利益の減額を認めるクロスボーダールーリング、4) 恒久的施設に関するルーリング、5) 関連者間ルーリング、6) その他情報交換の欠如が BEPS の懸念を生じさせると FHTP が認定したルーリングの 6 種類のルーリングが EOI の対象となった³⁸。有害税制を確定するためにミニマムスタンダードが導入された。知的財産 (Intellectual Property) (以下、「IP」という) 関連税制がパテントボックス税制を採用している場合、当該知的財産に係る所得は現在課税対象外とな

³⁶ BIR. “Annual Report 2020,” p66

³⁷ OECD. 2014. “Countering Harmful Tax Practices More Effectively, Taking into Account Transparency and Substance,” OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project, OECD Publishing. <http://dx.doi.org/10.1787/9789264218970-en>

³⁸ OECD. 2021. “BEPS Action 5 on Harmful Tax Practices – Transparency Framework: Peer Review Documents,” OECD, Paris, www.oecd.org/tax/beps/beps-action-5-harmful-tax-practices-peer-reviewtransparency-framework.pdf

っている。ネクサスアプローチの適用に伴い、税務当局は実際の事業活動を検証することとなり、優遇税制が有害か否かを判断するためにも同じ検証方法を適用することが出来るものとされた³⁹。2016年4月以降に、行動計画5に関連するルーリングを発行した場合その税務当局は、当該ルーリングの発行日から3か月以内に相手国へ自発的な情報交換を行うことが求められる。2020年11月、OECDは295の優遇税制データ収集後にピアレビューの結果を報告した。その報告では、取組みの進捗は順調であることが示された。また、当該行動に関して税務当局間で3万件にも及ぶEOIがなされたと報告された⁴⁰。2021年2月、BEPS包括的枠組は、1) ToR⁴¹と2) 2021年から2025年の間に実施するピアレビューの方法（2017年以降と同様）を含む最新の報告書を承認した。

[フィリピンの現状]

フィリピンの過去のルーリングについては、関連区分における最終親会社を含む全ての過去のルーリングの潜在的交換相手国の特定を除き、ピアレビューのToRに合致した。フィリピンは、国内での法的枠組がないため、関係国に税制優遇ルーリングの情報を送るために不可欠な自発的EOIを導入していない。2019年の報告書で、以下のとおり4項目の提言がなされた。

表6 2018年ピアレビューによる導入に係る提言サマリー

透明性の枠組みの実施において改善すべき点	改善のための提言
フィリピンは現在、特に最終親会社の過去のルーリングについて、潜在的な交換相手国の情報を収集していない。	過去の全てのルーリングに関して潜在的交換相手国の特定にベストエフォートアプローチを適用すること。
フィリピンは現在、特に最終親会社の将来のルーリングについて、潜在的な交換相手国の情報を収集していない。	将来的なルーリングに関して、潜在的交換相手国のすべてが素早く特定されること。
フィリピンは、ルーリングの特定と潜在的交換相手国を十分把握されることを確実にするレビューと監督の仕組みがない。	情報収集プロセスが効果的に機能することを確実にするための、レビューと監督のメカニズムを導入する。
フィリピンは、ルーリング情報を交換するために必要な国内の法的枠組、又は、透明性の枠組みが求めるフォームによるルーリング情報をタイムリーに交換することを確実にするプロセス導入ができていない。	ルーリングの自主的EOIを可能にするため国内法的枠組を継続的に導入し、透明性の枠組みが求めるフォームでのタイムリーなEOIを確実にする。

(出所: OECD(2019年)「有害税制への対抗: 税務ルーリングのEOIに関する2018年ピアレビュー報告書」)

これらの4項目の提言は、DOFとBIRによって次のとおり対処されている。

³⁹ OECD. 2015. “Action 5: Agreement on Modified Nexus Approach for IP Regimes,” OECD/G20 BEPS Project

⁴⁰ OECD. 2020. “OECD/G20 Inclusive Framework on BEPS: Progress Report July 2019-July 2020”, pp.16

⁴¹ Four elements of ToR: (1) the information gathering process, (2) the EOI, (3) confidentiality of information received, (4) statistics

提言	最後のレビュー後の DOF と BIR の行動
過去の全てのルーリングに関して潜在的交換相手国の特定にベストエフォートアプローチを適用すること。	<p>当該提言に対処するため BIR は、証券取引委員会とフィリピン国内に登録された会社のデータ共有合意書をドラフトした。これにより、租税条約の相手国からの事前の要請がなくとも特定の納税者の法的な受益所有権だけに限らず、BIR は情報入手が可能となる。</p> <p>BIR はまた、潜在的交換相手国を見極めるため納税者のルーリングファイルを確認する。</p>
将来的なルーリングに関して、潜在的交換相手国のすべてが素早く特定されること。	<p>フィリピン非居住者による事業利益の課税に関するルーリングは、BIR の恒久的施設ルーリングに該当する。RMO 第 72-2010 号がまだ有効であった時、BIR 様式 0901-P は外国企業の所有構造の開示を求めていなかった。</p> <p>2021 年 3 月 31 日、RMO 第 14-2021 号が効力を発し、RMO 第 72-2010 号が改正された。新しい RMO に従い、源泉徴収義務者の要求確認のために添付される申請書や、事業利益に係る非居住所得受領者の租税条約適用申請である BIR フォーム 0901-P は全面的に改訂された。所得を得る非居住者は現在、次の事項について提供する義務がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 属する多国籍企業の名称 ii. 直接の親会社の名称、その納税者の納税者番号、商業登記番号、住所（道、郵便番号、市、国）及び、 iii. 最終的な親会社の名称、その納税者の納税者番号、商業登記番号、住所（道、郵便番号、市、国） <p>それらの情報を通じ、BIR は恒久的施設ルーリングに関する交換すべき相手国を把握する。</p>
情報収集プロセスが効果的に機能することを確実にするための、レビューと監督のメカニズムを導入する。	BIR の ITAD ルーリング・相互協議・情報交換係は、情報収集プロセスが効果的に機能することを確実にする。
ルーリングの自発的 EOI を可能にするため国内法的枠組を継続的に導入し、透明性の枠組によって求められるフォームでのタイムリーな EOI を確実にする。	<p>フィリピン租税条約の EOI 規定は、締結国の権限ある当局に対し、租税条約が適用される税に関する条項又は、締結国の国内法の規定を実行するために必要な情報を交換することを義務付けている。</p> <p>EOI 規定は、要請に基づく、自動的、自発的の全ての種類の EOI を含む。</p> <p>フィリピンの薬品とヘルスケア協会 対 厚生大臣 <i>Francisco T. Duque III, et al.</i>⁴² において最高裁判所は次のように判示している。</p>

⁴² G.R. No. 173034, October 9, 2007, citing Joaquin G. Bernas, S.J., Constitutional Structure and Powers of Government (Notes and Cases) Part I (2005).

提言	最後のレビュー後の DOF と BIR の行動
	<p>1987 年憲法の下では、国際法が国内法の一部になるには、変換法と編入法がある。変換法では、国際法を現地法などの憲法のメカニズムを通じ国内法に変換する必要がある。編入法は、単なる憲法上の宣言により、国際法が国内法の効力を有するとみなされる場合に適用される。</p> <p>条約は、憲法第 7 条第 21 節で「いかなる条約または国際協定も、上院の総議員の少なくとも 3 分の 2 の賛成を得なければ、有効かつ効力を有しない」と規定されていることに基づいて、変換により国内法の一部となる。このように、条約や従来国際法が、国内の紛争に適用でき地域法に変わるためには、憲法が定めるプロセスを経る必要がある。</p> <p>一方、1987 年憲法第 2 条第 2 項は以下の通り定めている： 第 2 項：フィリピンは国家制裁の手段としての戦争を放棄し、国の法律の一部として一般的に認められている国際法の原則を採用し、平和主義、平等、正義、自由、協力そして全ての国との友好を守る。 (強調) とし、編入法を体現している。</p> <p>上院の批准後、立法上或いはそれ以外の追加措置は必要ない。その後、司法を含む政府全体が、条約を遵守する義務を負うことになり、これは <i>pacta sunt servanda</i> という格言に沿ったものである⁴³。</p> <p>したがってフィリピンは、フィリピン憲法第 2 条第 2 項との関連において租税条約の EOI 条項を模索し、条約相手国とルーリングに関する情報交換を可能にする国内法的枠組みとしての役割を果たすことになる。これは、ルーリングの情報交換のための行政上の枠組みを提供する RR の発行を通じて導入することとなる。</p>

フィリピンは、過去のレビューで指摘を受けていたが、それは 2018 年のレビューまで対応されていなかった⁴⁴。

2021 年 3 月、法案 CREATE⁴⁵ が議会を通過し、大統領によって承認された。それは、CREATE の

⁴³ David vs. Senate Electoral Tribunal, G.R. No. 221538, September 20, 2016

⁴⁴ OECD. 2019. "Harmful Tax Practices-2018 Peer Review Reports on the EOI on Tax Rulings," p331-334

⁴⁵ RA No. 11534

発効から2年後に地域運営本部（Regional Operating Headquarters）（以下、「ROHQ」という）が通常の法人税率が適用されることを含んでいる。2021年8月、CREATE案は「潜在的に有害であるが実際には有害でない。2022年1月1日から廃止。」と報告された⁴⁶。

MACに関しては、フィリピンは2014年9月に既に署名している。しかしながら、現在も上院で保留されている。国際業務課（International Tax Affairs Division）（以下、「ITAD」という）は、2021年6月にルーリングの自発的EOIに係るRRのドラフトをDOFに送付しており、財務大臣の承認により発効することになる。そのドラフトは、二国間条約（以下、「DTAs」という）、租税情報交換協定（Tax Information Exchange Agreement）（以下、「TIEAs」という）若しくはMACなどの国際的なEOIの協定に従いEOIが行われることが規定されている。EOIの法的枠組が準備できた場合、BIRは現在のOECD XML⁴⁷スキームユーザーガイドに従って情報を送付することが求められるようになる。

[日本の現状]

最初のピアレビューが実施された際、日本は全てのToRの条件を満たしており、提言事項はなかった。これまでに発行されたピアレビュー報告書によると、日本は9か国に対してルーリングの情報を送っている⁴⁸。

2) 行動計画6: 租税条約の濫用防止

[包括的枠組における定義と議論]

第三国の居住者が条約上の恩恵を濫用し利益を享受することを防ぐために、加盟国は、条約漁りへの対抗のためのミニмумスタンダードを含む濫用防止規定を租税条約に含めることに合意した。また、これらの条項を各国の特殊性やDTAs交渉の状況に応じて適用する必要があるため、ミニмумスタンダードの導入にある程度の柔軟性を持たせることが求められている⁴⁹。2015年の報告書は、ピアレビュー参加国全てが行動計画6のミニмумスタンダードに合意したと発表した。それらは、

“A. 条約締結国の共通の意図である声明文書は、無税又は条約漁りを含む脱税や租税回避の機会を創出せずに二重課税を排除することである。これは通常、関連する租税条約の前文に以下を含めることによって行われるべきである： 無税又は脱税や租税回避（第三国の居住者の間接的利益のために、この条約で提供される救済を得ることを目的に条約漁りの仕組みを通じることを含む）を通じた軽減課税の機会を創設することなく、所得と資産に係る税に関する二重課税排除のための条約締結をすることを意図する。”

⁴⁶ OECD. 2021. “Harmful Tax Practices-Peer Review Results” <https://www.oecd.org/tax/beps/harmful-tax-practices-peer-review-results-on-preferential-regimes.pdf>

⁴⁷ XML: Extensible Mark-Up Language

⁴⁸ <https://www.oecd.org/tax/beps/beps-actions/action5/>

⁴⁹ OECD. 2015. “Preventing the Granting of Treaty Benefits in Inappropriate Circumstances, Action 6 - 2015 Final Report,” OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project, OECD Publishing, Paris. <http://dx.doi.org/10.1787/9789264241695-en>

“B. 共通の意図を実行し、次の3つのうちいずれかをとる条約規定は：

- i. 報告書の段落 26 に含まれる PPT ルールは、報告書の段落 25 に記載されている特典制限条項の簡易又は詳細版のいずれかであり、追って修正され、または、
- ii. 報告書の段落 26 に含まれる PPT ルール、または、
- iii. 報告書の段落 25 に表れる特定制限条項の詳細版と、その後に変更されるメカニズム（トンネル協定を制限する PPT ルールの形を取る潜在的な条約規定若しくは、国内否認規定か同様の結果をもたらす司法の教義など）は、租税条約でまだ対処されていないトンネル協定について取り扱う。”⁵⁰

報告書は、OECD モデル条約には 1) 特定の否認規定、2) 特典制限条項 (Limitation-on-benefits) (以下、「LOB」という)、そして、3) 主要目的テストルール (以下、「PPT」という) に基づいた更なる一般的否認規定 (General Anti-Avoidance Rules) (以下、「GAAR」という) が含まれるとしている。更に報告書は、出国税などの条約と特定の国内否認規定との交わりについて指摘している。100 か国以上が、2017 年の BEPS 行動計画 15 の成果品であり 2018 年 7 月から発効した BEPS 防止措置実施条約 (Multilateral Convention to Implement Tax Treaty Related Measures to Prevent BEPS) (以下、「MLI」という) 交渉を終了している。同年に実施された最初のピアレビューにおいて、多くの国が既存の二か国間条約交渉よりも、MLI の適用を求めることにより、この課題に対処し始めたことが判明した。約 300 件の協定が、2020 年 5 月までにミニマムスタンダードに従って改訂された⁵¹。MLI の導入以来、それは非常に大きな役割を果たしており、2021 年 6 月までに 95 か国・地域がその条約に署名し、それは 1,700 以上の DTAs をカバーしている⁵²。

[フィリピンの現状]

フィリピンは日本を含め、43 か国・地域と租税条約を締結している。フィリピンのモデル条約には、LOB と PPT の規定が含まれている。しかし、現行の内国歳入法は、LOB と PPT を含む GAAR が含まれていない⁵³。フィリピンは MLI について、OECD に批准書を寄託していない。DOF は、MLI に署名する効率性を認識しており、アジア開発銀行 (Asia Development Bank) (以下、「ADB」という) の協力の下で、その課題に取り組んでいる。BIR では、ITAD ルーリング・相互協議係が BEPS 行動計画 6 の担当をしている。その部署では、GAAR を税法に含めるよう立法者を説得するため、その規定のドラフトを準備しており、BIR はそのドラフト支援を要請している⁵⁴。

⁵⁰ OECD. 2017. “BEPS Action 6 on Preventing the Granting of Treaty Benefits in Inappropriate Circumstances – Peer Review Documents,” OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project, OECD, Paris. www.oecd.org/tax/beps/beps-action-6-preventing-the-granting-of-treaty-benefits-in-inappropriatecircumstance-peer-review-documents.pdf

⁵¹ OECD. 2020. “OECD/G20 Inclusive Framework on BEPS: Progress Report July 2019-July 2020.” pp.19

⁵² OECD. “Signatories and Parties to the Multilateral Convention to Implement Tax Treaty Related Measures to Prevent Base Erosion and Profit Shifting.” <https://www.oecd.org/tax/treaties/beps-ml-signatories-and-parties.pdf>

⁵³ Marissa O. Cabrerros. 2020. BIR, “BEPS in the Philippines.” Presentation, NTC, BIR NO, Manila.

⁵⁴ GAAR は当初、2019 年 9 月に承認された CITIRA 法案セクション 50 に盛り込まれた。しかし、当該法案は 2021 年 3 月に承認された CREATE に取って代わり、それは最終的に法案から削除された。

訂された。新税務規則では、BIR 様式 1709 の提出を義務づけられた納税者は、大規模納税者、財政優遇措置を享受している者、当年度と直前 2 期の課税年度に損失が生じた者、および前述の納税者との取引がある者に限定されている。旧税務規則において以前要求されていた移転価格文書及びその他の文書は、BIR 様式 1709 と共に提出する必要はなくなり、調査に際してのみ提示すれば良いこととなった。BIR 様式 1709 に記載されている情報は、調査担当者により、移転価格のリスク評価の実施や特定の納税者に対して本格的な移転価格調査を実施するか否かの意思決定を行う際に利用される。したがって、BIR は限られた資源を最も重要な移転価格問題に投入し、配分することになる⁵⁹。上記に係る納税者サービスとして、BIR は、RMC 第.76-2020 号及び第 54-2021 号を通じて BIR 様式 1709 の作成及び提出に関する FAQ を公表している。また、納税者は、常に ITAD の公的電子メールアドレスに質問を送付したり、ITAD に問い合わせる支援を受けることができる。

【課題】

現在、BIR の問題は、提出された BIR 様式 1709 の活用に関するものである。言い換えれば、調査官が、様式 1709 を活用し、如何にして移転価格のリスク評価と移転価格調査を行うかである。BIR 様式 1709 の提出を要求する根拠は、特定の納税者の移転価格調査を実施するか否かについて、早期に十分な情報に基づく判断を行うことである。BIR は、移転価格調査が通常調査に対して非常に多くの時間を要することを理由に、本格的な移転価格調査を実施しなければならない真に移転価格リスクにさらされている納税者のみを選定すべきと考えている。BIR は、BEPS プロジェクトの行動計画 13 をまだ実施していない。BIR 様式 1709 及び移転価格文書の作成は、パンデミックの影響を受けている関係納税者に既に過度の困難をもたらしている。

[日本の現状]

我が国では、2016 年度税制改正において、これらのルールが整備された。現在、これらの文書の作成は、前年度の連結所得総額の 1,000 億円以上の多国籍企業に求められている。これらの文書を作成する納税者の負担を考慮し、国税庁は、ローカルファイル作成等を支援している。2017 年 7 月から、国税局では移転価格文書に対応する個別の照会窓口を設置し、文書作成の支援や納税者のコンプライアンスの維持・向上を図っている。さらに、国税局は、ローカルファイルの整備状況の確認やアドバイスをを行うため企業訪問を実施した。また、2020 年 6 月には、納税者の利便性の一層の向上を図るため、ローカルファイル作成にあたっての例示集を公表した。国税庁では、国別報告書について、自動情報交換の枠組みの下、2019 年中に 52 か国 844 社に関する情報提供を行い、44 か国 1,751 社に係る情報提供を受けている。

⁵⁹ BEPS ミニマムスタンダードに関する質問調査の回答結果。

4) 行動計画 14: 紛争解決メカニズム

[包摂的枠組みにおける定義と議論]

「行動計画 14:効果的な紛争解決の仕組みの構築」では、租税条約に基づく紛争解決のためのより効果的な相互協議を検討することとしている。

多くの租税条約には、OECD モデル条約第 25 条と同様に、移転価格調査等によって生じる二重課税を排除するための税務当局間における相互協議に関する条項を定められている。その条項では、納税者が相互協議にアクセスできること、税務当局に一定期間内に相互協議を終了することが求められている。包摂的枠組みでは、相互協定の導入状況を評価するピアレビューと相互協議の統計報告書の作成を要件としている。既に 45 カ国・地域の事例をレビューし、ミニマムスタンダードに沿った 990 件にも及ぶ提案がなされている。2019 年中の相互協議の統計によると、前年からの繰越件数は 7,086 件、終了件数は 2,821 件、繰越件数は 5,955 件と処理が進んだが、移転価格事案を協議するには平均 30.5 ヶ月と長期間を要している。

[フィリピンにおける現状]

【相互協議に関する現状】

フィリピンが締結した租税条約は、OECD または国連モデルに従い相互協議の規定の規定がある。移転価格ガイドラインにもその利用が含まれている。2013 年以降、BIR は、相互協議のガイドラインがないにもかかわらず、他国との相互協議を開始している。しかし、日本との相互協議の経験はない。BIR における相互協議に関する統計は、次のとおりである：

表 7 BIR の相互協議に関する統計

年	相手国	受領した相互協議件数
2013	オランダ	1
	シンガポール	1
2014	ドイツ	1
2015	中国	1
	米国	1
2017	フィンランド	1
2019	韓国	1
	インドネシア	1
2020	スイス	1
2021	ノルウェー	1
合計		10

(出所: BIR ITAD)

BIR は、現在、相互協議ガイドラインを作成中であるが、今のところ ITAD のルーリング・相互協議部門が、上記のような事案を取り扱っている。また、ITAD の処理案は、法務担当グループ副長官、法務業務部次官及び権限ある当局である長官による一連の審査を受けなければならない。

【相互協議に関する課題】

BIR は、相互協議を実施するための十分な資源(研修、予算、人員)を有しておらず、また、相互協議事案を効果的かつタイムリーに解決できるよう、ITAD の組織体制と人員配置パターンの再考を人事課に要請している。即ち、ITAD は人手不足であり、特に相互協議事案が移転価格等に関する場合には、現職員には如何に相互協議を進めるべきかの必要な研修がなされていない。BIR は、相互協議チームは、移転価格税制に加え相互協議の手続きに関する研修やセミナーを受けるべきであり、その報告ラインも十分に整理されるべきであると認識している。

【事前確認に関する現状】

BIR は、以前作成した事前確認のガイドライン案が、現在の基準と整合しているかどうかを確認しながら、改定案を作成している⁶⁰。

【事前確認に関する課題】

BIR は、事前確認の専任チームを組織し、事前確認のガイドラインを最終化しなければならない。また、事前確認チームは、相互協議につなげることが出来るよう事前確認事案を分析できる十分な研修を受けていなければならない。

[日本における現状]

我が国では、60 以上の租税条約において相互協議規定が設けられており、2019 事務年度においては 200 件の相互協議事案が発生している。このうち、事前確認に係る事案は 148 件 (74%)、移転価格調整等に関する事案は 52 件 (26%)、処理件数は 186 件 (前回事務年度比 99%) となっている。各ケースの平均処理時間は 29.4 か月 (2018 事務年度:34.1 か月) であった。国税庁の相互協議の担当者数は、2009 事務年度においては 31 人であったが、2019 事務年度に 46 人まで増加している。現在、国税庁が実施している事前確認制度は、1987 年に我が国が世界に先行して導入された制度であり、米国 (1991 年)、カナダ (1994 年)、オーストラリア (1995 年)、韓国 (1996 年)、中国 (1998 年) と続いて、30 か国以上で導入されている⁶¹。5 カ年戦略計画では、相互協議ガイドラインの策定が優先されている。

⁶⁰ BEPS ミニマムスタンダードに関する質問調査の回答結果。

⁶¹ 国税庁「2019 年 相互協議の状況について」

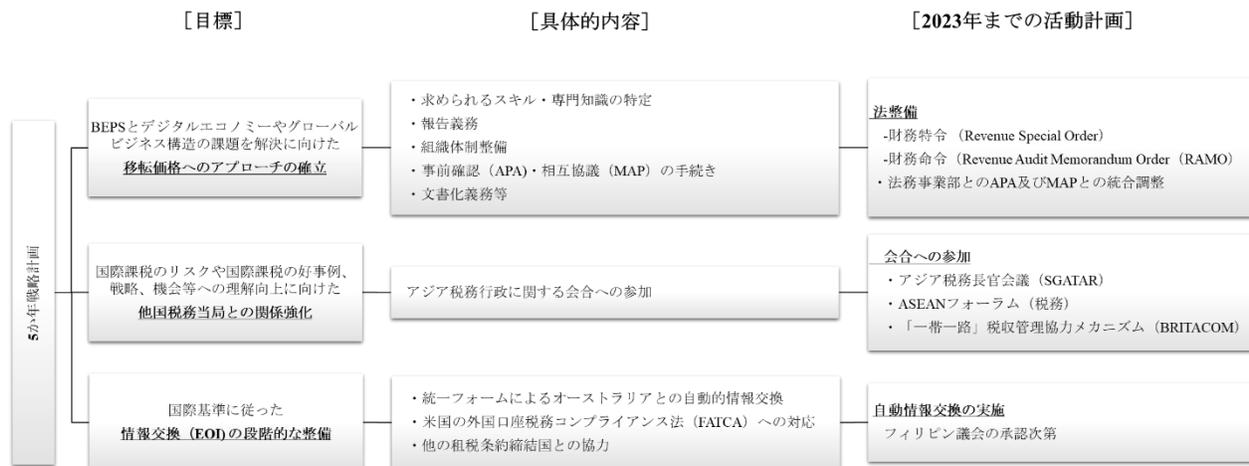


図 5 BIR5 5年計画ダイジェスト

(出典: BIR HP)

(3) 移転価格課税 :税制と執行

【現状】

BIR は、既に、税務規則第 2-2013 号で移転価格ガイドライン及び RAMO 第 1-2019 号で移転価格調査ガイドラインを策定している。これらの規則は、関連企業間の国境を越えた取引及び国内取引について独立企業原則を適用する際の指針を提供するものであり、大方は OECD 移転価格ガイドラインの下で規定されている独立企業原則に基づくものである。

RAMO 第 1-2019 号は、移転価格調査の枠組みと指針及び移転価格調査手順、つまり 3つのフェーズに分けて 1) 移転価格調査の準備、2) 移転価格調査の実施、3) 移転価格調査報告書の作成を規定している。当ガイドラインは、関連当事者間の売買、有形および無形資産の移転及び利用、グループ内サービスの提供、利息の支払い、および資産取引を含む関連者間取引で、少なくとも一人の当事者がフィリピンで課税対象である場合に適用され、また、恒久的施設と本店またはその他の支店との間の取引に類推適用されるものである。

フィリピンの現行の条約モデルは、恒久的施設課税に関する OECD 承認アプローチを採用している。しかし、既存の条約には OECD 承認アプローチは含まれていない⁶²。

【課題】

BIR には、移転価格調査のための専担部門と比較対象取引をスクリーニングするためのベンチマーキング分析に必要なソフトウェア⁶³が不足している。BIR は、移転価格調査のみを担当する部門を創

⁶² 恒久的施設に関する質問調査の回答結果。

⁶³ 例えば、ビューローバンダイク社の Orbis、Compustat、Magaret online。

設し、この部門の人員の能力を強化し、比較対象取引をスクリーニングするためのソフトウェアを備えることを計画している⁶⁴。

BIR は、2019 年 1 月に 5 カ年戦略計画を発表し、移転価格、国際課税、法執行の方針と戦略計画を定めている⁶⁵。

表 8 関係法令 (1998～2021 年)

年月	税法、通達等	法整備の概要
1998 年	RMO NO.1-1998	関連者間取引の調査と OECD ガイドライン準拠を規定
1999 年	RMO NO.63-1999	関連者間融資と米国内国歳入法第 482 条準拠を規定
2010 年 3 月	Public Act No. 1405	租税条約に基づく情報交換の障害となっていた銀行預金機密法改正 ⁶⁶
2011 年 9 月	E.O. No. 56	情報交換に基づく納税申告書開示に対する大統領の承認権限が財務大臣に委任 ⁶⁷
2013 年以前	内国歳入法 50 条	関連者間の移転価格を通じた脱税行為を防止するための IBR 長官の権限を規定
2013 年 1 月	税務規則 NO.2-2013	移転価格ガイドラインの公表 ⁶⁸ 。国外関連者との取引情報報告書 (F1702H) の文書化義務の規定、国内外の関連者取引をも対象に
2019 年 5 月	RMO No. 21-2019	BIR の 5 カ年戦略計画の公表。移転価格調査、事前確認、相互協議の整備を優先
2019 年 7 月	RDAO No. 2-2019	外国税務当局への情報交換窓口が国際業務課長へ、署名権者が法務担当次長へ
2019 年 8 月	RMO NO.1-2019	移転価格調査ガイドラインの公表。移転価格調査の手法、プロセスを規定
2020 年 7 月	F1709 (税務規則 NO.19-2020)	申告時に国内外関連者との取引情報報告書 (F1709) 及び添付書類の提出義務化
同	Q&A (税務規則 NO.76-2020)	税務規則 NO.19-2020 質疑応答集
2020 年 12 月	税務規則 NO.34-2020	税務規則 NO.19-2020 の見直し (改正)
2021 年 4 月	Q&A (RMC NO.54-2021)	税務規則 NO.34-2020 質疑応答集

(4) デジタル経済への課税: 方針と現状

[包括的枠組における定義と議論]

デジタル経済への課税の公平を向上するため、OECD は 2019 年に次の 2 つの柱を提案した。

⁶⁴ 移転価格調査に関する質問調査の回答結果。

⁶⁵ BIR(2019) 五か年戦略計画。

⁶⁶ フィリピンはそれまで OECD により税務上の透明性に関する基準を満たさない国の一つとみなされ、ブラックリストに載せられていたが、同法改正によりリストから外された (出所: [税大ジャーナル、フィリピンの税務行政と税制の概要 \(2013\)](#))。

⁶⁷ これにより情報開示に関する事務手続きが簡略化された。

⁶⁸ 現在に至るまで改訂の形跡はない。同月 (2013 年 3 月) の BIR に対する OECD ピアレビューフェーズ 2 で情報交換実施状況に対する審査も行われ、2011 年の評価同様「おおむね順守」との評価を得ている。

柱1：「国際的な企業の利益に課税する権利を各国に与える統一的なアプローチ（当該国に拠点を有するか否かを問わない）」

柱2：「低税率またはゼロ税率の適用を受けている多国籍企業による利益移転に対抗するため、国レベルではなく納税者のレベルで適用されるグローバル・ミニマム・タックスを課すことの提案」

OECD/G20 の BEPS 包括的枠組は、2020 年 1 月に 2 つの柱のアプローチを承認した⁶⁹。2020 年 10 月の包括的枠組の発表では、この課題に対処するための参加国の合意達成期限は、2020 年 10 月に設定された。しかし、それは 2021 年中旬に延期された⁷⁰。延期のいくつかの理由は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行と、デジタル経済の枠組みを「セーフハーバー」とする米国と最低税のような一方的な税で課税を強化したいヨーロッパの数か国が対立していることが含まれる。また別の要因としては、MNEs の外国直接投資を推進するための優遇税制を導入した多くの国家間の交渉がまだ継続中であることが挙げられる。米国では、政権交代により方針変更が見られること、そして、米国は 2021 年 4 月 7 日の G20 の会合にて世界的最低法人税の導入ルールを作ることを提案した。更に、彼らは MNEs の売上と利益幅に基づいた機械的な課税の計画を提唱している。

デジタル経済の急速な発展は、伝統的な課税アプローチに非常に大きな課題を投げかけている。多くの多国籍企業が国境なく自由に活動する中で、彼らが従業員、資産、物理的存在を持たない国でかなりの売り上げを生み出すことが出来る。そのビジネスは、オンライン決済サービス、アプリストア、オンライン広告、クラウド計算、ネットワークプラットフォームへの参加、そして、高速取引など多くの形態の電子商取引で構成されている⁷¹。この潮流は、「PE なければ課税なし」の原則を不必要なものとしている。したがって、異なる管轄における課税権、特に、無形資産への課税や VAT などの間接税が物議を醸しだす問題になっている。

【フィリピンの現状】

特に新型コロナウイルス感染症の世界的流行の間に、フィリピンのデジタル経済はその存在を増した。予測的及び将来的な計画のための省庁間の技術作業委員会は、報告書「We recover as One 2020」を発行し、その中にデジタル課税の枠組みを確立する計画が含まれている⁷²。2020 年 8 月、下院に対してデジタル取引への VAT の賦課に関する法案第 7425 号が提出された⁷³。そしてそれは、2021 年

⁶⁹ OECD. 2020. “Statement by the OECD/G20 Inclusive Framework on BEPS on the Two-Pillar Approach to Address the Tax Challenges Arising from the Digitalization of the Economy – January 2020,” OECD/G20 Inclusive Framework on BEPS, OECD, Paris. www.oecd.org/tax/beps/statement-by-the-oecd-g20-inclusive-framework-on-beps-january-2020.pdf

⁷⁰ OECD/G20 Inclusive Framework on BEPS. “Cover Statement by the Inclusive Framework on the Reports on the Blueprints of Pillar One and Pillar Two.” oecd.org. [tps://www.oecd.org/tax/beps/cover-statement-by-the-oecd-g20-inclusive-framework-on-beps-on-the-reports-on-the-blueprints-of-pillar-one-and-pillar-two-october-2020.pdf](https://www.oecd.org/tax/beps/cover-statement-by-the-oecd-g20-inclusive-framework-on-beps-on-the-reports-on-the-blueprints-of-pillar-one-and-pillar-two-october-2020.pdf)

⁷¹ OECD. 2014. “Addressing the Tax Challenges of the digital economy,” OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project, OECD Publishing. <http://dx.doi.org/10.1787/9789264218789-en>

⁷² Interforce Taskforce Technical Working Group (2019), “We recover as One”, pp.42, <https://www.neda.gov.ph/wp-content/uploads/2020/05/We-Recover-As-One.pdf>

⁷³ “House Bill No. 7425 on Imposition of VAT on Digital Transactions,” BDB Advisory, Sep. 3, 2020,

9月23日に上院に送られた。その法案は、居住者又は非居住者を問わず、デジタル又は電子的な性質の物品や資産の販売とフィリピンにおける電子的なサービス提供に対して、デジタルサービス提供者にVATを課すものである。法務課が、デジタル課税とDXプログラムに沿ったRR策定を担当している。

デジタル経済への対応策については、BIRは2013年に、納税者のオンラインビジネス取引に関する納税者の義務を再確認するRMC第55-2013号を発行した。BIRのデジタル経済を把握する能力の向上のためのインフラ整備が必要とされるが、組織内にそのような取引を把握する専任部署はない。

[日本の現状]

日本政府は、欧米諸国と同じくデジタル経済に対する一方的な課税を準備・導入することを検討している。2019年G20サミットの議長国である日本は、6月に福岡で開催されたG20財務大臣・中央銀行総裁会議と大阪で開催されたG20サミットでOECDのロードマップを承認した⁷⁴。日本政府は、フランスやイギリスをはじめとするヨーロッパの主要国で行われている独自の課税（デジタルサービス税）とは異なり、国際協調を推進する立場にある。消費税に関しては、日本はクロスボーダーのサービス提供への課税開始をするために税法を改正し、2015年に施行された⁷⁵。これにより非居住者である納税者は納税管理人を指名しする必要があり、国税庁に報告しなければならない。

国税庁は一方的な直接課税を導入しようとするよりも、国内デジタル取引の公平な課税を目指している。「シェアリングエコノミー⁷⁶」の把握の施策として、国税庁は2019年7月から電子商取引専門調査チーム（PROTECT）を設置して電子商取引の情報を収集してきている。納税者のコンプライアンスを向上することを目的に国税庁は、1)シェアリングエコノミーの適切な申告環境を開発すること、2)情報収集の幅を広げる、そして、3)行政指導と的確な税務調査の実施に取り組んでいる。2020年1月に国税通則法（第74条の7の2の1）が改正され、国税庁が電子商取引から多額の利益を得た全ての顧客に関する情報を要求することができるようになり、もしも情報提供をしなかった場合は、その企業は罰則規定の対象となることとなった。

http://www.bdbl.com.ph/images/publications/laws/36_House_Bill_No_7425_VAT_on_Digital_Transactions.pdf

⁷⁴ 外務省「デジタル経済に関する大阪宣言」 [mofa.go.jp](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/g20/osaka19/pdf/special_event/jp/special_event_01.pdf).

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/g20/osaka19/pdf/special_event/jp/special_event_01.pdf

⁷⁵ 国税庁「国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税の見直し等について [nta.go.jp](https://www.nta.go.jp).

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/cross-kokunai.pdf>

⁷⁶ 用語は、シェアリングビジネス・サービス、暗号資産（仮想通貨）取引、ネット広告（アフィリエイト等）、デジタルコンテンツ、ネット通販・ネットオークションその他新たな経済取引を総称するものとして使用。出所：国税庁（2020）、「国税庁レポート2020」, p.37, <https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/report/2020.pdf>

(5) 情報交換と共通報告基準

[グローバル・フォーラムにおける定義と議論]

透明性と課税目的の EOI に関するグローバル・フォーラムは⁷⁷、EOI の国際基準を導入するために 2000 年に設置され、2021 年 2 月の時点で、162 会員と、ADB、国際通貨基金（International Monetary Fund）（以下、「IMF」という）そして、WB を含む 19 のオブザーバーのいる組織に成長した⁷⁸。2002 年にグローバル・フォーラム作業部会は、有害な税の取り扱いに対抗するための効果を上げるために「TIEAs のモデル」を開発し、1) 要請に基づく情報交換（Exchange of Information on Request）（以下、「EOIR」という）と、2) 金融口座情報の自動的交換を提案した。金融危機後の 2009 年、G20 の首脳は、オフショアの脱税に対抗するため、銀行秘密の廃止を宣言した。同年、全ての OECD 加盟国は、2005 年に追記された OECD モデル条約第 26 条「税務目的のための銀行情報へのアクセスの改善」を受け入れ、いくつかの国はその基準に従うために国内法の改正に着手した。

2015 年 6 月、TIEAs のモデルプロトコルが OECD 租税委員会（CFA）によって承認され、税務当局が CRS を用いて AEOI することを二国間で合意することになった⁷⁹。2020 年 9 月時点で、141 の国・地域が MAC に参加している⁸⁰。2020 年 12 月、OECD は「CRS が有効な二国間交換関係の数は、4,400 以上に達した」と報告した。2021 年 3 月の時点で、100 以上の税務当局が、MAC、CRS 当局多国間合意（CRS Multilateral Competent Authority Agreement）（以下、「CRS MCAA」という）または、租税条約や TIEAs などの二国間ベースによって CRS の交換を約束している⁸¹。導入国間での CRS の交換は、毎年 9 月末に実施される⁸²。グローバル・フォーラムは特に途上国での CRS と AEOI の利用促進を約束している。そのため彼らは、導入に向けた支援を行っている。MAC に署名したがまだ批准していない国の導入をモニタリングし状況を見直す役割を担う MAC の調整機関が、参加国の権限ある当局によって設置された。調整機関は、MAC の批准を希望する国を彼らの会議のオブザーバーとして受け入れている⁸³。

[フィリピンの現状]

これまで、フィリピンは金融情報に関する AEOI 又は CRS MCAA を導入していない。AEOI の国内

⁷⁷ グローバル・フォーラムは OECD の租税政策・行政センター内に、独立した専用事務局を有する、
<https://www.oecd.org/tax/transparency/who-we-are/secretariat/>

⁷⁸ OECD. Global Forum on Transparency and Exchange of Information for Tax Purposes. “Putting an end to offshore tax evasion”.
<https://www.oecd.org/tax/transparency/> (accessed Apr. 20, 2021)

⁷⁹ OECD. “Tax Information Exchange Agreements (TIEAs).” OECD.org. <https://www.oecd.org/ctp/exchange-of-tax-information/taxinformationexchangeagreementsticias.htm> (accessed Apr. 20, 2021)

⁸⁰ OECD. 2020. <https://www.oecd.org/tax/exchange-of-tax-information/convention-on-mutual-administrative-assistance-in-tax-matters.htm>

⁸¹ OECD Automatic Exchange Portal. <https://www.oecd.org/tax/automatic-exchange/international-framework-for-the-crs/> (accessed Sep 2021)

⁸² OECD Automatic Exchange Portal, “ACTIVATED EXCHANGE RELATIONSHIPS FOR CRS INFORMATION.” Dec. 2020,
<https://www.oecd.org/tax/automatic-exchange/international-framework-for-the-crs/exchange-relationships/>

⁸³ OECD. 2019. Fryer of MAC. https://www.oecd.org/tax/exchange-of-tax-information/ENG_Convention_Flyer.pdf

法的枠組はなく、銀行秘密法の存在で、現在フィリピンは CRS の交換は出来ない。法律に基づき、BIR は EOIR のために限定して金融情報を入手することが許されている。しかし、オーストラリアは 2015 年以降、BIR に対して一方的に金融情報を送ってきている。

BEPS の包括的枠組への参加と国際基準を満たすことを目指し、フィリピンは 2014 年 9 月に MAC の署名を行ったが、現在のところ、2018 年 6 月以来フィリピン上院にて保留になったままである。MAC の調整機関がこの状況にある国をオブザーバーとして受け入れているが、フィリピンはオブザーバーとして会議に参加していない。

2018 年 3 月 23 日付けの DOF に対する書簡で BIR は、OECD の TIEAs モデルに従って他国との二国間 TIEAs に署名することを通して既存の有効な租税条約を改訂することを提言した。フィリピンが TIEAs の交渉をするべき最初の 10 か国は、1) 貿易産業省によって報告されたトップ 50 の貿易投資パートナー、2) 最初のピアレビューにおいてグローバル・フォーラムによってなされた提言、3) フィリピンの有効な租税条約の状況を考慮して決定することが BIR によって提案された。また同書簡の中で BIR は、グローバル・フォーラムが国際基準の遵守を勧告していることを受けて、フィリピンが既存の条約の EOI 条項を更新するために相手国と TIEAs を締結すべきかどうかについての方針を示すことを求めている。しかしこれまでのところ、BIR は DOF からの回答を得ていない。

3 種類の EOI の仕組みのうち、フィリピンは 2020 年 3 月の共和国法第 10021 号の発行後、租税条約に基づいて EOIR だけを導入した。透明性と課税目的の EOI に関するグローバル・フォーラムが 2009 年に銀行秘密に関する各国の状況を評価したところ、フィリピンは OECD によってタックスヘイブンとしてブラックリストに掲載された。その問題は、国内での対応を加速させた。BIR が銀行から特定の納税者の情報を入手できるよう、大統領は 2010 年 3 月に NIRC を改正する共和国法第 10021 号に署名した。改正 NIRC は、BIR が他の権限ある当局から要請を受けた日から 60 日以内に納税者に通知しなければならないことが明記され、規則に違反する金融機関に対する罰則規定が盛り込まれた。フィリピンは共和国法第 10021 号の発行の翌月に OECD のブラックリストから外され、それによって 2011 年のピアレビューのフェーズ 1 に備えることができた。それ以来フィリピンは、EOIR の仕組みに関しては「概ね遵守」と認識されている。

共和国法第 10021 号の発行 6 か月後に、BIR 長官によって EOIR のためだけに RR 第 10-2020 号 (EOI ガイドライン) が発行され、2 年 4 か月後の 2013 年 2 月に共和国法第 10021 号と RR 第 10-2010 号に基づき EOIR のガイドラインとして RMO 第 2-2013 号が発行された。これらの発行により、ITAD はようやく EOIR を実施する権限を得たこととなった。

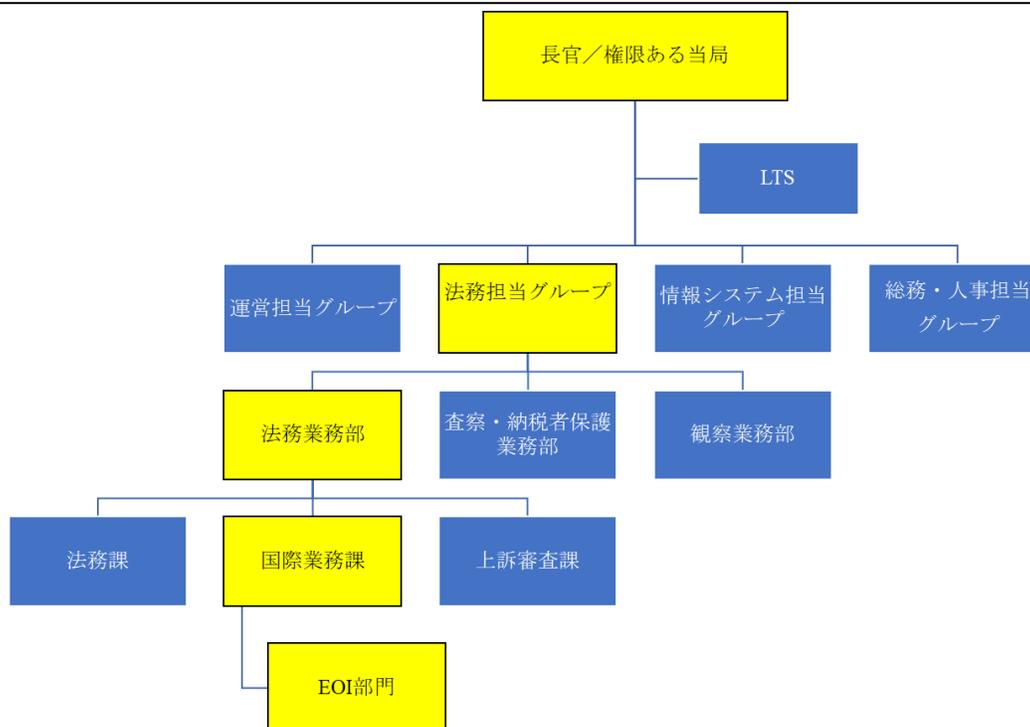


図 6 EOI の組織図

(出所: BIR)

税務調査期間中の EOIR の活用に関しては、調査官は調査終了までの期間、達成すべき徴税目標、そして、条約相手国に情報要請をしてから入手までに必要な時間などを考慮し、条約相手国に情報提供を依頼するかどうかのジレンマに陥っている。それが下の表にあるとおり、EOIR の受領件数が非常に少ない理由である。

表 9 EOIR の件数

	2018		2019		2020		2021		
	提供	受領	提供	受領	提供	受領	提供	受領	
ノルウェー	7		日本	9	1ノルウェー	5	オーストラ	1	
日本	6		ノルウェー	9	オーストラ	1	ベルギー	2	
米国	4	1	インドネシア	5	ベルギー	1	インドネシ	1	
フランス	2		ベルギー	3	フランス	1	ドイツ	2	
インド	2		フィンランド	3	ドイツ	3	ロシア	1	
ベルギー	1		フランス	2	日本	1	1日本	1	
フィンラン	1		シンガポール	2	1韓国	1	韓国	1	
インドネシ	1		米国	2	1英国	1			
韓国	1		ドイツ	1	ベトナム	2			
シンガポー	1		インドネシア	1	米国		1		
英国	1		韓国	1					
			オランダ	1					
			ベトナム	1					
			スイス		1				
合計	27	1		40	4	16	2	8	1

(出所: BIR)

グローバル・フォーラムの提言であるタイムリーな EOI への対処として、2020 年 8 月 11 日に RMO 第 2-2013 号が RMO 第 26-2020 号によって改訂され、手続きの合理化のため EOI の作業マニュアルが改訂された。その作業マニュアルは EOIR だけでなく、自発的情報交換も含んでいる。この改正により、要請されたオフィスや納税者は、BIR に 30 日以内に情報を提出することとなった。また、必要な情報を円滑に入手するための他機関とのデータ共有合意 (Data Sharing Agreements) (以下、「DSAs」という) のドラフトも BIR が別途取り組んでいる施策である。長官の承認を経て、これらはコメントや同意などを得るために関係機関に送付される。BIR はこれらの DSAs の締結により、政府機関が納税者データプライバシーについて質問することなく、タイムリーに他の権限ある当局に要請された情報を提供するようになると期待している。

AEOI に関しては、MAC の批准後又は MAC に代わる国内の主要な法的枠組が出来た後に AEOI を実施するために RR 等の発行がされなければならない。また BIR は、AEOI のために、金融情報入手に関する課題を解決する必要がある。

国際税務コンプライアンスの向上と外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA) の実施のため、米政府とフィリピン共和国政府の間の協定については、2016 年 12 月以来フィリピン上院の合意を得るため保留されたままになっている。

[日本の現状]

日本は、条約相手国と AEOI、EOIR、そして、自発的情報交換にて情報を交換している。2015 年の法改正により、毎年 4 月末までに金融機関は国税庁に対して非居住者の口座情報を提出することを要請されており、その法律は 2017 年 1 月に発効した。CRS の情報は 9 月末までに他の条約相手国に送付される。日本は、2018 年の最初の CRS の交換に参加し、基準を満たし続けている。2018 年 10 月の時点で、日本は約 55 万件の口座情報 (52.8%がアジア太平洋から) を受領し、約 89,200 件の情報 (83.2%がアジア太平洋へ) を提供した⁸⁴。

(6) 調査で得られた追加情報

[BIR が実施した顧客満足度調査]

BIR は 2018 年の法律“Ease of Doing Business and Efficient Government Service Delivery Act”を遵守するために、利用可能な各第一線のサービスを対象として顧客満足度調査を実施してきている。2016 年に手書きの調査が始められ、2021 年 6 月からは RMC 第 44-2020 号と RMC 第 16-2021 号に従い、オンラインでフィードバックを集めている。各 ROs の顧客サポートユニット長は、調査結果を毎月処理し、電子メールにて NO の納税者サービス及び監視課に報告している⁸⁵。集約された結果は更に分析され、継続的にサービス向上のため、毎年アクションプランが作成される。調査項目は、1) 商業登録、

⁸⁴ NTA, “Syourazo, Recent measures on future of tax administration –Towards Smart Tax Administration (Japanese only).” Jun. 21, 2019, https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2017/syouraizou/pdf/syouraizo_r0106.pdf

⁸⁵ BIR, “Customer feedback system of client support service (CSS)”

2) 納税者番号 (TIN) 発行、3) 印刷権限、4) 会計帳簿、5) その他の似通った第一線サービスに分類されるサービスである。それに加え、提供された公共サービスに関する総合的な顧客体験、期待や満足度が把握されている。2020年に、22,562件の良好な回答が寄せられた。例) 商業登については平均4.41 (1:非常に満足~5:非常に不満)、58.12パーセントの処理が一時間以内に完了したとなっている⁸⁶。報告書とアクションプランについては一般に公開されていない。

[調査チームによって実施された納税者満足度調査及びインタビュー]

調査チームは納税者満足度調査を実施し、114社の日系企業からの回答を得、その後いくつかの企業に対してインタビューを実施した。その調査項目には、BIRと税務職員の仕事全体に関する印象とその理由、VAT還付と税務調査の経験に関するフィードバック、そしてBIRへの要望が含まれた。約34パーセントの回答企業がこれまでVAT還付を申請したことがあり、そのうちの47.2パーセントが還付を受け取っておらず、48.4パーセントが還付を受領するまでに一年以上待っていた。

税務調査に関しては、回答企業全体の28パーセントが毎年調査官の訪問を受け、18パーセントが二年に一度の調査を受けている。BIRと調査官のパフォーマンスに関して高い満足度を示した回答者は、税務調査頻度が低く、VAT還付申請をした経験がなかった。多くの回答企業は、BIRにコンプライアンスの向上、公平性の確保、そして迅速な処理/オンタイムを要望している。

法令に関しては、納税者は法律や規則の改正等内容と審議状況の早期発表を求め、その導入前に改正に適應するための十分な時間が必要であると主張した。例えば、6月12日に発行されたRR第09-2021号は同月27日に発効し、変更に伴う適應期間として納税者には15日間しか与えられなかった。突然の変更のために法令順守に間に合わない納税者は、BIRが罰則を適用するのではないかと心配していた。

VAT還付に関しては、納税者は、還付手続きの統一的なルールに従って、迅速性と一貫性を要望している。税務調査に関しては、納税者はコンプライアンスコストの高さについて意見を述べている。彼らは、BIRが法令に従って厳格に調査を行うことと、明確な証拠に基づいた最初の調査結果を提示するよう求めている。彼らはまた共通して、調査期間の短縮を要望している。多くの回答者は、税務調査官の発見に対する説明が正しいことを証明するのは時間がかかることであり、また専門の会計士への高額な報酬は重くのしかかると主張している。

⁸⁶ BIR, "Citizen/Client Satisfaction Report"

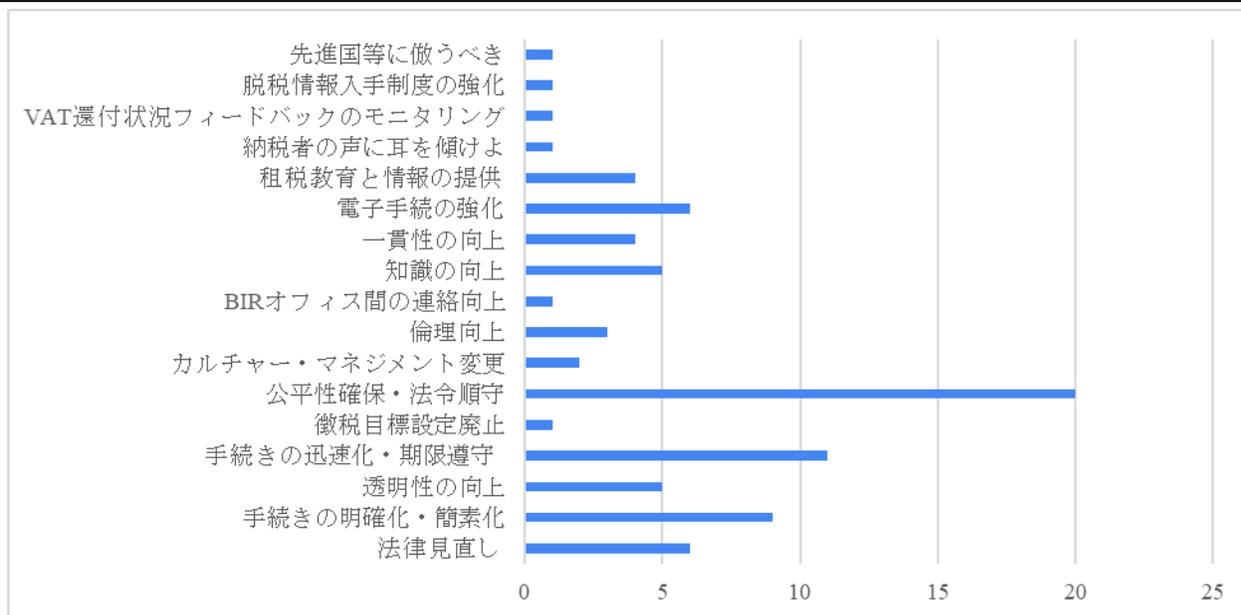


図 7 税務行政の向上に係る要望

(出所:納税者満足度調査)

3-3 人的資源開発⁸⁷

(1) 人的資源開発に関する政策及び計画

BIR の 5 カ年戦略計画（2019 年～2023 年）（以下、「本計画」という）によると、税務職員の能力向上を目的として、1) 研修ニーズ分析（Training Needs Analysis）（以下、「TNA」という）、2) BIR 職員向けの現行の規制・法律に関する説明会・セミナー・研修、3) 税務調査や BIR の業務プロセスに関する詳細かつ定期的な研修・セミナーを毎年実施する計画が示されている。

また、本計画では、1) 内国歳入庁統合システム（IRIS）に関する研修モジュールの改定、2) 業務資料（Job Aid）としてのオンライン補足文書の作成、3) 既存の社内研修コースおよび脱税に関するモジュールの活用、4) 研修資料の見直し、IRIS コース（納税者登録システム、徴収・銀行調整、文書処理）に関する指導者養成研修（Training of Trainers）（以下、「TOT」という）の必要に応じた実施が明記されている⁸⁸。さらに、社会経済環境の変化に対応し、自律的に BIR の人材育成活動を実施していくための e-Learning の導入拡大の重要性が強調されている⁸⁹。

研修を通じた人材育成活動を円滑かつ効果的に実施していくために、BIR の人材開発業務部（Human Resource Development Services）（以下、「HRDS」という）は、2019 年に戦略的 TNA を実施し、その結果を元に Curriculum Building⁹⁰を作成した⁹¹。マトリックスは、「組織」「技術」「リーダーシップ」の 3 つのカテゴリーに分類されており、下図のように研修メニュー、研修対象者の目標レベル、研修対象者の実務経験年数が記載されている。

FUNCTIONS	ORGANIZATIONAL			TECHNICAL					LEADERSHIP			
	New entrants Less than 1 month - 1 year	1st Level More than 1 - 5 years	2nd Level More than 1 - 5 years	2nd Level					MIDDLE Management (2nd Level)			EXECUTIVE Management (3rd Level)
		1st level: non-officer (not technical office/admin)	2nd level: officer	Revenue Officer & Attorney Positions					Group Supervisor, Unit Head, Section Chief, Assistant Division Chief, & Division Chiefs			Director I-V (ARD, HREA, RD, AGR, DCIR, CIR)
	All Positions	Non-Officer Positions	Officer Positions	Inexperienced (RO-1)		Developing (RO-2 3-5 yrs)	Accomplished (RO-3)	Mastered (RO-4)	Inexperienced	Developing	Accomplished	Mastered
Personnel Orientation Course (POC)	5S in Workplace	Tax Reform for Acceleration and Inclusion (TRAII)	General Course for Revenue Officers (GRCO)	Introduction to Base Erosion and Profit Shifting (BEPS)	Make Dispute Resolution Mechanisms more effective	Prevent Treaty Abuse	Technical Assistance By Comparables	Basic Management Course (BMC)	Leader's Future Trends and Technology	Smart Governance	Executive & Leadership Development Programs (ELDP)	
Information Security Awareness Briefing (ISAB)		Corporate Recovery and Tax Incentives for Enterprises (CREATIE)	Administrative Procedures and Techniques (APTE)	BEPS 15 Action Plans		Success stories on Transfer	BEPS International	Middle Managers Course (MMC)	Mentoring Program: Exposure to Experienced Leaders	Mentoring Program: Serving as mentor to Junior Leaders	Mentoring Program: Mentoring on leadership attributes	

図 8 Curriculum Building マトリックス

（出所：BIR 提供資料から抜粋）

⁸⁷ 出所：BIR, "2020 年次報告書"。公務員委員会（CSC）が PRIME-HRM ブロンズ賞を BIR に授与した。これは BIR が人材管理の 4 つのコア分野（採用、選択、配置、パフォーマンス管理、報酬と表彰）における人材管理システム、実践、能力において優れていることを評価したものである。

⁸⁸ BIR (2019), Annex A-S06 of the Strategic Plan (2019-2023), pp.27

⁸⁹ BIR (2019), Annex A-S06 of the Strategic Plan (2019-2023), pp.28

⁹⁰ 同 Curriculum Building は、Civil Service Commission に提出され、ニーズに基づき改訂される。

⁹¹ TNS は会計年度の最終四半期に実施が理想とされているが、実際には必要に応じた開催となっている（出所：2021 年 6 月 11 日の HRDS へのインタビュー調査結果）

2021年8月現在、マトリックスの「組織」カテゴリーには、1) 実務経験1年未満の新任職員、2) 実務経験1～5年の職員、3) 実務経験5年以上の職員など、正職員 (Officer) と非職員 (Non-Officer) の両方を対象とした合計24の研修コースが掲載されている。また、「技術」カテゴリーには、評価、徴収、税務支援、文書処理など、税務行政の機能に応じた研修コース (BEPS 関連の研修を含む) が53件リストアップされている⁹²。これらは、レベル1から4までの税務職員 (Revenue Officer) 及び弁護士を対象としている。「リーダーシップ」カテゴリーには、中間管理職や経営幹部を対象とした合計44の研修コースが掲載されている⁹³。同マトリックスに掲載される合計121の研修コースの中には、すでに開発・実施されているものもあれば、今後設計・開発されるものも含まれている。

さらに、BIR では、2020年9月にHRDSの研修管理課 (Training Management Division) (以下、「TMD」という) がオンラインTNA調査を実施しており、次の研修コースの実施ニーズを確認した：1) 国税職員のための一般コース、2) 税務行政の基礎コース、3) 監査手順・技法コース⁹⁴ (別添-6)。

(2) 組織概要

1) 一般情報

現在のBIRの組織構成では、HRDSがBIRの人材開発活動全般を統括し、その下に、人事課、TMD、研修実施課 (Training Delivery Division) (以下、「TDD」という) の3つの部門が設置されており、2021年6月現在、HRDSに6名、人事部に60名、TMDに20名、TDDに24名、合計110名の職員が配置されている⁹⁵。研修プログラムの開発と評価は、HRDSのSubject Matter Expert、プロセスオーナー、TMDが担当する。研修の実施は、TDDとROの総務・人事管理部門のカウンターパートが担当している。e-Learningについては、本庁 (NO) の情報システムグループがTMDやTDDと密な連携を取りつつ、オンライン研修に必要な手続・準備を進めている。

表 10 HRDS の業務所掌

機能	該当部署
研修プログラムの開発と評価	<ul style="list-style-type: none"> 研修管理課 (TMD) Subject Matter Experts 及びプロセスオーナー
研修実施	<ul style="list-style-type: none"> 研修実施課 (TDD) 地域役員での関連部門 事務・人事管理部門

(出所: BIR (2017), RAO 第 3-2017 号)

⁹² RO1 から RO4 までの必要な実務経験は以下のとおり：実務経験不要 (RO-1)、2年の経験 (RO2 及び 3)、3年経験 (RO4) (出所: Updated BIR Qualification Standards as of 2019 Approved by the Civil Service Commission)。

⁹³ 2021年6月現在、すでに開発済のものもあれば、現在開発中または今後設計予定の研修も含まれている (出所: 2021年6月11日のHRDSへのインタビュー調査結果)

⁹⁴ BIR, "2020 年次報告書", pp.56

⁹⁵ 出所: 人材育成活動に関するアンケート調査の結果。2021年6月11日に実施したインタビュー調査では、TMDとTDDに勤務する44名の職員のうち、実務経験1～3年が5名、3～5年が15名、残りは5年以上の実務経験者であることが明らかになった。

BIR は、マニラ、ダバオ、セブの3都市に IT 研修ルームを備えた税務研修センター（NTC）を設立している。NTC は HRDS の TDD の管理下であり、2021 年現在、TDD 課長 1 名、TDD 課長補佐 1 名、情報通信技術（Information and Communication Technology）（以下、「ICT」という）／ICT 関連課長 1 名、研修担当者 4 名、事務補助者 1 名の計 8 名が配置されている。NTC は、1) 定期的な研修、ICT 関連の研修、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前のコンピュータ監査ツールと技術に関する研修会場、2) 公開協議、没収資産のオークション会場、CIR と NO や RO の BIR 職員との会議室、さらに、3) 男女の職員の寮としての役割を担っている。現在に至るまで、NTC には専任の研修講師は配置されておらず、RMO 第 5-2018 号に基づき指名された Subject Matter Expert が BIR の研修講師やリソースパーソンを務めている⁹⁶。

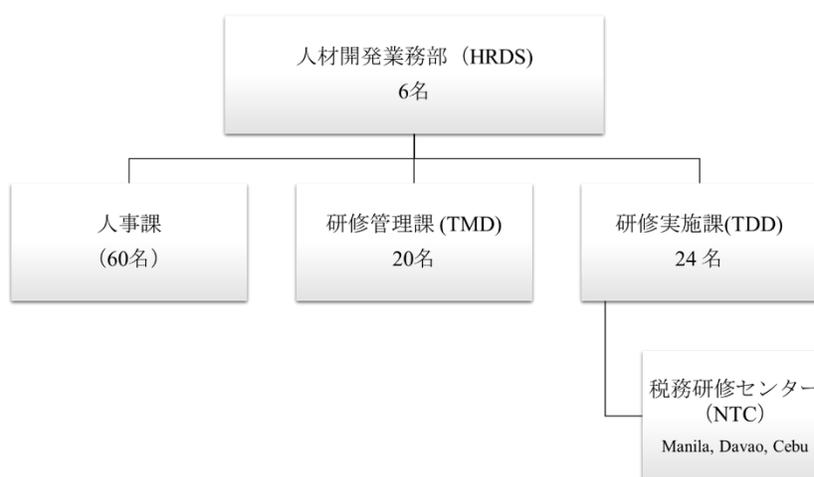


図 9 HRDS 組織図及び人員配置

(出所: BIR 提供資料)

2) e-Learning 環境

TMD は、2015 年に ADB が実施したオンライン研修に対する組織や職員の準備状況に関する評価を受けて、2020 年 9 月に別途オンライン TNA 調査を実施した。その結果、回答者のほとんど (95%) が e-Learning に対して前向きであることが明らかとなった⁹⁷。新型コロナウイルス感染症による感染拡大が 1 年以上続いているが、BIR は、フィリピン税務アカデミー（Philippine Tax Academy）（以下、「PTA」という）に設置されたオンラインプラットフォーム「iLearn」や独自の暫定的な e-Learning プラットフォームを活用する形で、継続的に税務職員の能力開発プログラムを提供している。

⁹⁶ 十分な専門知識を持ち、TOT を受けた者が任命される。

⁹⁷ [BIR, "2020 年次報告書"](#), pp.56

[PTA iLearn プラットフォーム]

PTA は、共和国法 (RA) 第 10143 号に基づき、2019 年 2 月に DOF の下に設立された。

“第4項 目的 Purpose.- フィリピン税務アカデミーは、政府の徴税者および管理者、ならびに民間部門の選ばれた志願者のための学習機関としての役割を果たす。内国歳入庁 (IR)、関税局 (BOC)、地方財政局 (BLGF) の全職員の研修、継続教育プログラム、その他のコースを取り扱う。PTA では、(a) 徴税、管理、コンプライアンスに関する技術的側面、(b) 公務員のキャリア志向と育成を含むカリキュラムを開発し、実施する。PTA は、税務職員と管理者の技術と知識、道徳的適性、効率と能力を形成・開発・強化を目的とした講義やセミナー、ワークショップ及びその他の研修プログラムを実施する。また、任務を遂行する上で求められるその他の技能 (機能) や義務を果たすものとする。

BIR、BOC 及び BLGF の全職員は、PTA が実施する再教育や能力強化のためのセミナー及び研修プログラムを受講することが求められる。また、これらの組織への志願者は、契約職員または正職員として雇用される前に、基礎コースに合格する必要がある“

PTA は、DOF、BIR、BOC、地方財政局 (BLGF) の関係者に対して、上記の政策に基づき、対面式及び iLearn プラットフォームを通じたオンラインで幅広い研修コースを提供している。PTA は、2019 年 7 月までに BOC の新入職員に必要な 14 の能力 (コンピテンシー) に基づくオンラインコース (必須コース) と、既存の BOC 職員向けの再教育コースを提供している。また、1) BIR と BOC の地域の局長職以上を対象とした、税務評価と税の徴収、税関の管理・運営、税務管理、国際課税、財政政策の策定、財政管理のコンプライアンスに関する半日コース 23 本、2) DOF 傘下の下部組織の一つである地方政府ユニットの財務担当者を対象とした研修プログラムを実施している⁹⁸。iLearn プラットフォームは、現在 DOF、BIR、BOC、BLGF の 4 組織が利用している。BIR の担当者によれば、BIR が利用可能なプラットフォームの容量は限られており、BIR の研修コンテンツの数は BOC や DOF に比べて非常に少ないとのことである⁹⁹。

iLearn は、完全オンラインのセルフペースで行う学習用のプラットフォームである。PTA のウェブサイトには、「iLearn」のログイン



(出所: PTA ウェブサイト(2021 年 6 月アクセス))

<https://doftaxacademy.gov.ph/iLearn/>

⁹⁸ PTA (2019), Tax Academy Offers Online Courses for BOC, BIR execs, employees

⁹⁹ 同上

ンページがあり、研修受講者は自分の ID とパスワードを用いて利用することができる。受講者は、自分のペースで、自分の都合の良い場所から自分のパソコンやタブレット、スマートフォンを使って、研修資料にアクセスできるようになっている。

[BIR の専用プラットフォーム]

BIR の e-Learning プラットフォームは、2021 年 3 月から 5 月にかけて PTA の iLearn プラットフォームの技術的な問題で e-learning 研修が実施できない事態が発生し、暫定的な解決策として BIR で開発されたものであり、PTA-iLearn 同様、無料のプラットフォームを利用している。現時点では試験的なプラットフォームとして位置付けられており、そこで提供される研修コースは、本庁職員向けのオリエンテーションコースのみとなっている。調査時点で、iLearn と同 e-learning プラットフォームのすみ分けについて明確な定義はなされておらず、HRDS では 1) オリエンテーションや On-boarding コースを iLearn プラットフォームで提供し、2) 技術研修は BIR の e-Learning プラットフォームを活用するなど、異なる 2 つのプラットフォームのより効率的な活用方法を模索しているところである。なお、HRDS では、2021 年第 3 四半期末までに、BIR プラットフォームの対象ユーザーを RO 職員まで拡大したいとしている¹⁰⁰。

(3) BIR による人材資源開発イニシアティブの現況

1) 国内研修（対面及びバーチャル）

2019 年、BIR は、ICT 関連の研修に加えて、「組織」、「技術」、「リーダーシップ」などの定期研修を実施している。このうち「国税職員のための一般コース General Course for Revenue Officers」、「調査手順とテクニック Audit Procedures and Techniques」、「差し押さえ担当 Seizure Agents Course」、「Taxpayer Service Excellence Workshop」などの技術研修に合計 450 名の職員が参加している¹⁰¹。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、2020 年 3 月から 7 月にかけて 39 回の一般研修コースの実施が中断または延期されている。こうした状況に対応していくために、BIR は 2020 年 8 月に iLearn プラットフォームを利用したオンライン研修コース（以下）を試験的に開講した。開講対象となったのは、1) Personal Orientation、2) Information and Security Awareness Briefing、3) Briefing on Data Privacy Act)、4) Basic Tax Administration である。その後、研修の形態を対面式からオンラインや e-Learning に徐々に移行し、2020 年には通常研修 11 コース（35 件）、その他の研修 5 コース（9 件）、ICT 関連研修 9 コース（39 件）の合計 25 コースを実施した。「その他の研修」5 コースのうち 3 コースは 2020 年に新規に開発されたものである¹⁰²。

¹⁰⁰ 出所: 2021 年 9 月 21 日実施の HRDS へのインタビュー調査の結果

¹⁰¹ BIR (2019), “2019 年次報告書”, pp 50.

¹⁰² IRIS 関連の 10 コースは、BIR の納税者の登録、支払い、申告、その他の取引記録のための旧式の統合税務システムに代わるウェブ・ベースシステムの展開に向けて新規に開講された研修である (出所: [BIR, "2020 年次報告書"](#)).

表 11 定期研修(2020 年)

Trainings/Seminars	Number of Conduct
<i>*** Number of suspended/deferred conducts due to COVID-19 pandemic = 39 (March 16-July 31, 2020)</i>	
Personnel Orientation Course (POC)	2
Basic Management Course (BMC)	1
Basic Tax Administration Course (BTAC)	1
Audit Procedures and Techniques Course (APTC)	2
General Course for Revenue Officers (GCRO) Batch 74	3
Presentation Skills Development Workshop (PSDW)	1
Technical Writing Course (TWC)	1
Personnel Orientation Course via PTA iLearn	2
Basic Tax Administration Course via PTA iLearn	2
Personnel Orientation Course via PTA iLearn	8
Basic Tax Administration Course via PTA iLearn	12

表 12 その他の研修 (2020 年)

Trainings/Seminars	Number of Conduct
Data Privacy Briefing	1
Collection Course-Error Handlers Course (CC-EHC)	2
Regional Computer Audit Tools and Techniques (RCAATTS) Training	3
ACL with Basic Scripting for Revenue Officers (Assessment)	2
Audit of Electronic Sales Journal Using ACL	2
Information Security Awareness Briefing via PTA iLearn	4
Data Privacy Act of 2012 via PTA iLearn	14
Internal Revenue Integrated System (IRIS) - Taxpayer Compliance System (TCS) Storyboard, Scripting, and Recording	2
Information Security Awareness Briefing (Batch 5)	9

表 13 ICT/CT 関連研修(2020 年)

Trainings/Seminars	Number of Conduct
PTA Induction Program	3
PTA Integrity Education Program	3
Introduction to Base Erosion and Profit Shifting (Pilot Conduct)	1
Lean and Agile Methodologies Introductory Course (LAMIC) (Pilot Conduct)	1
Introduction to Gender and Development (Pilot Conduct)	1

(出所: [BIR, “2020 年次報告書”](#)から抜粋)

BIR が提供する次の 7 つの研修は、iLearn プラットフォームにおいて 2021 年後半に実施される予定であり、その中に BEPS 入門研修の第 2 回、3 回、4 回も含まれている¹⁰³。これらは自己学習型のコースであり、受講者は自分のペースでいつでもどこからでも都合にあわせて研修教材にアクセスす

¹⁰³ <https://doftacademy.gov.ph/iLearn/>

ることができるといった特徴がある。

表 14 iLearn プラットフォームで提供されている技術研修(2021年8月現在)

研修内容	バッチ No.
[Technical Course]	
1. General Course for Revenue Officers (GCRO) (Priority list of Assessment from 2020 TNA Respondents)	Batch 1~7
2. Audit Procedure and Techniques Course	Batch 4
3. Introduction to Base Erosion and Profit Shifting	Batch 2,3, 4
4. Technical Writing Course	Pilot Conduct, Batch 1
[Organizational Course]	
1. Lean and Agile Methodologies Introductory Course	Pilot and Batch 2
2. Introduction to Gender and Development	Pilot conduct, Batch 3
[Others]	
1. Personal Orientation Course	Batch 19

(出所: PTA ウェブサイト(2021年8月アクセス): <https://doftaxacademy.gov.ph/iLearn/>)

3) 海外研修

2019年には、日本や OECD などの開発パートナーから合計 25 の研修が提供されたものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、2020年にはドナー支援による研修はわずか 3 コースに留まった。これらの研修には、OECD/日本、オーストラリア税務局 (ATO)、OECD/米州税務行政センター/メキシコ支援の研修が含まれる。

表 15 海外研修(対面)(2020年)

Course title	Date	Development Partner /Venue
Conducting Financial Investigation (Basic Programme)	February 3 – 14, 2020	Organisation for Economic Co-operation and Development (OECD)/ Japan
Multilateral Partners Program Workshop	February 25 – 28, 2020	Australian Taxation Office (ATO)/ Australia
Interpretation and Application of Tax Treaties (Advanced)	March 2 – 6, 2020	OECD/Inter-American Center of Tax Administrations/Mexico
Blended Learning (MTC Event)		

表 16 開発パートナー支援の研修(バーチャル)(2020年)

Course title	Date	Development Partner
Joint Directorate General of Taxes - Organization for Economic Cooperation & Development (OECD) Virtual Capacity on Transfer Pricing	July 21-23, 2020	OECD
Virtual Workshop: Development of a VAT Digital Toolkit for Southeast Asia	September 9-10, 2020	OECD
Fourth Virtual Conference on the Availability of Beneficial Ownership Information in Asia and the Pacific	September 23-25 2020	OECD

(出所: BIR, “2020 年次報告書”から抜粋)

また、調査団は、研修の実施や研修受講情報・記録を一元的管理していくための「研修管理システム」の導入に対する BIR からの支援要請があることを確認した¹⁰⁴。

(4) BEPS イニシアティブ

1) BIR による近年活動状況

デジタル経済、グローバル化、多国籍企業からの外国直接投資に起因する違法な税務慣行は、様々な税務規則や二重課税防止条約の曖昧さを悪用しがちである。租税回避戦略は、大企業の税負担を最小限に留め、戦略的に利益を移転することで政府の税収基盤を侵食していく。よって、BEPS の潜在的なリスクに対する認識や理解を深めることが、近年、より重要な課題となっている。

このような新たなニーズに対応するため、BIR は過去 10 年間、国内外の BEPS 関連研修やセミナーに関連職員を派遣してきた。これらの研修には、1) 2013 年のマレーシア内閣歳入庁と OECD の共催による BEPS 会議（於マレーシア）、2) 2014 年の OECD 主催による BEPS 定例協議（於 OECD 韓国政策センター）や BEPS への関与に関する戦略的対話（於フランス）、3) 2017 年と 2018 年の ADB 主催による BEPS と TP に関するトレーナーズ研修、などが含まれる。

2019 年 6 月、BIR は Strategic TNA を開催し、大規模納税者業務部、法務業務部、査察課 (National Investigation Division)、情報システムグループからの税務職員を対象に BEPS とその関連分野に関する研修ニーズの特定作業を進めた¹⁰⁵。ワークショップでは、参加者が既知の内容だけでなく、更に知識を深めたいトピックを選び、専門性のレベルを下表のように a) 基礎、b) 中級、c) 専門、d) 上級に分類した。ワークショップの結果はレポートにまとめられ、今後の協力のために JICA フィリピン事務所に提出されている¹⁰⁶。その後、HRDS の TMD では、STNA の結果を Curriculum Building (研修構築マトリックス) に反映させ、1) 組織的、2) 技術、3) リーダーシップのカテゴリー別に研修コースの候補を整理している。

¹⁰⁴ e-Learning に関する質問票調査の結果。

¹⁰⁵ BIR (2019), “Strategic Training Needs Analysis: Base Erosion & Profit Shifting”

¹⁰⁶ ワークショップ報告書は、2019 年 6 月 20 日 JICA フィリピン事務所に提出されている。

表 17 BEPS に関する戦略的 TNA の結果要約(2019 年)

基礎	中級	専門	上級
<ul style="list-style-type: none"> TP 文書 価値の創出 リスク保証 国境取引 Arm's Length 原則 デジタル経済 BEPS/行動計画 15 について <p>講師として：</p> <ul style="list-style-type: none"> 基礎・啓蒙研修 ミニマムスタンダード行動計画 5、6、13、14 研修：調査の実例 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 比較対象 (Comparable) へのアクセス データの機密性による制約 テクノロジーと設備 <p>政策の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> 標準/比較/その他求められるデータのデータベース構築 既存の納税者規則や他の税に関する法律との整合性 	<ul style="list-style-type: none"> 紛争解決メカニズムの効果の向上 	<ul style="list-style-type: none"> 条約乱用の防止 TP の成功事例の学習 DX における税務上の課題 Hybrid Mismatch Arrangement の効果 利子削減やその他の財政的な支払いによる税基盤侵食の制限 無形資産 リスクと資本 その他ハイリスク取引 BEPS についてのデータ収集・分析手法の確立及び対策 	<ul style="list-style-type: none"> コンパラブルズの技術データベース 採用可能な国際的成功事例

(出所: BIR (2019), 戦略的 TNA に関する報告書)

2) JICA による BEPS セミナー(2020 年)

BIR の要請を受け、JICA は日本国税庁 (NTA) との協力の下、2020 年 2 月、フィリピンにおいて税務職員や弁護士を対象とした 3 日間の BEPS セミナーを開催した。同セミナーでは、BEPS 行動計画などの BEPS に関する基本的な項目や、APA や MAP などの TP 関連の手続きを対象とした。セミナーの概要は下表のとおり。

表 18 JICA セミナー概要

名称	BEPS セミナー
期間	2020 年 2 月 4 日～6 日
場所	税務研修センター (NTC)、BIR 本部
内容	<ol style="list-style-type: none"> BIR による発表 <ul style="list-style-type: none"> フィリピンの現状 包括的枠組みのメンバーシップ BEPS 防止措置実施条約 (MLI) の適用 有害な税制度の存在 (行動計画 5) 税務上のルーリングに関する EOI (行動計画 5) 租税条約濫用防止 (行動計画 6) CbCR-国内法と外国のネットワーク (行動計画 13) 効果的な紛争解決 (行動計画 14) BEPS 行動計画 (1) <ul style="list-style-type: none"> 15 の行動計画の概要 BEPS への日本の対応—法改正、組織の課題 包括的枠組みと MLI 実施までのロードマップ ブラックリスト入りした国への制裁

	<ul style="list-style-type: none"> • ポスト BEPS <p>3. BEPS 行動計画 (2)</p> <ul style="list-style-type: none"> • ミニマムスタンダード <ul style="list-style-type: none"> - ピアレビュー • 行動計画 5 <ul style="list-style-type: none"> - 概要 - 他国の事例 - 事例研究 • 行動計画 6 <ul style="list-style-type: none"> - 概要 - GAAR と LOB <p>4. TP 問題 (BEPS 行動計画 13 及び 14)</p> <ul style="list-style-type: none"> • TP、APA、MAP の概要 • 行動計画 13 (概要、CbCR の詳細、事例研究) • 行動計画 14 (概要、ミニマムスタンダード)
--	---

(出所: JICA 提供資料)

3) BIR による BEPS 入門研修

[研修概要]

BIR は 2020 年 12 月に「BEPS 入門」のパイロット研修コースを開講し、2 回目及び 3 回目の研修をそれぞれ 2021 年 3 月と 7 月に実施した。同研修は、国や地方自治体の役職に関係なく、全税務職員や弁護士を対象としている。研修の目的は、BEPS の基本的な概念に関する受講者の理解の醸成である。また、習得した知識と理解をもとに、二重非課税となる BEPS スキームを特定し、OECD の BEPS 包括的枠組みへの加盟国が国内法や租税条約において履行が義務付けられているミニマムスタンダードに関する知識を深めることが期待されている。

研修では、研修受講者が将来的に BEPS スキームに対応でき、国際基準に沿った BIR の BEPS 関連政策・ガイドラインの作成していくことを目的に、1) BEPS に関する包括的枠組み、2) 15 の BEPS 行動計画、3) BEPS の最低基準に関するテーマを取り上げている。研修は、PTA の「iLearn」プラットフォームを利用して行われており、受講者は指定された期間内であればいつでも自分のペースで研修モジュールにアクセスできるよう設定されている。指定された期間中、受講者はモジュールのセクションを、順を追って学習し、最初のモジュールを受講する前に事前評価を受け、最後のモジュールを終了した段階で終了時評価を受けることになっている¹⁰⁷。下表が、BEPS 入門研修 (1 回目及び 2 回目) の研修概要である。

¹⁰⁷ 不合格となった場合には、再受講する必要がある (出所: 2021 年 6 月 11 日に HRDS に対して実施したインタビュー調査の結果)。

表 19 BEPS 入門研修の概要

名称	BEPS 入門
期間	1 回目：2020 年 12 月 14 日～21 日 2 回目：2021 年 3 月 8 日～15 日
時間	40 時間
方法	e-Learning (PTA の iLearn プラットフォーム) / 自主学习
対象者	全税務職員及び弁護士 (役職関係なし)
受講者数	1 回目：37 名、2 回目：34 名
内容 (概要)	1. 概要 (事前評価) 2. モジュール 100：BEPS 包括的枠組み、モジュール評価 3. モジュール 200：BEPS 行動計画 15 概要、モジュール評価 4. モジュール 300：BEPS ミニマムスタンダード、モジュール評価 5. 事後評価・コース評価

(出所：HRDS 提供資料)

[研修教材]

モジュール 100、200、300 に関する研修教材は、TMD の行政職員 IV のカトリーナ・ルイーズ・F・ベラスコ (Ms. Katrina Louise F Velasco) が作成し、Subject Matter Expert である副長官のマリッサ・オ・カブレロス (Ms. Marissa O Cabrerros) が技術的助言を行った。モジュール 200 では、BEPS 行動計画 8～10 などの TP 関連の内容が含まれており、特に、アームズ・レングス原則に基づく多国籍企業 (MNE) グループ内の取引や、価値決定が困難な無形資産 (HHTVI : Hard to Value-intangible)、OECD の TP ガイドラインなどの TP に不可欠な概念をカバーしている。また、行動計画 11 の CbCr や行動計画 14 の MAP の全体像についても触れている。モジュール 300 では、行動計画 5、6、13 及び 14 のミニマムスタンダードのモニタリングメカニズムを取り上げ、フィリピンでの BEPS の動き推進するための課題を示している。HRDS によれば、BIR が作成した TP 関連ガイドラインが参考資料として配布されている¹⁰⁸。各研修モジュールの概要を下表に示す。

表 20 研修内容(要約)

トピック	モジュール 100：BEPS 包括的枠組み	
概要	<ul style="list-style-type: none"> BEPS とは何か？ BEPS パッケージについて 租税回避・脱税への取り組み(*) G20 の歴史と課税 (*) 	
教材	<ul style="list-style-type: none"> リーディング用資料 (PPT で 13 スライド) ビデオ動画- OECD Video https://www.youtube.com/watch?v=jL_tS6Nyer4&feature=emb_logo (Tackling Tax Avoidance and Evasion) https://www.youtube.com/watch?v=vyrzdg8kFB8&feature=emb_logo (History of The G20 and Taxation) 	

¹⁰⁸ 人材育成活動に関する質問票調査の結果。

トピック	Module 200: BEPS 15 行動計画概要	
概要	<ul style="list-style-type: none"> 15 行動計画について 一貫性、実質性、透明性について 	
教材	<ul style="list-style-type: none"> リーディング用資料 (PPT で 110 スライド) ビデオ動画- OECD Video https://www.youtube.com/watch?v=qs8dYOkpN2E&feature=emb_logo (Action 1: Collecting VAT in the Digital Age) https://www.youtube.com/watch?v=imjo9-YP_wM&feature=emb_logo (Action 2: Neutralizing Hybrid Mismatch Arrangements) https://www.youtube.com/watch?v=3W4orxYM18k&t=27s (Action 6: Eliminating Treaty Shopping) https://www.youtube.com/watch?v=UH8v3LRpeQQ&feature=emb_logo (Action 13: Improving Transparency with CbCR) 	

トピック	Module 300: BEPS ミニマムスタンダード	
概要	<ul style="list-style-type: none"> 多国間合意 (Multilateral Consensus) 及びミニマムスタンダード モニタリングメカニズムの重要性 フィリピンの BEPS への取り組み 	
教材	<ul style="list-style-type: none"> リーディング用資料 (PPT15 スライド) 	

[研修受講者]

BIR の研修評価報告書によれば、これらの研修に全国の 24 の税務署から 10 の異なる役職の職員合計 72 名がコースに登録し、そのうち 71 名が研修を修了している。登録した 72 人の職員のうち約 40%はマニラ首都圏に近い税務署職員であり、大半は税務職員 I から税務職員 III までの職員であった¹⁰⁹。

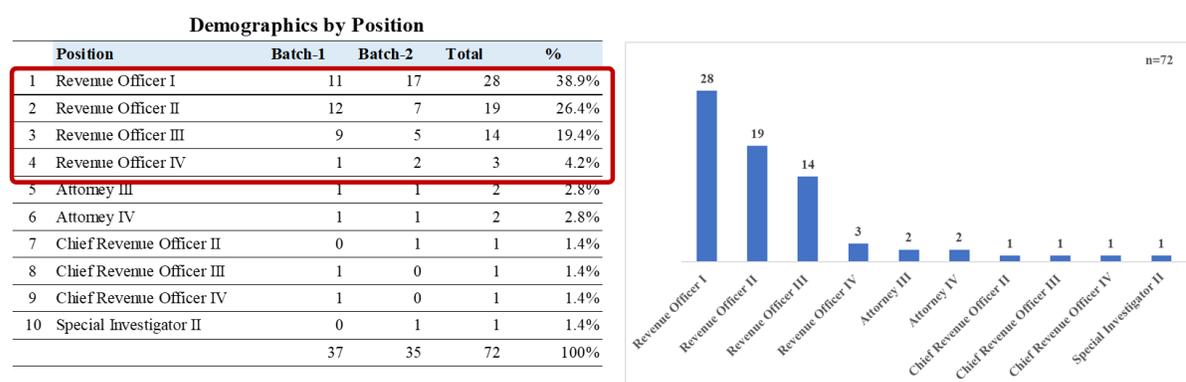


図 10 研修受講者の属性(役職)
(出所: BIR 研修評価報告書(2020 年及び 2021 年))

¹⁰⁹ BIR (2020, 2021), 研修

また、BIR の研修報告書によれば、71 人の職員のうち 23.4%が 26～30 歳のカテゴリーに該当し、そのうち 43%が 1～5 年の実務経験を有している¹¹⁰。

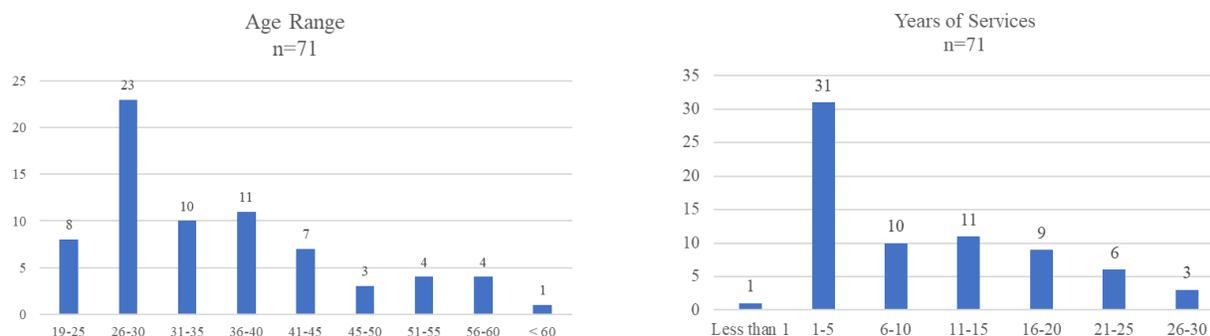


図 11 研修受講者の属性(年齢及び職務年数)

(出所: BIR 研修評価報告書(2020 年及び 2021 年))

[モニタリング評価]

PTA iLearn で提供される研修コースに登録したすべての受講者は、コース受講前及びコース受講後に評価を行うことが義務付けられている。また、コース終了後の評価で 80%以上の点数を獲得が研修修了証授与の前提となっている¹¹¹。万が一合格点に達しない場合には、上級コースに進む前に当該コースを再受講する必要がある。また、TMD では独自に開発した研修コース評価のフォームを iLearn のウェブサイト上で提供しており、受講者からのコメントやフィードバック内容の収集、データの加工、グレード付け、図表の作成を全て自動化している。BIR の研修評価報告書によれば、BEPS 入門研修は、内容や手法など様々な面で受講者から高く評価されている。下表は、評価結果の概要である。

表 21 受講者による研修評価(要約)

研修の内容	方法
<p>良かった点</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常に参考になった、包括的、よく準備されていた。 OECD のビデオ、YouTube のビデオ、ビデオクリップの使用は非常に有益で理解しやすかった。 	<p>学習しやすいプラットフォームであった</p>
<p>改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> フィリピンにおける BEPS のサンプルケースの追加 / イラストの追加 トピックをさらに説明するためのビデオや例題の追加、様々な税務シナリオのビデオの追加 イラストやビデオプレゼンテーションを含む 	<ul style="list-style-type: none"> BEPSに関するフィリピンの現状についての議論 セミナー期間中に限り、業務時間中にオフィスのデスクトップでリンクへのアクセスを有効にする

¹¹⁰ 1 回目の研修には 37 名、2 回目の研修には 35 名の役員が参加した (出所: BIR 研修評価報告書 (2020 年及び 2021 年))。

¹¹¹ 長期研修コースには、テストが課されている (出所: [BIR, "2020 年次報告書"](#))

研修の内容	方法
・ フィリピンでの実際の適用状況やシナリオを収録したローカルのビデオの追加	
BIR に求められる今後のイニシアティブ ・ インターアクティブな研修コースの開発	特になし
外部支援が必要なもの ・ BEPS の研修コンテンツやコース設計	e-Learning プラットフォームの開発

(出所:HRDS への質問票調査の結果)

[今後の計画]

BIR では、第 1 回～第 3 回までの研修に続き、同じ内容で第 4 回目の研修を 2021 年 9 月に実施する予定である（別添-7）。また、研修の評価で得られた受講者の意見を受けて、iLearn プラットフォームを使った e-Learning 及び他のオンラインアプリケーションを用いたバーチャルラーニングを組み合わせることで、よりインターアクティブな研修に改善していく可能性を検討している¹¹²。具体的に現時点の計画では、BIR がオリエンテーションを行い、受講者に自主学習の進め方を説明した上で、PTA の iLearn プラットフォームにリーディング教材をアップロードし、リーディング終了後または研修受講者に共有すべき新しい情報がある場合に、受講者を他のオンラインアプリケーションのバーチャルセッションに招待し、広範囲に議論を行うという内容になっている。

TMD によれば、BEPS 入門研修は、試行期間中に対象者の研修ニーズに対応するための要件をすべて満たすことができれば、BIR の正式な研修として今後登録されることになる¹¹³。こうしたことから、BEPS 基礎研修コースの実施において具体的で成功した結果を得るための継続的な努力が求められている。

また、BEPS 入門研修は、BEPS に関する指導者養成研修（TOT）と看做されており、研修受講者は「公務員委員会における能力ベースの学習・開発管理システム」の規定に基づき、BEPS 基礎研修の講師候補となる権利が与えられる。2021 年 6 月現在、約 30 人の講師が BEPS 関連講師として登録されており、今後の BEPS 研修でより大きな役割を果たすことが期待されている¹¹⁴。

4) TP 基礎研修

既述のとおり、BIR は 2020 年に、現在試行期間中の BEPS 入門研修を含むいくつかの新規研修コースを開発している。将来的に TP 調査を実施し、TP 課税に特化した税法や税制の策定を担当する BRI 職員の能力を高めていくために、BIR では、BEPS 入門研修で得られた知見に基づき、TP 課税に関する基礎研修コースの設計・開発を計画している。

¹¹² 出所：2021 年 6 月 11 実施の HRDS へのインタビュー結果

¹¹³ BIR によれば、同アプローチは、学習の性質を考慮し技術研修のみに適用する予定である（出所：2021 年 6 月 11 実施の HRDS へのインタビュー結果）。

¹¹⁴ 30 名の講師の中には 2020 年に開催した JICABEPS セミナー受講者が含まれている（出所：同上）。

5) TP 中級研修

現時点では、TP 調査に関する中級研修コースは開発されていないものの、BIR は TP 基礎研修コースの方向性が固まり次第、中級研修コースに関する具体的な検討に入っていく予定である。中級研修では、税務職員が TP 関連業務を処理する際に、職場で活用できる実践的で応用力のあるスキルを習得することが研修目的となる。中級研修に関しては、2021 年 8 月時点で BIR として次のようなイメージを持っている。

表 22 BEPS/TP 中級研修コースに関する基本コンセプト

目的	税務職員 - BEPS に関する理論、概念、技術を理解する。 - 習得した知識と技術を適切な方法で実証できるようになる。
方法	対面、オンライン、バーチャル研修 1) OJT (職場研修) または現場での実践、2) 視察、3) 人事異動、4) 研究報告書の作成
受講者	税務職員や弁護士を含む約 9,300 人の BIR 職員 (NO と RO における役職や配置先に関わらない)
外部支援の可能性	ADB, OECD

(出所: 人材資源開発に関する質問票調査の結果)

(5) BEPS 分野に対する開発パートナーによる支援

TP を含む BEPS 分野の人材育成活動に対して、JICA は主要な協力先の一つである。日本政府は、2013 年 1 月に JICA を通じ租税条約に関する 3 日間のセミナーを実施し、BIR 職員が MAP や EOI の重要な概念について理解を深めるための学習機会を提供している¹¹⁵。また、2009 年から 2015 年にかけて東京で開催された JICA の集合研修「アジアにおける国際税務」には、BIR は、職員の TP 課税を含む国際税務に関する総合的な理解を深めることを目的に、2009 年から 2015 年まで 6 年連続及び 2019 年に 1 度、研修員を日本に派遣している¹¹⁶。さらに、2020 年 2 月には、JICA が BIR との共催で 3 日間のセミナーを実施した。

OECD は、TP を含む BEPS に関する実務能力強化に向け、BIR や DOF に対して、専門家や研修講師の派遣、国内外での研修や対話の機会の提供など、長年にわたり継続的な支援を行っており、2020 年 2 月～3 月にかけてオンサイト研修を 2 回、2020 年 9 月のオンライン研修を 3 回、合計 5 回の研修を支援している。そのうち 1 回は TP 関連の研修である。下表は、2017 年から 2020 年に開発パートナー主催により実施した TP 関連研修の実績である。

¹¹⁵ 'JICA (2013), Press Release on 'JICA Supports Strengthening of BIR Human Resources through Tax Treaty Workshop'.

¹¹⁶ 研修モジュールには、各国の国際税務制度や行政の状況の確認、レポート作成とプレゼンテーション、国際税務に関する主要な問題についての講義、TP、APA、EOI などの 5 つの重要な税務問題についての事例研究、各国の関連分野における問題の特定などが含まれている (出所: JICA (2019), Knowledge Co-Creation Program (Group & Region Focus) for International Taxation for Asian Countries)。

表 23 開発パートナー支援で実施された研修・ワークショップ(2017年～2020年)

研修	支援元	会場	実施年
Virtual Capacity Building on Transfer Pricing (TP)	OECD	Manila, Philippines	2020
BEPS Seminar	JICA	Manila, Philippines	2020
International Seminar on Taxation	JICA	Tokyo, Japan	2019
International Seminar on Taxation (Advanced)	JICA	Tokyo, Japan	2019
International Taxation for Asian Countries	JICA	Tokyo, Japan	2019
NTA Training Workshop on EOI	OECD, Japan	NA	2019
EOI Training (New Zealand and Singapore)	NA	Singapore	2018
Transfer Pricing (TP): Policy and Practice	NA	North Carolina, USA	2018
International Seminar on Taxation	JICA	Tokyo, Japan	2018
International Seminar on Taxation (Advanced)	JICA	Tokyo, Japan	2018
EOI as a Tool to Combat Offshore Tax Evasion	NA	Budapest, Hungary	2018
Strategic workshop on Taxation of the Digital Economy	JICA	Tokyo, Japan	2017
International Seminar on Taxation	JICA	Tokyo, Japan	2017
International Seminar on Taxation (Advanced)	JICA	Tokyo, Japan	2017
BEPS and TP Guideline	NA	Vienna, Austria	2017

(出所: BIR 年次報告書(2017年～2019年))

(6) 明らかになった課題

1) BEPS に関するより深く、より専門的な知識の習得

前述の通り、BIR は国内外の BEPS 関連の研修機会を活用して、BEPS の基本内容について多くの知識を蓄積してきた。また、これらの得られた知識や知見に基づき、BIR は今日まで、BEPS の導入に向けて法的・制度的枠組みの整備、ガイドラインの策定、BEPS 入門研修の実施などあらゆる努力を行ってきた。一方で、2021年8月時点で10件のMAP案件が確認されているにもかかわらず、フィリピンでは現時点でTP調査が行われた形跡はない。本調査を通じ、調査団は、BIR の BEPS への取り組みをさらに進展させ、国際課税の適切な実施を確保するために、HRDS が中心となり BEPS 入門研修に続く TP 基礎・中級研修の設計・開発を計画していることを確認するとともに、今後研修を設計していくにあたり、BEPS に関するより高度で専門的な知識を「どこで」「どのような方法で」習得していくかが BIR の課題であることを確認した。

2) 情報通信技術のハード面(インフラ)及びソフト面(スキル)の向上

ICT インフラに関しては、組織レベルと個人(職員)レベルで様々な課題が認められる¹¹⁷。組織レベルの課題としては、ICT インフラの容量不足、インターネットの不安定な接続状況、不適切なシステム操作、学習技術やアプリケーションの不備などにより、研修受講者ニーズに対して十分な対応ができていないことが挙げられます。これらの問題は、研修チームに追加的な負担をもたらしており、

¹¹⁷ E-Learning に関する質問票調査の結果

オンライン研修コースを実施する際のマネジメントの生産性を低減する一因にもなっている。また、研修チームの e-Learning やバーチャルラーニングを実施するためのスキルや専門性の強化も併せて必要となっている。

個人レベルでは、インターネット接続が不安定で、指定された学習プラットフォームにアクセスするためのデバイスが十分確保できていないことが長年の課題の一つとなっている。

3-4 二国間ドナー及び国際機関の活動

(1) 米国

表 24 米国による支援概要

機関	スキーム	期間	支援分野
USAID	二国間	2013-2018	IT インフラ開発/ デジタルトランスフォーメーション (DX)
	二国間 /MCC	2016-2018	DX/ 電子税務情報システム (eTIS)
	二国間	2015-2021	E-PESO Project
	二国間	2020-2025	ICT/ デジタルトランスフォーメーション (DX)
USTDA	無償	2021-	ICT, eTIS

1) 米国国際開発局 (Agency for International Development: USAID)

米国は、フィリピンをインド太平洋地域における重要なパートナーとして認識しており、米国国際開発庁 (United States Agency for International Development) (以下、USAID) を通じてフィリピン政府と緊密に協力し、ガバナンスの強化による国の自立を目指してきた。これまでに、ミンダナオ島の紛争地域における社会経済開発、平和と安定、天然資源管理、環境レジリエンスなどの分野で一連のプログラムを実施している。

(a) Facilitating Public Investment (FPI) プロジェクト

その他の貢献としては、2013年に締結されたUSAIDとDOFの5年間の二国間援助協定に基づき、USAIDは「公共投資促進 (FPI)」プロジェクトを開始した。同プロジェクトは、フィリピン政府がTRAIN改革の下で行う公共投資と民間投資の拡大への支援を行うことで、税収の増加、公共支出の改善、財政の透明性の向上を目指していた¹¹⁸。支援対象機関は、DOF、予算管理局、BIR、その他の民間部門であり、プロジェクトの活動を通じて、USAIDはBIRの電子申告システムと電子決済システムの更新を図った。フィリピンでは、電子申告率が2013年の8%から2018年には75%に上昇したことから、本プロジェクトが公的収入の増加に大きな役割を果たしたと高く評価されている。また、本プロジェクトは、労働者階級への減税や民間企業への投資優遇措置など、フィリピンの経済全体の活性化にも貢献した。

¹¹⁸ USAID, Fact Sheet: Facilitating Public Investment (FPI) Project

(b) E-PESO プロジェクト

USAID は E-PESO プロジェクトを通じて、2010 年代初頭から *Bangko Sentral ng Pilipinas*、BIR、11 の地方自治体を支援し、安全で効率的な決済システムの構築、固定資産税や建築・営業許可証などのオンライン・モバイル決済プラットフォームを開設した¹¹⁹。E-PESO プロジェクトは、国内でのデジタル決済の利用を拡大することで、広範な経済成長と金融包摂を促進した。例えば、これまで USAID の E-PESO プロジェクトでは、納税者にシームレスでエンド・エンドの自動化された電氣的な申告準備、申告、納付を可能にする電子税務ソフトウェアプロバイダー認証システム（*electric tax software providers certifications system*）の開発を支援した。このシステムは 2018 年 12 月に開始され、2020 年までに 3 社の税務ソフトウェアプロバイダーが BIR によって認証済である¹²⁰。

また、E-PESO プロジェクトでは、2020 年に BIR が実施した「HACK-A-TAX」と呼ばれるイノベーションチャレンジの実施を支援した。これは、零細企業や中小企業、そして潜在的な個人納税者を対象に、サービス可能なデジタル納税サービスでデジタル納税者の取引を促進するフロントエンドアプリケーションの開発に関する全国規模のコンペティションである。このキャンペーンを通じて、上位 3 名が勝者として選ばれ、2020 年 6 月に表彰されている。同プロジェクトは開始から 6 年以上の年月を経て 2021 年に終了しており、E-PESO プロジェクトの実施によって、国民への税務サービスが向上し、過去 2 年間以上にわたり 80%以上の税収が電子決済で行われているとの報告が挙げられている¹²¹。

(c) 電子税務情報システムの開発支援

E-PESO プロジェクトに加えて、2016 年に終了したミレニアムチャレンジ協力（MCC）スキームを通じた米国政府の支援により、BIR はウェブベースのプラットフォームを備えた電子税務情報システム（*Electronic Filing and Payment System*）（eTIS）を設計・開発している。2018 年末までに、電子申告・納税システム（*Electronic Filing and Payment System*）（eFPS）、電子登録システム（*Electronic Registration System*）（eReg）、自動調査ツール（*Automated Auditing Tools*）（AAT）システムなどのシステムが eTIS システムに統合された¹²²。

(d) その他関連情報

2020 年、USAID を通じて米国政府と DOF は、同国の経済発展と成長を促進するために、2 億 1,300 万米ドル相当の 5 年間の二国間援助協定を締結した。これは、包括的で市場主導型の成長の促進、ビジネス環境の改善、民間主導の中小企業のイノベーションによる経済機会の拡大、テクノロジーを通

¹¹⁹ [USAID \(2017\), Outline of E-PESO project](#)

¹²⁰ [BIR, "2020 年次報告書"](#), pp.33

¹²¹ [USAID \(2021\), '6-Year 1 billion pesos USAID Initiative Boosts Digital Payments Infrastructure in the Philippines'](#)

¹²² IMF は MCC の支援を得て、税制における汚職調査に向けた DOF の能力開発のために、税制改革に関する長期・短期の専門家やアシスタントを派遣した（出所: [USAID \(2018\), "Domestic Resource Mobilization Case Study: The Philippines"](#), pp.7）。

じた情報通信の向上を目的としたものである。現在までのところ、USAIDがこの協定に基づいてBIRに支援を行った記録は確認できなかった。

2) 米国貿易開発庁 (the United States Trade and Development Agency: USTDA)

2021年、米国貿易開発庁 (USTDA) は、デジタルインフラの更新と公共サービスの向上を目的とした無償資金協力協定 (809,450 米ドル) を BIR と締結した¹²³。この支援により、BIR では、ICT 環境の現況に関する技術的評価やデジタル戦略のロードマップ、人材育成計画、In-House データセンターの導入計画を策定する予定である。こうした活動の実施により、BIR の電子申告・電子決済システムなどのネットワークパフォーマンスの向上と、情報セキュリティとその透明性の向上、更には、行政コストの削減が期待されている。

(2) 韓国国際協力団 (KOICA)

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、キャッシュレス経済や電子商取引プラットフォームがさらに進化し、電子請求書・電子領収書の需要が高まっている。こうした経済環境の変化に対応するため、BIR は税務行政におけるデジタルトランスフォーメーション (DX) の一環として、韓国国際協力団 (KOICA) を通じた韓国政府の支援の下、納税者サービスの向上に向けた電子請求書・電子領収書システムの開発に着手した¹²⁴。

KOICA のプロジェクトコンサルタント (Douzone Consortium) は、すでに 100 人のパイロット納税者 (大規模納税者) を特定しており、2021 年末に向けてシステムのテストを計画している¹²⁵。BIR によれば、同システムは 2022 年には実装に移される予定であり、その翌年には中小企業を含む他の納税者にも拡大される。KOICA は、電子請求書・電子領収書システムの構築支援のほか、ビジネス・プロセスのレビュー、システム設計の検証、データベース設計やインフラなどのレビュー・分析に関する活動を展開している¹²⁶。

(3) アジア開発銀行 (ADB)

1) 世界的な動き

2017 年 7 月、ADB は開発途上加盟国 (Developing Member Countries) (以下、「DMCs」という) の公的財務管理能力の強化を目的として、信託基金—国内資源動員 (Domestic Revenue Mobilization)

¹²³ USTDA (2021), 'USTDA Bolsters BIR&s Digital Transformation'

¹²⁴ このシステムには、e-Invoicing/e-Receipting と e-Sales Reporting が含まれている。同システムは、「請求書/領収書の発行、配送、保管にかかるコストを削減し、データを電子文書として BIR に保管することで、請求書/領収書の紛失/破損を防ぎ、請求書保険とその管理の生産性を向上させ、VAT 申告時の利便性を向上させること」が期待されている (出所: [Philexport \(2021\), PH eyes rolling out e-invoicing system in 2020](#))

¹²⁵ 出所: 同上

¹²⁶ [BIR, "2020 Annual Report"](#), pp.21-pp.22

(以下、「DRM」という)を設立した¹²⁷。大半の DMCs は脆弱な税収パフォーマンス (Revenue Performance) の課題に直面しており、アジア諸国の税収率は他の OECD 加盟国よりも低い数値を示している。このような状況の中、DRM は、加盟国にとっては、債務持続可能性に対処すると同時に SDGs を達成していくための主要な戦略的優先事項となっている。コロナウィルス感染症の蔓延による影響を軽減するために大規模な財政措置を講じた結果、公的債務が増加している。感染症の蔓延の余波を受け、税収が減少し、財政収支は明らかに悪化している。

主要な財源である外部資金へのアクセスを維持するために、債務の持続可能性を確保するための公的財務管理を改善するためには、DRM だけでなく国際税務協力の強化が不可欠である。このような状況を踏まえ、ADB は、2021 年 5 月 3 日に開催された第 54 回年次総会において、アジア太平洋税務ハブ (Asia Pacific Tax Hub) を立ち上げた¹²⁸。DMC を支援していくことを目的とし、次の課題に関する意見交換の中核 (ハブ) となることが期待されている: 1) 中期歳入戦略 (Mid-term Revenue Strategy) (以下、「MTRS」という) の策定、2) 税務行政の自動化のためのロードマップ、3) 国際的な税務イニシアティブへの積極的な参加である。また、ハブを通じて ADB は以下を計画している。

- IMF と密に連携し、DMCs が国別 MTRS の策定支援を実施するとともに、Platform for Collaboration on Tax (PCT) と協力して地域ワークショップを実施する。また、Tax Administration Diagnostic Assessment Tools (TADAT) を活用した活動を支援する。
- DMC における税務行政の自動化のためのロードマップを作成するためのニーズ調査を行い、当該分野の開発パートナーと密に連携し、その実現を図る。
- OECD との対話を促進するとともに、BEPS の包括的枠組みやグローバル・フォーラム、税の透明性、情報交換 (EOI) への DMCs の積極的な参加を促進する。
- DRM 及び国際的な税務基準を推進していくための政策支援、プロジェクト型融資、その他の金融手段を含む融資制度を適用し、各国の歳入庁によるテクノロジー分野への公共投資を強化する。

同ハブを運営していくために、ADB は、開発パートナーや DMC の参加の下、事務局及び運営組織を設立し、2021 年の最終四半期には、税務会議 (Tax Conference) と呼ばれる初回のハイレベル会合を開催し、上述の 3 つの主要課題の進捗状況や今後の進め方について議論する予定である¹²⁹。アジア太平洋税務ハブは、必要な改革に関する地域的な対話や知識の共有を促進していくことで、与えられた課題に対して中心的な役割を果たすことが期待されている。

¹²⁷ DRM 信託基金による支援の対象分野は、歳入政策、歳入行政、国際課税と国際協力、行政データと情報など (出所: ADB (2018) "ADB's Capacity Support on Tax for Asia Pacific Countries", pp.3.)

¹²⁸ <https://www.adb.org/ja/news/adb-launches-tax-hub-enhance-domestic-resource-mobilization-international-tax-cooperation> (2021 年 7 月アクセス)

¹²⁹ 2021 年 6 月 9 日の ADB 職員へのインタビュー結果

2) フィリピンにおける活動状況

表 25 ADB 支援の概要

スキーム	期間	支援分野
技術協力 (TA)	2013-2015	税務行政職員研修
技術協力 (TA)	2016-2021	政策策定、分析スキル開発、税務行政研修
TA (地域)	2018-2021	ニーズ評価、BEPS 評価、スキル開発 (注) BIR だけでなく DOF も支援対象)

ADB は、フィリピンに対する国別事業計画に基づき、BIR の制度的能力を向上させるために数多くの支援を行ってきた。過去 10 年間、ADB は、下表の研修やセミナーを通じた個別支援に加え、税務行政の分野で次の 2 つの技術支援 (Technical Assistance) (以下、「TA」という) を実施している :

- a) TA on Supporting Capacity Development for the BIR、b) TA on Strengthening Tax and Fiscal Policy Capacity for Inclusive Growth、c) TA on Enhancing Tax Transparency of ADB’s DMCs である。

表 26 国際税務ワークショップ・対話の記録 (2013 年～2017 年)

EOI	Place	Year
Global Forum Regional Training Seminar on Exchange of Information for Tax Purposes	Manila	2013
Cooperating to Combat Tax Evasion	Tokyo	2015
Global Forum and OECD workshop on Automatic Exchange of Information	Manila	2015
Fundamentals of Effective Exchange of Information for Tax Purposes	Phnom Penh	2015
Fundamentals of Effective Exchange of Information for Tax Purposes (advanced)	Manila	2015
Workshop on Detecting Tax Evasion	Tokyo	2015
ADB/OECD/SGATAR Workshop on Tax Evasion: Investigation and Compliance Strategies	Tokyo	2016
Global Forum Seminar on Beneficial Ownership	Manila	2017
BEPS and Domestic Resource Mobilization	Place	Year
ADB-OECD Asia-Pacific Regional Meeting of the Inclusive Framework on BEPS Implementation	Manila	2016
ADB/OECD/SGATAR Strategic Workshop on Strengthening Tax Policy and Administration Capacity to Mobilize Domestic Resources	Tokyo	2017
ADB/OECD/SGATAR Workshop on taxation of the digital economy	Tokyo	2017
OECD-ADB Train the Trainers BEPS and Transfer Pricing	Manila	2017
BEPS Workshop	Manila	2020
ICT for Tax Administration	Place	Year
Knowledge Sharing Workshop on Electronic Tax Administration	Manila	2014
Anti-corruption and Governance	Place	Year
ADB-ADBI Forum on Governance and Institutions (Domestic Resource Mobilization)	Tokyo	2016
UNSW-ADB-ADBI Forum on Tax and Corruption	Sydney	2017
Tax Policy and Revenue Statistics	Place	Year
IMF-ADB Capacity Building Seminar for tax policy and administration officers on “Medium Term Revenue Strategy	Manila	2017
Revenue Statistics in Asia-Pacific Technical Workshop	Suva, Fiji	2017

(出所: Yuji MIYAKI (2018), ‘ADB’s Capacity Support on Tax for Asia-Pacific Countries)

a) TA on Supporting Capacity Development for the BIR (2013-2015)

ADB は、2013 年に 2015 年 11 月までの 3 年間で支援期間とする BIR の能力開発支援に關す

る技術協力 (TA) を開始した。これは BIR の人材開発および新規採用者の管理に関する能力を強化することを目的としている。TA の概要は下表のとおり。

表 27 TA の概要

インパクト
税収の増加
アウトカム
BIR の税収を動員する能力が改善される。
アウトプット
成果 1 職員研修と税務行政に関する国際的なベストプラクティスが共有される ・ 2014 年 4 月に東京で、2015 年 8 月にクアラルンプールで、2 回の国際研修が開催された。 成果 2 研修戦略及び中期研修計画 コンピテンシーに基づく枠組み及び研修プログラムを策定し、既存の研修プログラムを最適化。基礎・中・上級の 3 レベルのマネジメントコースを設計した。 成果 3 研修教材の見直し 紙ベースの研修教材を見直し、BIR における e-Learning の実施可能性調査を実施したが、プロジェクト設計にいくつかの不備が生じたことで専門性が不足し、計画どおりにウェブベースの研修教材を作成するには至らなかった。また、参加者の成果や進捗状況を評価するための資料も時間不足により作成は未完了。 成果 4 指導者育成研修 (TOT) セミナー 38 人のトレーナー候補生を対象に 3 日間の研修プログラムを実施し、学習管理システムのツールキットを作成。 成果 5 新任職員向けの新規研修コース BIR の新入社員を対象とした 3 つの新しい研修コースを設計し、毎月 20 人/研修で実施。250 人の新入社員の税務担当者を対象とした。

(出所: ADB (2013), “Supporting Capacity Development for the BIR”)

同 TA の下で、ADB は BIR の戦略的パフォーマンス管理システム (Strategic Performance Management System) (以下、「SPMS」という) のレビュー及びジェンダーと開発に関する研修の実施を支援している。SPMS については、「BIR の戦略的パフォーマンス管理システムの強化に向けた 10 ステップ」と題した提案が協力期間中に作成された。

b) TA on Strengthening Tax and Fiscal Policy Capacity for Inclusive Growth (2016- 2021)

上記の TA に続いて、ADB は 2016 年に「包括的成長のための税務・財政政策能力の強化」を目的とした別の TA を開始した。同 TA の目的は、DOF が政策指向の分析や財政・経済政策の優先順位をステークホルダーとのコミュニケーションを通じて健全な税務・財政政策を策定するためのイニシアティブを支援することであり¹³⁰、4 つのアウトプットで構成されていた。そのうちの 1 つに DOF とその下部機関である BIR の税務管理能力の強化が含まれており、税務管理と事業登録のための 3 つのビジネス・プロセスの見直し、政府取り引きのための標準締切 (Standardized deadline) に関する調査、ゼロコンタクト政策、統一事業登録フォームなどが含まれている。本 TA による成果は、オンライン

¹³⁰ ADB (2016), 'Strengthening Tax and Fiscal Policy Capacity for Inclusive Growth'. 協力期間は当初の計画より 2 年延長され、2021 年 12 月までとなっており、2021 年 7 月時点でも活動実施中である。

登録・更新システム (ORUS) などの BIR の DX イニシアティブの重要なベンチマークとなっている。

表 28 TA の概要

インパクト
税収が GDP の 15.6%まで増加する
アウトカム
SERG (Strategy, economic, and results group)の税務・財務政策に関する提言能力が強化される
アウトプット
1. 優先すべき改革の設計に関する技術的アドバイスの提供 2. 政策改革のための定量的・定性的な分析能力の向上 3. 政策改革のアジェンダと研究成果のステークホルダーへの共有 4. 税務管理能力の強化

(出所: ADB (2016), 'Strengthening Tax and Fiscal Policy Capacity for Inclusive Growth')

c) TA on Enhancing Tax Transparency of ADB Developing Member Countries (2018-2021)

ADB は、2018 年に「DMCs の税の透明性の向上に関するプロジェクト」(TA on Enhancing Tax Transparency of DMCs) を開始した。これは、ADB の汚職防止・公正管理部 (Anticorruption and Integrity Office) が管理する域内の DMC を対象とした地域協力であり、1) 税の透明性の欠如、2) 脱税、3) 攻撃的な税務プランニングの問題に対処するもので、活動成果として、世界的な税の透明性の向上、脱税を阻止するための DMC の法的・制度的な税制の強化、税務プランニングの能力の向上を期待されていた。それらを実現していくために、本 TA では以下の分野において DMC を支援した¹³¹。

- グローバル・フォーラムへの参加と EOIR の実施
- EOIR のためのグローバル・フォーラムによるピアレビューの準備と完了
- AEOI の実施へのコミット、MAC の加盟国入り、IT インフラ整備
- グローバル・フォーラムによる AEOI のピア・レビュープロセスの準備と完了
- BEPS に関する包括的枠組みへの参加 (MLI の署名者となることも含む)、BEPS に関する包括的枠組みのピア・レビュープロセスの準備と完了

表 29 TA の概要

インパクト
途上国の税制の強化、違法資金の流れの削減、脱税 (マネーロンダリングの前提となる犯罪) や汚職への対応能力の向上
アウトカム
世界的に税の透明性の向上、脱税や攻撃的な税務プランニングに対抗するための DMC の法的・制度的な税システムが強化される。
アウトプット
1. 国内でのコンサルテーションと国別ニーズ調査 (2020 年 6 月まで) ¹³²

¹³¹ ADB (2016), [ADB \(2016\), 'Strengthening Tax and Fiscal Policy Capacity for Inclusive Growth'](#) から抜粋

¹³² DMC は、特定された能力開発ニーズに対応していくために、行動計画と詳細計画を策定することが期待されている。運用段階においては、ADB コンサルタントは、TA 終了の 6 ヶ月前までにアクションプランに基づき DMCs に対

2. 参加途上加盟国の国別能力ニーズ評価で特定された問題等に対処するための運営面での支援
 3. 意識向上のための地域内ハイレベル政策対話
 4. 国内および地域で実施されるトレーニングワークショップ、会議、セミナーを通じたスキルアップ、及び関連マニュアル、ハンドアウト、e-Learning モジュールの作成¹³³

(出所: ADB (2018), TA on Enhancing Tax Transparency of ADB Developing Member Countries (2018-2021))

この計画に基づき、ADB は、BIR が BEPS の包括的枠組みに参加するための自己評価 (Self-Assessment) を支援している。同評価には、BEPS の最低基準の行動計画 5、6、13、14 及び 15 を含む次の分野が含まれる。

表 30 活動概要

評価対象エリア	概要
1. 行動計画 5	<ul style="list-style-type: none"> 行動計画 5 のための潜在的な優遇税制を特定することを目的とする 既にいくつかの会議が開催され、優遇税制が施された場合の行動計画 5 の潜在的な影響について議論 今後は、既存のレジームを評価する予定
2. 行動計画 6	<ul style="list-style-type: none"> 行動計画 6 と BEPS 基準に沿った租税条約 (DTA) モデルの更新が進行中であり、2021 年 9 月までに完了する予定 行動計画 6 と整合しないフィリピンの二国間 DTA を特定した 行動計画 6、租税条約、租税条約交渉スキルに関する能力強化のためのワークショップを複数回開催した
3. 行動計画 13	<ul style="list-style-type: none"> モデル CbCR 法を通じた国内での運用が含まれることから、関連する活動はない
4. 行動計画 14	<ul style="list-style-type: none"> 行動計画 14 に即して更新する必要がある DTA を改訂した。 2021 年 10 月から 11 月までに、MAP ガイドラインを作成し、既存の国内法の枠組みと関連する MAP 条項を評価する予定 MAP に関するワークショップを実施する予定
5. 行動計画 15	<ul style="list-style-type: none"> MLI への参加手順とその実施に関するメモを作成 MLI に関する能力強化ワークショップを実施予定

(出所: 2021 年 7 月 19 日に ADB により提供された情報)

(4) 経済協力開発機構(OECD)

OECD は、人類全てのために繁栄、平等、機会、幸福を増進するという目標を達成するために、経済開発と成長、情報通信、健康、教育などに関する差し迫った課題に対して、証拠に基づく国際的な基準と解決策を確立していくために日々取り組んでいる。国際課税を含む租税政策・行政への支援について、OECD は各国政府や他の国際機関の代表者との密な協力の下、次の 4 つの取組を通じて租税問題に対峙してきた: 1) 包括的な国際基準、2) 国レベルでの能力開発、3) 助言、データの提供、多国間での研修、4) パートナリシップ。これらの支援を通じて、OECD は何十年もの間、加盟国および

して実質的な支援を行うことになっている (出所: ADB (2018), TA on Enhancing Tax Transparency of ADB Developing Member Countries (2018-2021))。

¹³³ スキルアップ支援の一環として、同 TA では、関連資料やハンドブック、e-Learning モジュールのデジタル版の作成への支援も行っている。

非加盟国に対し、税務に関する幅広い専門知識、オーダーメイドのガイダンス（助言）やツール、国際コンサルタントの派遣や e-Learning プログラムの提供を通じて、直接的な能力強化支援を行っている¹³⁴。DOF 及びその下部組織である BIR は、OECD から直接・間接的な支援を受けてきた。現在までに、BIR は BEPS プロジェクトに関する会議やワークショップに参加しており¹³⁵、DOF/PTA で提供する研修において、OECD の e-Learning 教材が利活用されている。

2020 年 7 月 21 日から 23 日にかけて、BIR との共同開催の下、TP 課税に関する能力強化研修（バーチャル研修）を開催した。対象者は、1) 議論に参加できる中級から上級の能力を有する者、2) TP に関する十分な理解を有する者、3) BEPS と TP に関する指導者育成研修（TOT）（2017 年 11 月）、TP ワークショップ（2018 年 12 月）、BEPS セミナー（2020 年 2 月）など過去に実施された OECD 研修の受講者である。研修では、1) 新型コロナウイルス感染症の拡大に対する税務政策、2) TP 問題の最新動向、3) 金融取引に関する TP ガイドライン、4) 採掘産業における TP 等のテーマをカバーした¹³⁶。

(5) 国際通貨基金 (IMF)¹³⁷

IMF の財政局 (FAD) が、国際課税や国際条約などの分野を含む、税制や税務行政の分野に対する支援を担当している。FAD は、持続可能な開発目標 (SDGs) の実現に向けて、MTRS 開発のほか、予算の分析・予測などの技術支援を行っている。IMF 本部には 200 名の専門職員と 70 名の事務職員が勤務しており、専門職員の約半数が技術アシスタント、そのうち約 80 名が技術協力に従事している。2021 年 6 月現在、JICA の技術協力と同様、合計 75 名の職員が世界中に派遣されており、アジア諸国に対しては、モンゴル、ブータン、ミャンマー、PNG へ派遣中である。

2021 年度、IMF 支援には約 130 億米ドルが確保されており、世界中の 5 地域に割り当てられている。国単位での予算はなく、ニーズがあれば専門家を派遣することになっており、その場合の専門家の費用は地域の予算で賄われる。

支援に際しては、まず対象国に調査団を派遣し、提出されたニーズや支援要請を検証し、その結果に基づき専門家が派遣されるという形態がとられている。これまで IMF は、政策立案、研修の実施、機材の提供など様々な分野で技術支援を行ってきたが、スタディツアーは支援には含まれていない。特にアジア諸国に対しては、RMF (Revenue Mobilization Fund) や研修・ワークショップ等のスキームを用いた支援を行っている。新型コロナウイルス感染症の感染拡大以前は、IMF がシンガポール

¹³⁴ フィリピン国内では実績はないが、OECD は国連開発計画 (UNDP) と協力して、2015 年に「国境なき税務調査官 (Tax Inspector Without Borders : TIWB)」という共同イニシアティブを立ち上げている。OECD/UNDP は、TIWB のスキームを通じて税務調査能力の強化・構築を必要とする国を支援している。

¹³⁵ フィリピン政府は、BEPS に関する戦略的対話に参加し、2017 年 11 月に BEPS プロジェクトに関する定期コンサルテーションを受けている。

¹³⁶ BIR (2020), *Joint Virtual Capacity Building on TP*

¹³⁷ 2021 年 6 月 8 日実施の IMF 職員 (中山氏) へのインタビュー結果

に設立した研修機関においてフィリピンのみならずアジア諸国を対象に年に数回の研修を実施していたが、2020年には1回も開催できていない。

特にフィリピンに対する支援としては、2018年に政策立案の分野における租税条約に対する支援が挙げられる。同支援では、租税条約や国際課税に関するセミナー実施を支援した。BIRのTP課税に対するIMFの支援は、現在の支援が完了した後、フィージビリティ調査の結果に基づき決定する予定である。

(6) 世界銀行(WB)

世銀は、BIRの電子近代化に取り組んだ最初の主要な援助機関である。世銀は1993年から1999年にかけて実施した税務コンピュータ化プロジェクト(Tax Computerization Project)を通じて国際税務局の取り組みを支援し、近代化の取り組みを加速させた。その後も、世銀は、税務行政改革のための国家プログラム支援プロジェクト(National Program Support for Tax Administration Reform Project)を通じてITシステムの強化を継続的に支援してきた。また、近年ではDOFの税制改革プロジェクトの下で行われる研修の講師として関連分野のコンサルタントを派遣している¹³⁸。

¹³⁸ DOF (2019), Digital Transformation Session under the Tax Reform.

4. 更なる発展に向けたオプションと提言

4. 更なる発展に向けたオプションと提言

フィリピンは、社会経済情勢における全ての課題に取り組む必要がある中で、いかに税務政策と行政を設計し実施するかが、非常に異なった結果を招くことになる。今回の調査で明らかになった政治的・行政的課題を踏まえ、指定された調査項目と TP 調査の研修の導入についての今後の対応を検討するために、チームは以下のとおりオプション提示と提言を行う。ただし、実施方法、実施時期及び実施期間に関しては、BIR と全ての関係機関の間で十分検討し決定すべきものである。

4-1 法令

フィリピンは BEPS の包括的枠組への参加を約束していることから、法的枠組が BEPS のミニマムスタンダードを満たすように整備されなければならない。よって BIR と DOF は、国際機関と協力して、世界中の税務当局のベンチマークを継続的にフォローアップし、立法者に BIR が置かれている状況を理解させ、法規の制定を促進するために取り組んでいる。そのためには、税務関係の担当をしている議員を含むすべての関係者の間で、ハイレベルと実務家レベルの両方の連絡チャンネルを確立する必要がある。

4-2 税務行政

[行動計画 5] 有害税制への対抗

行動計画 5 に関しては、フィリピンは必要な法的枠組の整備をしなければならない。まず、現在の条約相手国とルーリングを交換する自発的 EOI の導入が優先課題であり、RR は財務大臣によって署名されなければならない。全てのフィリピンの租税条約は既に、全ての種類の EOI が規定されている。しかし、この特定の業務に関する職員の役割や義務については既存の発行文書ではカバーされていないことから、実施開始前にルーリングのための自発的 EOI に関する RR を準備する必要がある。BIR が既に 2021 年 6 月に DOF に RR を送付したように、近い将来それが承認される見込みである。同時に、他国へのルーリングの交換を拡大するために TIEAs や MAC の活用方法を模索すべきである。フィリピンは 2014 年に MAC に署名していることから、上院は同意に向けた審議をする必要がある。DOF がその状況を注視する必要がある。行政執行上の措置としては、BIR が有害税制のリスクを監視することが重要である。そのため、ITAD は定期的な指導を実施し、求められた書類が適切に提出されていることを確認する必要がある。また、税務相談や税務調査を通じてリスクが把握される必要があり、そのリスクを特定した職員が ITAD に案件を照会して書面によるルーリング発行が必要かどうかを判断するためのメカニズムの導入が不可欠である。

[行動計画 6] 租税条約の濫用防止

BIR はまず、GAAR をドラフトして DOF に送り、そして、税法に含めることを議員に説得する必要がある。また、MLI の署名を目指しているため、BEPS ミニマムスタンダードを満たすことが前提

となっている。従って、DOF が既に ADB と協力しているように、BEPS ミニマムスタンダードを満たすために更に注力していくことが重要である。OECD 事務局に批准書を預け承認を得た後で、MLI が適用される条項を特定する対象租税条約 (The Covered Tax Agreement) を条約相手国と交換する必要があるため、それを事前に準備する必要がある。

[行動計画 13] 国別報告書

第一に、BEPS の包摂的枠組みのミニマムスタンダードの一つである国別報告書の導入に向けて、MAC の批准、MCAA 及び国内法の枠組みをできる限り早期に進めるべきである。次に、納税者から提出された様式 1709 を中心に、移転価格文書を通じた移転価格税等の国際課税に係るリスクアセスメントを実施する特別組織(チーム)を作ることが検討されるべきである。様式 1709 等の各種情報をデータベース化し、ビッグデータを用いた分析ソフトウェア等のビジネス・インテリジェンス(BI)を活用し、移転価格を含む国際課税におけるリスク分析を進め、調査の事例選定に活用すべきである。このリスクアセスメントを担当する組織は、移転価格調査チームとは異なる組織で構成する必要がある。移転価格調査のみに限定せず、国際課税分野における多面的なリスクをより客観的かつ効率的に広く把握すべきである。

[行動計画 14] 紛争解決メカニズム

BEPS の包摂的枠組みのミニマムスタンダードの一つである相互協議と事前確認の実施には、ガイドラインの即時最終化と担当チームの創設が必要である。理想的には、両チームに所属するスタッフは移転価格調査の経験を持つべきである。

また、他国の BEPS に基づくレビューの要件を満たすため、または相互協議のプロセスにおいて他の税務当局と議論する知識を有するために、スタッフは移転価格、相互協議および事前確認の実施手続きについて研修を受ける必要がある。

(3) 移転価格課税: 税制と執行

移転価格調査専任組織(セクション)を早期に設置する必要がある。移転価格調査は一般的な調査と比較して、膨大な作業と長い時間を要する。従って、一つのケースをチームとして 2 人が担当し、専任セクションで複数のチームを編成することが望ましい。それが、将来の人材確保につながるであろう。さらに、移転価格の調査官を審理面から支援するチームを作るとは、今後の有効手段の一つとして考えるべきである。これにより、調査中に、調査官は法令の適用を確認し、当チームから助言を受けることができ、その結果、法令の適用と紛争の処理の画一化に資することとなる。

また、移転価格に関する初級から上級コースを通じて職員の計画的な育成を図り、移転価格に関する専任セクションへの戦略的な配置も必要である。今後は、移転価格に関する理解を発展させ統一するため、移転価格調査チームと相互協議、事前確認チーム間の人事交流の可能性を探ることも重要である。

[デジタル課税]

BIR と DOF は、法案第 7425 号「デジタル取引への VAT の賦課」の可決に向けた上院の審議をフォローし続ける必要がある。その間 BIR は、業務に関する関連規則等の準備をし、導入前に納税者への十分な周知をする必要がある。フィリピンでの税込確保をするために、OECD/G20 加盟国の間でのデジタル課税（所得税）の将来的な合意に向けた早期計画が必要である。国内電子商取引を含むデジタル経済に対処するために、BIR が電子商取引をモニター・分析する専任部署／チームを創設し、フィリピンにおいて徴収すべき税の把握をすることを提案する。

[情報交換と共通報告基準]

自発的情報交換に加え、グローバル・フォーラムによって作られた国際基準を満たすために AEOI が導入されなければならない。また、CRS MCAA に署名するためには、銀行秘密に関する課題を解決することが必要である。資金洗浄やテロリスト資金と脱税による資金の関係がしばしば議論され、いくつかの税務当局がその法律に基づいて金融情報を入手できるようになったことを踏まえ、フィリピンが AEOI のための金融情報を入手するために「マネーロンダリング防止法」を利用することが出来るか検討する価値はある。MAC が 2014 年に署名されたが上院にてまだ批准されていないことから、フィリピンは調整機関にオブザーバーとして参加できる資格がある。従って、会議をオブザーブし、議会に継続的に報告することで懸案事項の審議を促進することができる。組織編制については、EOI プログラムに関する今後の業務量の増加が見込まれることから、EOI 実務のみに注力する専任の小規模チームを立ち上げることを提案する。

[税務行政の更なる向上]

新しい法律・規則が施行された場合、納税者が検討し、実務への対応を行うための十分な時間を提供することは広報を推進すること以上に必要である。また、職員間の統一的な法令解釈を強化するため、1) 研修による職員の知識の向上、2) 日常業務に必要で十分な資料物品の提供、3) BIR 組織内で公式解釈の要請をし、その結果が得られるよう、指揮命令系統を完全に機能させることを提案する。これが課税の公平性につながる。

BIR は、VAT 還付処理目標を申請日から 90 日以内に行うと定めていることから、還付状況を監視するシステムを強化する必要がある。目標期間内に処理が完了しない場合は、担当部署は申請をした納税者に対してその状況と理由を連絡するよう徹底する必要がある。加えて、特に BIR が納税者からの申請を却下する場合の共通した誤り例など、より詳しい FAQ を追加することにより納税者の理解が深まり、不必要な紛争を回避することが出来るようになる。

税務調査に関しては、調査官だけでなく調査部署の監督者も、納税者に提示する調査結果が証拠に基づき、かつ、NIRC に従ったものであることを確認する必要がある。調査による推計課税は、事実が認められたものの納税者の協力が得られない場合に限り認められるべきである。これにより、納税者の間で税務調査に対する透明性と調査官への信頼が増すことにつながる。数名の納税者が LTS の

調査官に対する満足度を表したとおり、他の部署の調査技術を向上するための様々なプログラムを導入すべきである。例えば、期間限定で他のオフィスの調査官を LTS での OJT の経験をさせるために配置することや、LTS か選ばれた調査官が担当管轄区域を任せ、アドホックベースで他のオフィスの困難事案を手伝うなどである。

4-3 人的資源開発／研修

[BEPS に関するより深く、より専門的な知識の習得]

フィリピンではまだ TP 調査が実施されていない状況にある。このことから、調査チームは TP 課税に関するより深く専門的な知識を得るために、以下のような取り組みを提言する。

- 1) OECD 知識共有プラットフォームをはじめとする信頼できるオープンソースシステムにアクセスし、TP 調査に関する地域固有の情報やデータを入手する。
- 2) TP 実務者から高度な知識や専門性を得るために、開発パートナーがフィリピンやアジア太平洋地域の国々に提供する TP 研修、関連する対話や会議を最大限に活用する。
- 3) 2)での記載の Off-the-Office 研修や文献調査から得られた BEPS に関する高度な知識と理解を用いて、TP 調査の実施を促進する。
- 4) 実際の TP 調査の実施に基づき、更なる調査・研究を行う。
- 5) 可能な限り多くのフィリピン国内での TP 調査事例を蓄積し、そこでの知見を TP 専担チームで共有を図る。

そのためには、研修や実務を通じて、知識や専門性の継続的な蓄積に向けた人材育成システムやフレームワークを構築していくことが重要である。なお、TP 調査実施の実務面での提言については、前述の「4.将来に向けての提言 4-2 税務行政」の項で詳述している。

[情報通信技術のハード面(インフラ)及びソフト面(スキル)の向上]

まず、BIR の e-Learning プラットフォームの有効性が確認され、BIR マネジメントによって今後の方向性が決定づけられた段階で、プラットフォームの機能強化のために必要な予算を確保していく必要がある。また、当面は既存のシステムを改善する方法を検討する必要がある。e-Learning プラットフォームのキャパシティの問題については、以下の対策の実施を検討していくよう提言する。

- 1) E-Learning プラットフォームのオペレーションシステムをレビューする。
- 2) PTA-iLearn と BIR のパイロットプラットフォームに割り当てられた容量を最大限に活用していくために、プラットフォーム自体の容量を評価する。
- 3) 研修教材の作成基準の最適化を図る。
- 4) 限られたプラットフォームの容量を BIR が提供する必要な研修に効果的に割り当てるために、プ

ラットフォームでの使用容量を軽減していくための他のアプリなどのツールを検討する。

5) 国内外でのオンライン研修コースの開発などの学習機会を模索する。

4-4 二国間ドナー及び国際機関の活動

まず、「インフラ整備」、「制度・政策開発」、「BEPS 関連スキル開発」の分野で、複数のドナーや組織が BIR を積極的に支援しているという事実を踏まえ、BIR は開発パートナーと協力して多面的な動きを続けていくべきである。このような連携と資源の効果的な配分・活用が今後の発展の鍵となる。

次に、JICA は、日本国内のリソースや専門性を活かした今後の支援のあり方を検討するだけでなく、今後の協力に相乗効果をもたらしていけるよう他の開発パートナーとの協働のあり方を模索していくことが望まれる。JICA は、テーラーメイドで対応できるという強みを活かして、まずは ADB や OECD と

TP 課税を含む BEPS 関連の課題に取り組むための将来的な協力の可能性を探り、将来的なシナジー効果を生み出すために、彼らと協力して具体的な活動を進めていく必要があると考えられる。

最後に、世界的な社会経済の動向が BEPS を含む国際課税に大きな影響を与えることから、今後のフィリピンへの支援を検討する際には、海外の動向だけでなく、フィリピンの国内動向にも継続的に注意を払っていくことが重要である。そのためには、日本を含む開発パートナーが、2021 年 5 月に設立されたアジア太平洋税務ハブ（Asian Tax Hub）で行われてる BEPS 関連の取り組みに積極的に参加・協力することが推奨される。

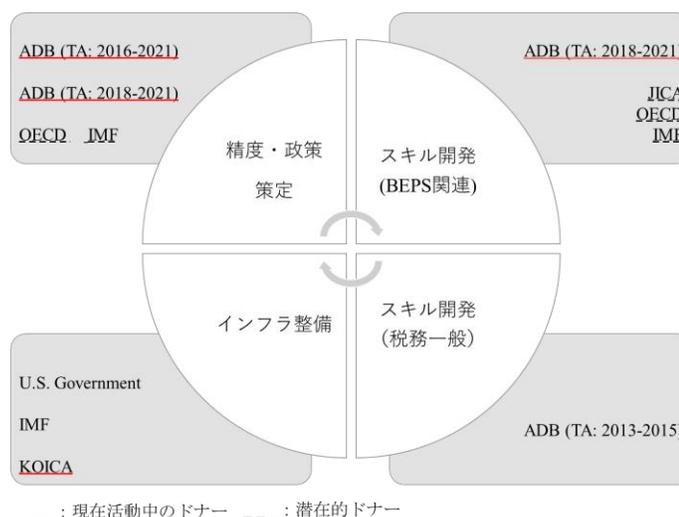


図 1 開発パートナーの活動領域

4-5 TP 基礎研修の実施オプション

調査チームは、上記の現状と課題を踏まえ、今後の TP 基礎研修コース実施に向けた(1) 研修の目的、(2) 研修内容、(3) 研修のツール（教材）、(4) 研修モダリティ、(5) 研修アプローチについて、以下のとおり提案する。

(1) 研修の目的

フィリピンでは、税法第 50 条と 244 条に基づき、2013 年に TP ガイドライン、2019 年に TP 調査ガイドラインが策定されている¹³⁹。また、MAP は既に導入・実施されており、近い将来 APA も導入される予定である。一方で、TP 調査の実施を促進するための TP 調査マニュアル（手順書）や通達（Circular）等の参考書類は作成されておらず、また、TP 調査のための専門部署も設置されていない。そのため今日まで TP 調査は実施されていない。このような状況に鑑み、今後 TP 基礎研修を実施していく際には、TP 調査だけでなく、MAP や APA などの関連手続きに関する基本的な知識を提供していく必要がある。

(2) 研修内容

TP 基礎研修の研修モジュールは、1) OECD が推進している BEPS の基本原則、2) フィリピンで制定されている MAP などの TP 調査や関連手続きに関わる関連法令、3) TP ガイドラインや TP 調査ガイドラインなどの TP 調査の実施に関わるその他の重要文書、などに沿って作成していく必要がある。また、TP 調査の基礎的な学びを促進していくためには、少なくとも以下のトピック及び分野をカバーしておく必要がある。

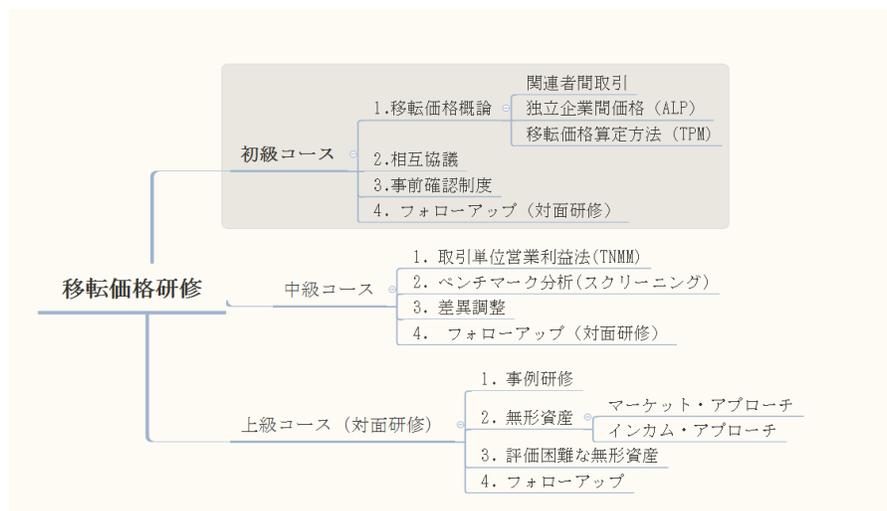


図 2 研修内容(提案)

¹³⁹ 2021 年 8 月時点で改定の予定はない

(3) 研修ツール

本稿執筆時点で（特に、新型コロナウイルス感染症の状況下では）、調査チームは、BIR が提供する研修では書面資料とビデオクリップが主な教材として使用されていることを確認した。これらのツールに加えて、「オーディオ教材」の使用も教具の一つとして検討することを提案する。音声教材は、受講者が自分で再生速度を調整できるため、研修参加者が忙しいスケジュールの合間にモジュールを学習する状況では有用な選択肢となる。また、毎日の通勤で時間がかかる者や、指定された時間に PC や携帯電話、タブレットを開いて教材を読む時間が取れない者にとっても、利便性が高く、大きな助けになるものである。



図 3 研修ツール(提案)

(4) 研修モダリティ

調査チームでは、今後の TP 基礎研修について、理論的な知識と実践的な知識・理解の両方が求められる TP 調査の性質を考慮して、e-Learning とバーチャルトレーニングを組み合わせた研修モダリティを提案する。この方式では、受講者は理論的な部分を e-Learning で学び、実務的な内容をバーチャルトレーニングで学ぶことになる。研修期間中、まず理論を学び、次に実践を行い、すべてのトピックを網羅するまで e-Learning とバーチャルトレーニングを繰り返し行う。また、研修参加者には、BEPS 導入研修後にオンラインの事前・事後アセスメントの受講を求め、研修主催者がバーチャルトレーニング実施に先立ち受講者の理解度を把握できるようにする。

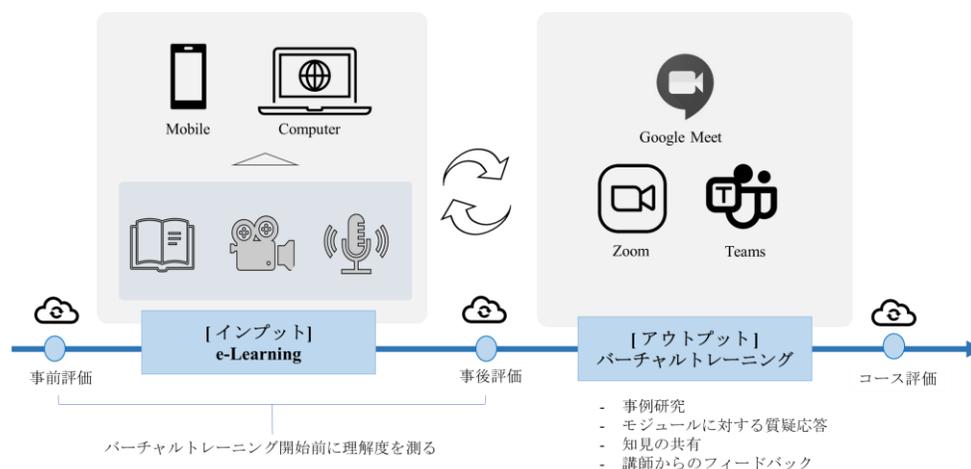


図 4 研修モダリティ

(5) 研修アプローチ

調査チームは、TP 基礎研修の実施方法について、1) マス・アプローチ (Mass Approach)、2) フィルタリング・アプローチ (Filtering Approach)、3) TOT (Training of Trainers) アプローチ (TOT/Cascade Approach) の3つのアプローチを提案する。マス・アプローチによる研修では、国内のすべての税務職員および関連職員を対象とし、対象全職員が TP 調査能力の習得を目指すものである。2) フィルタリング・アプローチによる研修では、事前に参加者の選定のための具体的な条件を設定し、選出された職員が研修に参加し、優秀な職員が TP 調査の専門家になるための上級研修コースの候補者として選抜されるというものである。3) TOT アプローチの研修では、BEPS 業務を担当する限定された職員がまず一連の研修を受け、その後、他の職員を対象に実施される BEPS/TP 研修コースで指導的役割を果たすことになる。

これら3つのアプローチの特徴は、以下の7つの基準—1)戦略の精度・明確化(Accuracy of Strategy)、2)対象者(Target Participant)、3)変化への対応力(Resilience to Changes)、4)トレーニングサイクル(Training Cycle)、5)実施効率(Implementation Efficiency)、6)専門分野の吸収速度(Absorption Speed on Specialized Topics)、7)実践の即効性(Immediate Efficiency on Practice)—で分析・説明することができる。調査チームによる分析結果を以下に示す。

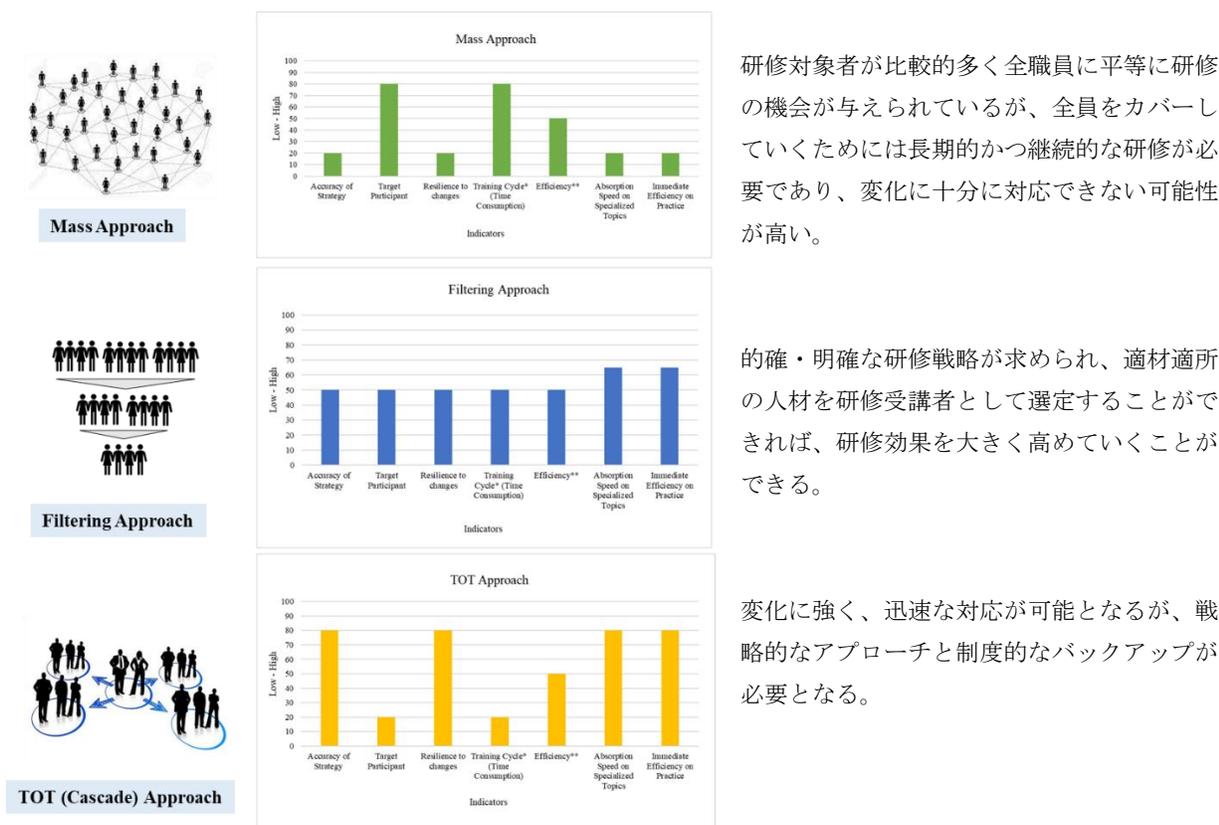


図 5 研修アプローチと特徴(アプローチ別)

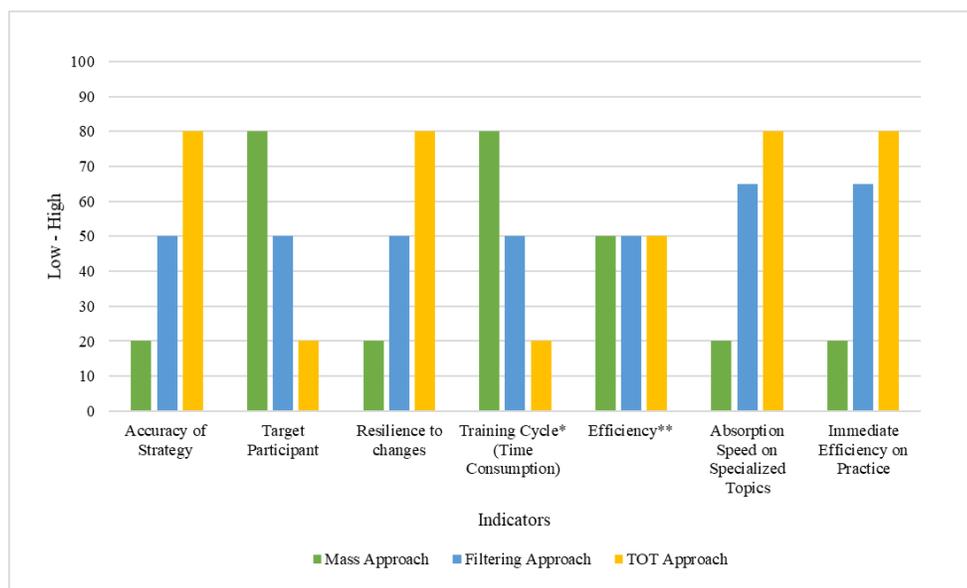


図 6 研修アプローチと特徴(全体比較)

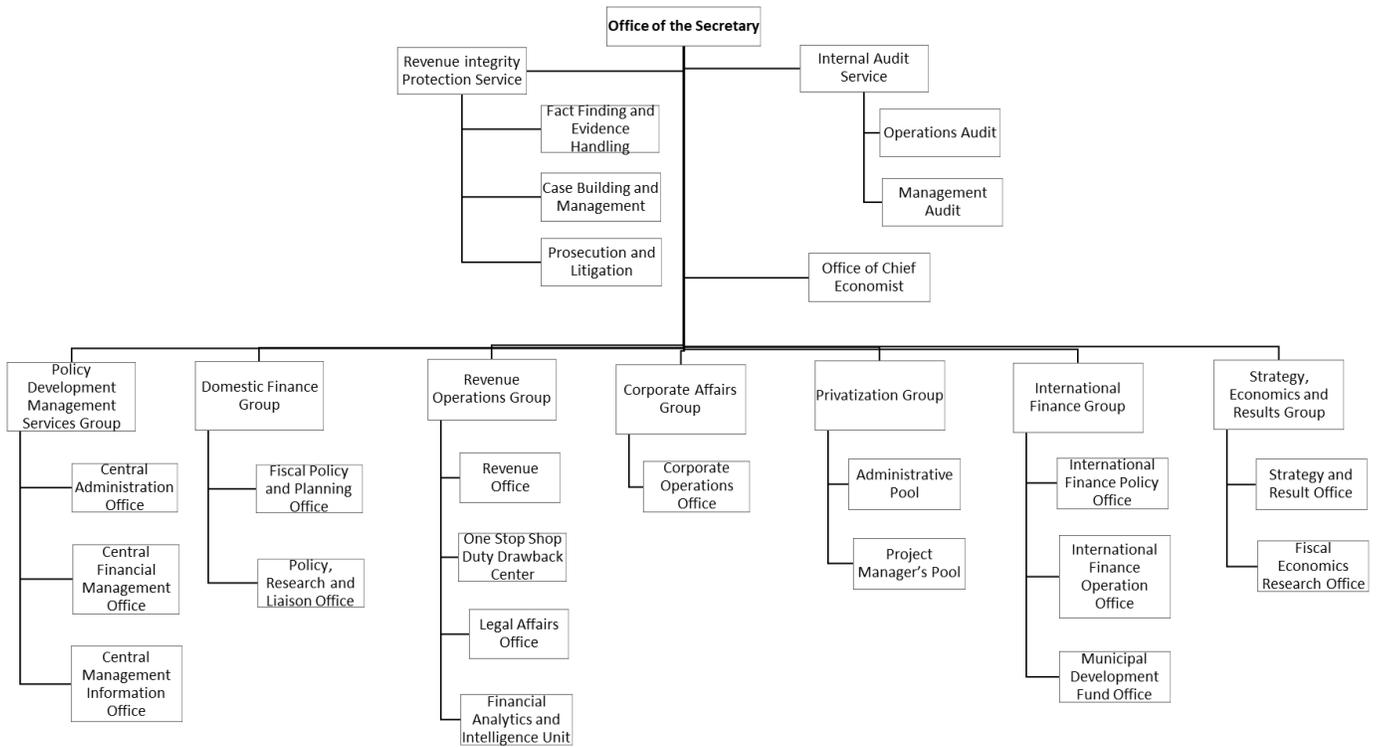
以上を踏まえ、調査団は研修概要案として次の内容を提案する。

表 1 TP 基礎研修概要(案)

項目	概要
目標	研修参加者が TP および TP 調査の基本概念を理解する。
研修項目	<ul style="list-style-type: none"> □ TP 課税 □ MAP □ APA
期待される成果	研修終了の時点で期待される成果 <ul style="list-style-type: none"> □ TP 税制の背景と現状を理解する。 □ TP 調査の基本的な構成要素を理解する □ TP に関する中級研修の受講候補者となる。
ツール	書面教材、ビデオクリップ、オーディオ教材
モダリティ	<ul style="list-style-type: none"> □ リーディング：e-Learning: Material Reading □ グループワーク、ロールプレイ、グループ討議：Virtual training (注) 対面研修の場合にはすべて研修会場で行う
評価	事前、事後評価 研修評価
受講者	<ul style="list-style-type: none"> □ 税務調査経験（最低 1 年）またはクロスボーダー取引の評価経験を有する税務職員 □ 法務職員（I～IV）

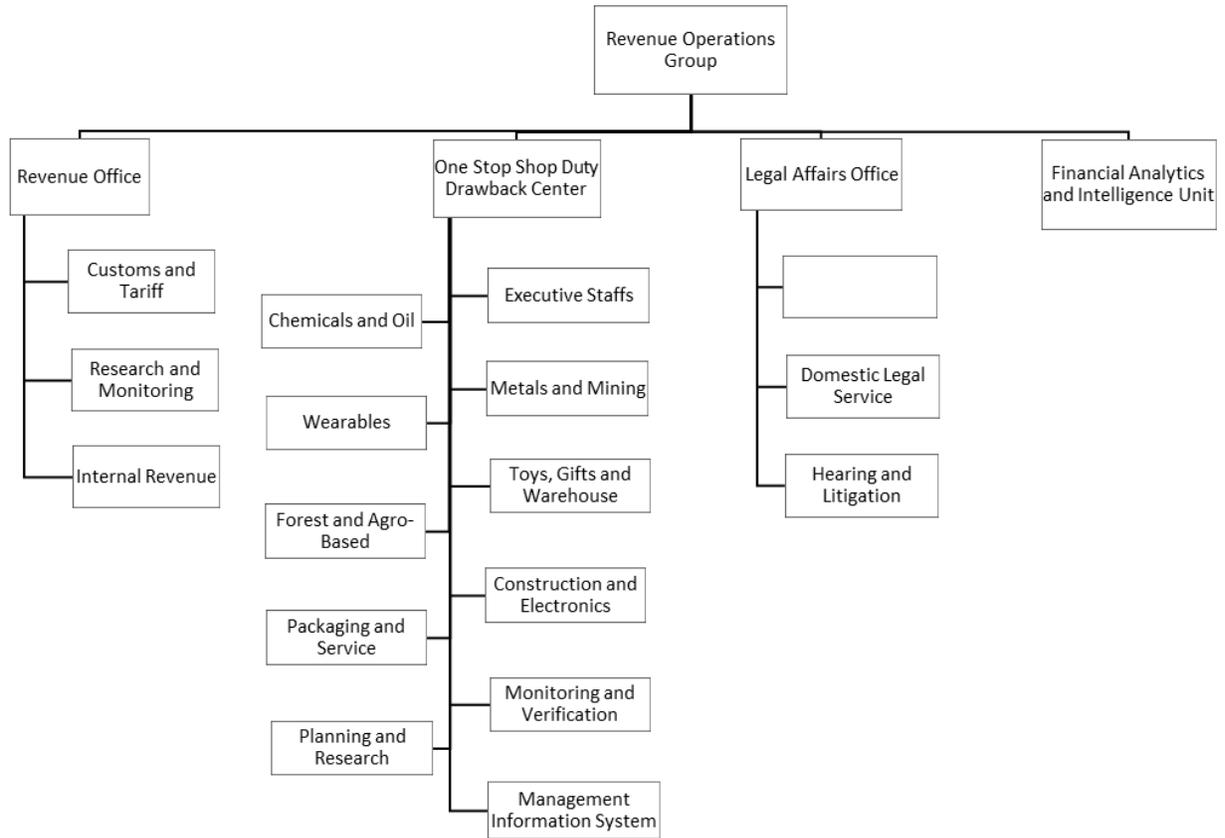
別添

別添-1 DOF 組織図



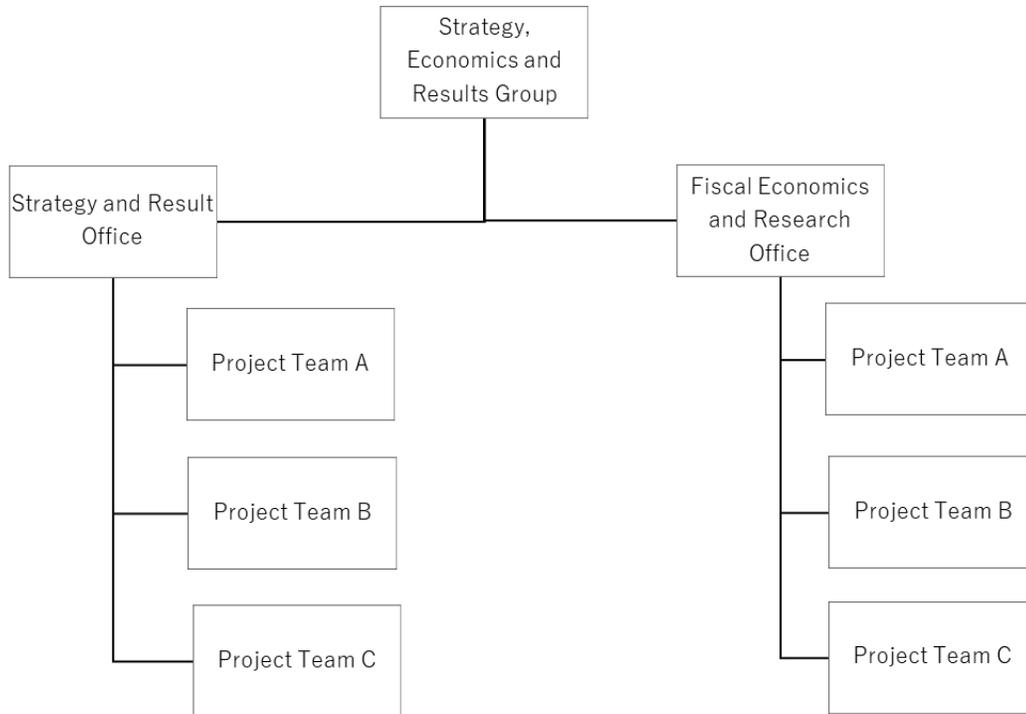
(出所: DOF ウェブサイト)

別添-2 DOF:歳入業務グループ組織図



(出所:DOF ウェブサイト)

別添-3 DOF: 戦略・経済・成果グループ組織図



(出所: DOF ウェブサイト)

別添-4 AEOI プロジェクトチーム

Heads:	
For Legal Matters	Deputy Commissionaer, Legal Group
For Data Utilization and Monitoring	Deputy Commissionaer, Operations Group
For IT Solution, Data Matching, Confidentiality and Data Safeguards	Deputy Commissionaer, Information Systems Group
Members:	
A. Legal	Assistant Commissioner, Legal Service
	Chief, International Tax Affairs Division (ITAD)
	Assistant Chief, ITAD
	Exchange of Information (EOI) Section, ITAD
	Chief, Law and Legislative Division (LLD)
	Assistant Chief, Law and Legislative Division
	Legislative Section, LLD
B. IT Solution	Assistant Commissioner, Information Systems Development & Operations Service
	Assistant Commissioner, Information Systems Project Management Service
	Division
	Chief, Systems Development Division
	Division
C. Data Matching and Utilization	Assistant Commissioner, Large Taxpayers Service
	Chief-of-Staff, Operations Group
	Assistant Commissioner, Assessment Service
	Regional Directors
	Chief, ITAD
	Chief, Business Intelligence Division
	Chief, National Investigation Division
	Chiefs, Regional Investigation Division
Division	
D. Confidentiality and Data Safeguards	Assistant Commissioner, Internal Affairs Service
	Chief, Internal Investigation Division
	Chief, Security Management Division
	Chief, ITAD
	EOI Section, ITAD
E. Monitoring of Results	Assistant Commissioner, Large Taxpayers Service
	Chief-of Staff, Operations Group
	Chief, ITAD
	EOI Section, ITAD

(出所: BIR)

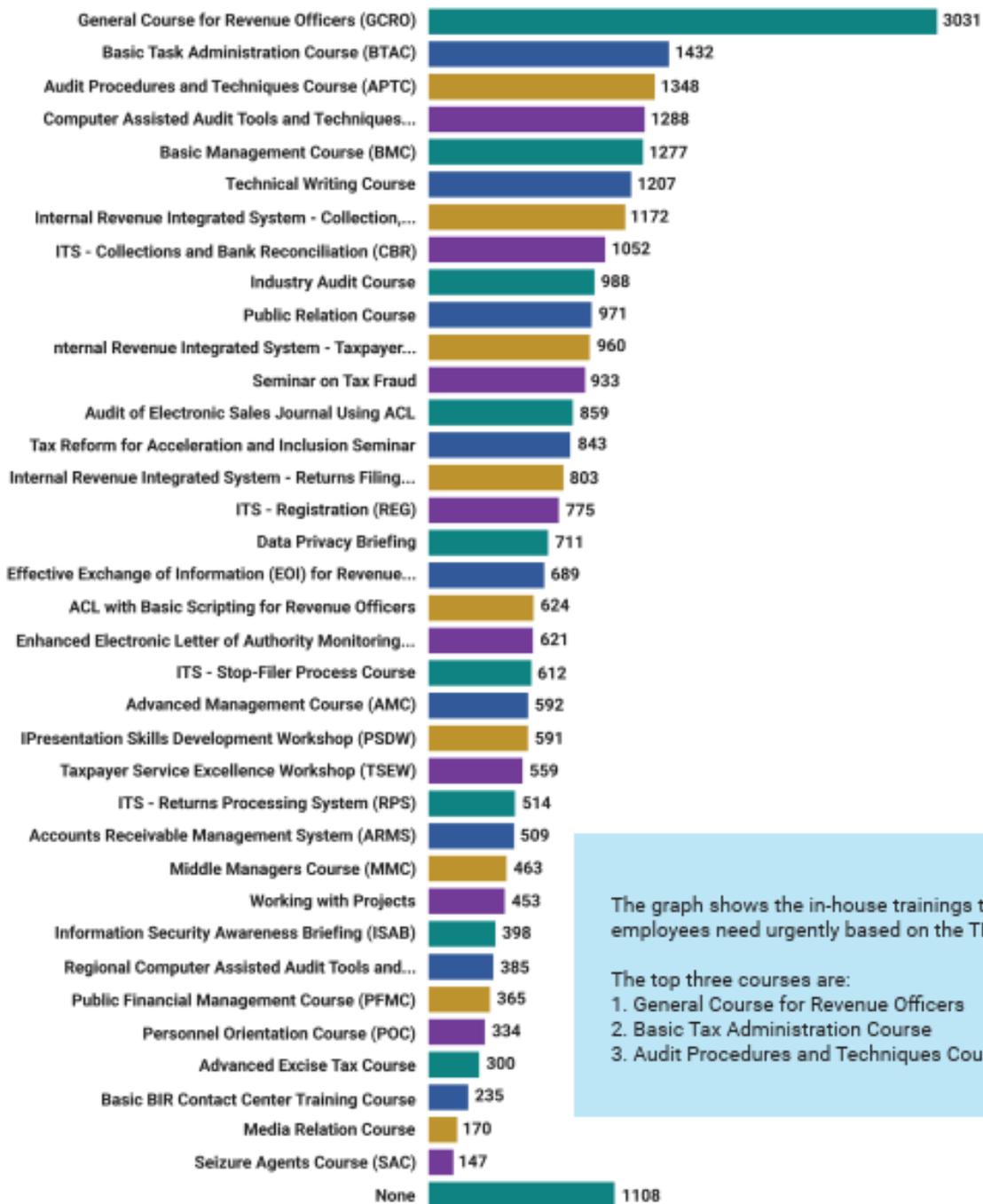
別添-5 法関係、BEPS、EOI、調査及び人的資源開発を担当する部署¹

Research Topic	Office in charge	Function
Legal matter	Law & Legislative Division	1. Serves as clearing house to Revenue Regulations & other issuances involving legal matters or with tax implications prepared by other offices of the Bureau. 2. Prepares drafts of all rulings and opinions on legal issues of first impression involving the interpretation of the NIRC of 1997 and other laws related thereto.
Legal matter - BEPS - digital economy - EOI	Legal Service	1. Provides functional direction to the preparation and interpretation of revenue laws, implementing regulations/issuances, decisions on administrative protests involving questions of law and/or fact and claims for tax credit/refund of taxes erroneously paid, tax treaties, international tax policies and agreements and other legal matters.
Policy - BEPS/ International standard, - TP (APA, MAP) guideline, - EOI	International Tax Affairs Division	1. Formulates and administers work plans for the effective discharge of International commitments and obligations of the BIR (e.g. SGATAR, Global Forum) 2. Studies and recommends measures/issuances affecting international taxpayers (e.g. multinational enterprises) and international transaction (e.g. TP, APA) 3. Implements the uniform application of international tax laws, court decisions, revenue regulations and other issuances is in charge of EOI (on request, automatic via the CRS or FATCA, and spontaneous).
Audit planning	Assessment Programs Division	1. Conducts study, research and analysis for the development of audit procedures and techniques for improving the quality of tax audit. 2. Conducts study and analysis for risk assessment related to audit and preparation of the annual national audit plan. 3. Recommends actions and improvements after evaluation of field offices' implementation of assessment programs, including their reporting system.
Audit related work	Audit Information, Tax Exemption & Incentives Division	1. Formulates policies, work programs, standards, guidelines and procedures relative to the supervision of tax exemptions/incentives by entities duly registered with the BOI, PEZA, SBMA and other IPAs. 2. Develops and recommends policies, work programs, standards, guidelines and procedures in the
Training	Human Resource Development Service	Provides functional direction to matters concerning personnel in the areas of career management, performance evaluation, employees welfare and trainings.
Legal matter -CRS, CbCr, F1709	LT Assistance Division	1. Provides frontline assistance/information and undertakes tax information dissemination and education campaign for LTS. 2. Receives and processes applications for secondary registration, registration-related permits, certificates, registration information, updates together with the required attachments and all forms of inquiries from LTS.
General work for large taxpayers	Large Taxpayers Service	1. Provides functional direction to taxpayers assistance, collection, assessment and monitoring activities on large taxpayers including computerized and non-computerized processing & analysis of data. 2. Administers and enforces internal revenue laws and regulations including the assessment and collection of all internal revenue taxes, charges and fees.
Audit planning	LT Performance Monitoring & Programs Division	1. Reviews and monitors projects/programs on LTS to ascertain whether results are consistent with established objectives and goals & such projects/programs are being carried out as planned. 2. Implements work programs, methods and procedures in gathering, maintaining and analyzing data/information.
Audit for large taxpayers	Regular LT Audit Divisions	1. Identifies taxpayers under its jurisdiction for issuance of LAs in accordance with the audit program of the LTS. 2. Conducts quality audit of tax cases within its jurisdiction and submits reports of investigation thereof. 3. Processes and recommends approval/disapproval of all claims for tax credit/refund of taxpayers, except those processed by the Legal Service.
HR, Training	Personnel Division	1. Formulates policies, work programs, standards, guidelines and procedures relative to personnel information, recruitment, selection, promotion, career management, compensation and benefits, employee's performance appraisal and payroll system. 2. Develops, applies and evaluates policies, procedures, methods and programs related to the individual in the organization to promote and enhance work effectiveness and advancement.
Training	Training Delivery Division	1. Administers/implements the conduct of priority programs/courses as well as all other trainings such as regular, Information and Communications Technology (ICT)/ICT-related, livelihood programs, and pre-retirement that will continuously upgrade the knowledge, skills, abilities, values and orientation of trainers/staff/personnel. 2. Monitors the conduct of training courses in the regional and district offices. 3. Manages and approves all articles/publications in the BIR Website/Portal regarding regular/coordinated in-house training programs.
Training	Training Management Division	1. Conducts Training Needs Analysis to identify the competency gaps and recommends effective training and development programs for the Bureau personnel. 2. Designs course syllabus/curriculum and develops/enhances training programs/materials for the Bureau's training programs. 3. Oversees/monitors and evaluates all regular and specialized trainings conducted by various offices.

(出所: BIR)

¹ ITAD は EOI (要請に基づく、CRS を用いた自動的又は FATCA 及び自主的)を同じく担当する。税務発行は関連者開示の提出を義務付けている。すなわち、ITAD が発行した、RR No. 19-2020, RMC No. 76-2020, RMC No. 98-2020, RR No. 34-2020, RMC No. 54-2021

別添-6 研修ニーズ分析結果 (2020)



The graph shows the in-house trainings that BIR employees need urgently based on the TNA.

The top three courses are:

1. General Course for Revenue Officers
2. Basic Tax Administration Course
3. Audit Procedures and Techniques Course

(出所: BIR“2020 年次報告書”)

別添-7 研修カレンダー(2021)

Training Delivery Division
Tentative Training Calendar
(Regular, ICT and Coordinated Trainings)
 January to December 2021

SEMINARS	2021											
	JAN	FEB	MAR	APR	MAY	JUN	JUL	AUG	SEP	OCT	NOV	DEC
A. ON-BOARDING COURSES												
- Personnel Orientation Course (POC)		(3-5) 8-11 (2 batches) (111 pax) 3-5	2-5 23-26		11-14		6-9	31 → 3			3-5 & 8	
- Information Security Awareness Briefing (ISAB)		(10) 15-16 (2 batches) (111 pax)	10-11 29-30		19-20		14-15		8-9		10-11	
- Data Privacy Briefing		(3) 8-9 (2 batches) (16) 18-19 (2 batches) (111 pax)	16-17	29-30	26-27		20-21		14-15		16-17	
- Basic Tax Administration Course (BTAC)		1-3 & 8-11 (2 batches) (backlog) (8-12) 15-19 & 22 (from DPA Feb3) 22-26 (2 batches) (111 pax)	22-26 & 29		17-24	21-28	26-30 → 2		20-24 27		22-26 29	
- Induction					31 → 4				6-10		8-12	
- Integrity						7-9				4-6		7-9
B. TECHNICAL COURSES												
- General Course for Revenue Officers (GCRO) (Priority list of Assessment from 2020 TNA Respondents)		15 → 16			3-31 31 → 28	15 → 13	12 → 10 2-30	1-29	1-29	3-29 → 2		
- Audit Proc. & Tech. Course					24 → 1 7-15 21-30		9-17 23-31	27 → 5 11-19 21-29				
- BEPS			8-15			28 → 5 12-19		6-13 20-27		11-18	10-17 15-22	
- Regional Computer-Assisted Audit Tools & Techniques (RCAATTs) Training							13-15 27-29	21-23 28-30	26-28		16-18 23-25	
- Technical Writing Course						29 → 1						1-3
C. ORGANIZATIONAL COURSES												
- LAMIC					3-10			9-14				
- GAD					10-14			16-20				
- Strategic Training Needs Analysis Course					24-28					4-8		
D. OTHERS												
- Mandatory Continuing Legal Education (MCLE)								7-10 14-17 (online)				

(出所: BIR 提供資料)